

保険 2 (生命保険)

第 3 章 契約者配当

平成 2 6 年 6 月作成

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験（専門科目）を受験する方のための教材です。

各項目について見識ある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を習得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表わすものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

平成26年度 テキスト部会（生保）

第3章 契約者配当

目次

3. 1	序文.....	1
3. 2	生命保険会社の利益と契約者配当	2
3. 2. 1	生命保険会社と一般事業会社の利益の違い.....	2
3. 2. 2	契約者配当は何故行うか.....	3
(1)	安全性の原則.....	3
(2)	経験料率の採用	4
(3)	保険料率の調整	4
(4)	競争上の手段として	4
(5)	購買力の実質価値保全.....	4
3. 2. 3	経営の技術課題と契約者配当.....	4
(1)	長期性に基づく収支構造の理解	5
(2)	剰余の適正配分	5
(3)	公平性と実務負荷のバランス.....	5
(4)	商品・価格政策	5
(5)	多様化する収支構造の把握.....	5
3. 2. 4	決算利益と契約者配当財源	6
(1)	決算利益の特性からの留意点.....	6
(2)	契約者配当の特性からの留意点	8
3. 2. 5	契約者配当財源の決定要因	9
(1)	責任準備金の評価方法.....	9
(2)	ソルベンシー確保.....	11
(3)	契約者配当の安定性維持・向上	11
(4)	通常配当と特別配当	11
3. 3	保険業法における契約者配当の位置付け.....	13
3. 3. 1	保険相互会社.....	13
(1)	保険業法第55条	13
(2)	保険業法第55条の2.....	13

(3) 保険業法施行規則第 30 条の 2	14
(4) 相互会社における契約者配当原理.....	15
3. 3. 2 保険株式会社.....	16
(1) 保険業法第 114 条	16
(2) 保険業法施行規則第 62 条.....	17
(3) 契約者配当と株主配当.....	17
3. 3. 3 公正かつ衡平について	17
(1) 公正について.....	18
(2) 衡平について.....	18
(3) 保険計理人の実務基準における取扱い.....	18
(4) 決算における配当財源決定に際しての留意点	20
3. 3. 4 無配当保険	20
(1) 無配当保険の意義.....	20
(2) 1972 年のアクチュアリー会建議書	21
(3) 無配当保険の利益の取扱い.....	22
3. 4 生命保険会社の保険計理人の実務基準	23
3. 4. 1 保険計理人の確認業務の導入.....	23
3. 4. 2 実務基準における契約者配当の確認	23
(1) 基本的な考え方（第 17、18 条）	24
(2) 会社全体の配当可能財源の確認（第 19～21 条）	24
(3) 商品区分単位の配当可能財源の確認（第 22 条）	28
(4) 当年度末アセット・シェアの確認（第 24 条）	28
(5) 将来のアセット・シェアの確認（第 25 条）	29
3. 5 契約者配当の割当と分配	30
3. 5. 1 契約者配当の割当と分配の違い	30
(1) 契約者配当の割当.....	30
(2) 契約者配当の分配.....	30
3. 5. 2 契約者配当の分配原則	31
(1) 公平性	31
(2) 弾力性	31

(3) 実務面の簡明性	31
(4) 契約者の理解.....	32
3. 5. 3 契約者配当の分配方式	32
(1) 契約者配当の分配に関する規定（規則第 30 条の 2）	32
(2) 利源別配当方式	33
(3) 経験料率方式.....	34
(4) アセット・シェア方式.....	35
(5) ファンド方式.....	36
3. 5. 4 契約者配当の割当方式	37
(1) 契約者配当と利益の対応期間（事業年度式と保険年度式）	37
(2) 配当開始期（3 年目配当と 2 年目配当）	37
3. 6 通常配当.....	41
3. 6. 1 契約者配当の割当と分配の仕組み.....	41
(1) 有効継続中の契約に対する割当（1 号割当）と分配	41
(2) 消滅契約に対する割当（2 号割当）と分配	41
3. 6. 2 利源別配当方式	45
(1) 利差配当	45
(2) 危険差配当	47
(3) 費差配当	48
(4) その他の要素.....	50
3. 6. 3 調整配当.....	51
(1) 保険料の遡及低料.....	51
(2) 契約者配当による事後調整.....	51
3. 7 特別配当.....	53
3. 7. 1 特別配当の考え方.....	53
(1) アセット・シェアに基づくとする考え方	53
(2) 単にキャピタルゲインの還元とする考え方.....	53
(3) 経営上の政策配当とする考え方	54
3. 7. 2 1974 年のアクチュアリー会答申.....	54
3. 7. 3 特別配当の種類	55

(1) 消滅時配当 (μ 配当)	55
(2) 長期継続配当 (λ 配当)	56
(3) μ 配当と λ 配当の推移.....	56
3. 7. 4 ベスティング.....	57
3. 7. 5 インカム配当原則の見直し	58
(1) インカム配当原則とは.....	58
(2) アセット・シェア方式による総合収益の還元	58
3. 8 5年ごと配当保険	60
3. 8. 1 開発の背景	60
3. 8. 2 基本的な仕組み	60
3. 8. 3 割当と分配	61
3. 8. 4 消滅契約に対する分配	62
3. 8. 5 財源準備と割当・分配の関係.....	62
3. 8. 6 予定利率と契約者配当	63
3. 8. 7 5年ごと配当の課題.....	64
(1) 契約者の受取実感.....	64
(2) 事前準備と契約者説明.....	64
(3) 事務負荷.....	64
3. 9 団体保険.....	65
3. 9. 1 団体保険における配当の割当・分配	65
3. 9. 2 団体保険における配当還元方式について	66
(1) 利源別配当方式	66
(2) 団体保険の契約者配当の要素.....	66
(3) 団体保険の配当率設定.....	67
(4) 団体保険の配当課題	68
3. 10 団体年金保険.....	71
3. 10. 1 配当体系	71
3. 10. 2 基本的な配当方式	71
3. 10. 3 配当率設定の考え方	71
(1) 1995年頃まで	71

(2) 1996年頃から	73
3. 11 配当金支払方法	74
(1) 現金による支払い	74
(2) 次回払い込む保険料と相殺して支払う	74
(3) 一時払い保険金買増	74
(4) 利息をつけて積立てる方法（積立配当）	75
(5) 一年定期保険買増	75
(6) 純粋生存買増の問題	76
3. 12 わが国の契約者配当の史的発展	77
3. 12. 1 第2次世界大戦前（～1945）	77
3. 12. 2 第2次大戦後から保険審議会の開催まで（1948～1958）	79
3. 12. 3 配当率の個別化の進展と内部留保の充実（1959～1970）	80
3. 12. 4 特別配当の導入とその発展（1971～）	80
3. 13 金利低下期における契約者配当について	82
3. 13. 1 1986年の特別問題研究会	82
3. 13. 2 近年の低金利対応	83
(1) 予定利率別の配当基準利回りの導入	83
(2) 契約単位配当方式の導入	83
3. 14 契約者配当のその他問題点	85
3. 14. 1 募集資料記載の配当率	85
3. 14. 2 個人保険と団体保険のバランス	86
3. 14. 3 その他の課題	87
(1) 剰余金処分によらない契約者配当（Directgutshrift）	87
(2) 投資対象を考慮した契約者配当制度	87
(3) 契約者間の公平性に関連して	87
(参考) 各国の契約者配当制度	90
1 米国	90
(1) 契約者配当理論の見直し	90
(2) 米国における契約者配当の問題点	91

2	英国	95
	(1) 契約者配当の歴史	95
	(2) 金利低下後の契約者配当のあり方	98
	(3) 募集資料に使用する契約者配当率（金融サービス法に関連して）	100
3	（旧）西ドイツ	101
	(1) 剰余金の分配	101
	(2) 分配方法	102
	(3) 契約者配当金の支払方法	103
	(4) 将来に支払われる配当例示	103
4	フランス “Revalorization” の概念について	104
	(1) 基本的仕組	104
	(2) 保険料据置の選択	104
	(3) 料率と責任準備金	104
	(4) その他の事項	105

第3章 契約者配当

3. 1 序文

本章では契約者配当（相互会社においては社員配当という。）に関する考え方や課題等を取り上げるが、契約者配当は、国、時代および経済環境等の状況によってその課題は区々である。

日本の生命保険会社においては、初めての生命保険会社として、1881年（明治14年）7月に開業した明治生命が開業当初から有配当契約を取り扱ったことを始めとして、その後、多くの生命保険会社が有配当契約を取り扱ってきた。しかし、戦争、高度経済成長、バブル崩壊などの環境変化に加えて、商品・価格の多様化や相互会社の株式会社化による経営スタイルの変化、無配当保険の台頭もあり、契約者配当の課題は一層多様化してきていると思われる。

しかしながら、このテキストで記載するように、相互会社が社員配当を剰余の処分と考え、株式会社は契約者配当を費用とみなそうとも、予定と実際の調整という契約者配当の基本的な考え方は大きくは変化していないと考えられ、また、契約者配当の基礎を知ることは、商品開発、価格設計、決算・リスク管理等、経営の様々な場面に深く係わるアクチュアリーとしては重要であると考えられる。

よって、テキストの記載に際しては、我が国の有配当商品の契約者配当に焦点をあて、基本的な契約者配当の内容を記載するとともに、これまでのその時々々の環境下での課題について触れていくこととしたい。

なお、記載に際しては、特段の断りが無い限り、“契約者配当”と“社員配当”を“契約者配当”と記載し、また、“剰余”、“利益”あるいは“収支”という表現についても、フローベース、ストックベースの利益を含む等、会計的な用語に捉われず、幅広い概念で捉えて記載するので留意頂きたい。

また、最近の個人保険における有配当契約の主流は、5年ごと配当保険であるが、簡明化の観点から毎年配当保険をイメージして記載することとし、5年ごと配当保険の特性は、別途の項目で記載するのでご留意頂きたい。

3. 2 生命保険会社の利益と契約者配当

生命保険契約の保険料は、予定計算基礎率（予定死亡率、予定利率、予定事業費率等）によって算出されるが、この予定率は実際の収入や支出と一致しないのが通常であり、収入した保険料に過不足が生じる。なお、この予定基礎率には将来の経済環境や保険事故率の変動を見込むため、保険料は概算計算の要素を含み、安全めになるのが通常であり、保険会社の利益の大部分はこの概算収入した保険料からの利益からもたらされる。

3. 2. 1 生命保険会社と一般事業会社の利益の違い

生命保険会社と一般事業会社との間で利益の位置付けは、以下の2点で大きく異なる。¹

一つ目としては、利益は契約時点（販売時、あるいは毎年毎年の決算）で確定しない点である。一般事業会社は、製造原価に目標利益を加えたえものを価格として値付けしているため、（アフターサービスや在庫調整等のコストを除けば、）販売時点で利益は概ね確定することとなる。しかしながら、生命保険契約は、契約時点で利益は確定しない。これは、費用および収入が契約締結後に長期にわたって発生するためである。

二つ目は、生命保険契約が長期に亘るため将来の経済環境の変動や保険群団の事故発生率の変動を予め考慮に入れた保険料を設定している点である。上記のとおり、一般事業会社と異なり、生命保険契約の利益は契約時に確定しない。これは生命保険契約が、“一般のモノ”の売り買いと異なり、契約後すぐに効用を享受するのではなく、長期にわたる期間の中でその効用を享受することとなるためである。すなわち、契約時に想定した環境が将来悪化すれば損失が発生し、保険金支払に支障が生じる場合があるため、これらの変動を予め考慮に入れて保険料を設定し、債務履行に備えるのである。

従来、上記の点から、生命保険会社の利益は、概算収入した保険料からもたらされるものであるため、一般事業会社の利益と異なり、契約者に還元されるべきものではないかという考え方のもとで、契約者配当の性格は保険料の割戻しに相当するものであると言われてきた。

¹ 第1章 生命保険会計における 1.2.1 保険料の記載についても参照されたい。

なお、ここで挙げた、生命保険契約の長期性および変動性を踏まえた上で債務履行の確保を生命保険会社は何よりも優先しなければならず、責任準備金の評価方法、ソルベンシーの確保が、契約者配当の水準を大きく左右する（詳細は、「3. 2. 5 契約者配当財源の決定要因」を参照）、とりわけ、1996年の新保険業法ではこの点が重視されていることはいうまでもない。

3. 2. 2 契約者配当は何故行うか

上記のとおり、改正前保険業法の下では生命保険会社（特に相互会社）の利益の性格上、この「概算額」としての保険料と実際との差異から生じる利益は契約者に還元されるべきものと考えられており、1996年の保険業法改正前には、相互会社の定款において、剰余金の100分の90以上を社員配当準備金に繰入れることが定められていた。

後に述べるように、昭和40年代以降、とりわけ、バブル景気の頃にかけて生命保険会社は大きな剰余を計上することとなり、これを契約者にどのように還元するかが大きな課題となった。しかし、その後のバブル崩壊に伴う運用環境低迷を受けて、生命保険会社の剰余は減少し、逆ざやの発生・増大、生命保険会社の破綻といったことを受け、契約者配当と内部留保のバランスが一層重視されるようになった。

なお、これらのことを背景に、1996年に施行された新保険業法においては、標準責任準備金制度、ソルベンシー・マージン基準および相互会社における基金の再調達が認められるとともに、生命保険相互会社の社員配当準備金の繰入率が80%（2002年3月には、さらに20%に引下げ）に引下げられる、といったような契約者保護の観点からの内部留保充実に関する規定が導入され、契約者配当に関して経営判断の幅が拡大されることとなった。

なお、1968年ミュンヘンで開催された第18回国際アクチュアリー会議に提出された各国論文を要約すると、契約者配当を行う理由として次のような理由をあげている。海外の事情が反映されているので日本には直接的には適合しないかもしれないが参考までに見てもらいたい。

(1) 安全性の原則

生命保険のように長期契約においては、将来の経営効率の変動に備え、多少不都合な状況にいたった場合でも約定の債務の履行が充分行いうるよう保険料の計算基礎に安全割増を組み込んでいる。それは時間の経過と共に会社の実際上の経営諸

効率が判明するにつれて契約者配当として還元することで契約者間の公平性を保たねばならない。

(2) 経験料率の採用

医療保険や自動車保険の分野で信頼出来る統計データが不足している場合、或いは適切な危険率の測定が困難な場合、真の危険率に料率を補正する意味で無事故契約に対しボーナスを行うことがある。この経験料率法は生命保険の団体契約の場合もその団体固有の死亡率を料率に反映させる手段として用いられる。

(3) 保険料率の調整

保険料率を細分化することが事務的に負担となる場合、料率は同一とし群団間の死亡率の差を契約者配当率で調整する方式が採用される場合がある。フィンランド、カナダでは女性の契約に対し優遇するためにこの方式が採用されたことがある。わが国でも料率が男女別になっていなかった旧種の契約についてこの方式で調整している。スペインの報告書では適当な死亡表の欠如のため契約者配当の必要性について述べている。

(4) 競争上の手段として

保険料率が行政当局よりほとんど統一的に定められている国がある。この場合、会社間の競争は専ら契約者配当で行われることになる。(旧)西ドイツの生保業界はこれに該当すると云えよう。

(5) 購買力の実質価値保全

フランスでは契約者配当がインフレによる保険契約上の給付の実質価値が下落を補うために利用されている。又イギリスでは特別配当制度が変額保険との競合の過程で発展してきて、インフレによる名目的金額の価値の下落を補う役割を果している。

3. 2. 3 経営の技術課題と契約者配当

生命保険における契約者配当は、以下のような点で非常に高度な経営技術課題の一つであると考えられる。

(1) 長期性に基づく収支構造の理解

生命保険契約は長期にわたるため、収支構造をよく理解しなければならないこと。

これは、例えば、収入と支出にタイムラグが生じるという期間構造に起因する特徴が考えられる。費差収支面では、収入は平準化している一方で、支出は契約初期に多く生じるため、契約初期は費差収支がマイナスとなることがある。また、危険差収支面では、選択効果を捉えると、この効果は経過に応じて薄れていくため、危険差収支が経過につれて減少することがある。

また、予定基礎率は確率論・統計手法などを用いた予測のもとで算定されるため、毎年の収支実績は予定基礎率どおり実現するわけではないので、契約の最終的な収支は消滅時までには判明しない。消滅時に初めて、設定した予定基礎率に応じた収支が確定する。

(2) 剰余の適正配分

収支構造を踏まえた上で、決算の剰余を、①契約者還元（契約者配当、社員配当）②株主還元（株主配当）③社内留保（ソルベンシー確保）④社会還元（税金等）に適正に配分する必要があること。

(3) 公平性と実務負荷のバランス

具体的な配当率は、契約者間の公平性に重点を置き、また事務処理の簡便性も考慮する必要があること。

(4) 商品・価格政策

契約者配当は募集文書パンフレットにおける表示のように、商品政策、価格政策の要素となり得ること。

(5) 多様化する収支構造の把握

近年においては、収支構造が多様化（特に、運用手法の多様化、第3分野商品の開発による保険引受リスクの多様化）することにより複雑になり、その把握負荷が大きくなってきていること。

3. 2. 4 決算利益と契約者配当財源

(1) 決算利益の特性からの留意点

決算時の利益を契約者配当として契約者に還元するにあたっては、決算利益の特性、契約者配当の特性の視点から、次の点に留意しておく必要がある。

(a) 契約者配当財源との相違

決算時の利益と契約者配当財源としての分配可能な利益は異なっている。利益には、即座に契約者に還元すべき部分と、将来のソルベンシー確保と契約者配当の向上・安定性維持のために会社に留保しておくべき部分がある。

すなわち、生命保険会社において生じた利益は、この利益が概算で収入した保険料の割戻しであるとの考え方にたてば、基本的には契約者に帰属する性格のものであると考えることができる。しかし、決算時の利益を全てその年度の契約者に還元してしまうことは、その利益の特質から好ましいことではない。すなわち、ソルベンシー確保のために、あるいは、契約者配当の向上・安定性維持のために、その一部を会社に留保しておかなければならない。

なお、相互会社の分配財源の決定にあたっては、現行の保険業法において、(1) 分配剰余の上限としての配当制限（いわゆる配当可能利益）、(2) 当年度発生の剰余から社員配当準備金に繰入れるべき最低限の水準を定める規定（いわゆる配当繰入下限）が設けられている。一般的に会計で用いられている「配当可能利益」は法令で定められる分配可能上限額を指すが、実際の分配額を決定するに際しては、この上限までの範囲の中でどれだけの分配をすべきかを考える必要があるため、この額を便宜上「契約者配当財源」として記載していくこととしたい。（従って、「配当可能利益 \geq 契約者配当財源」となる。）

(b) 契約群団利益との相違

各契約群団にとっての実際の利益は、責任準備金の積立方式とは独立に定まるが、決算時の利益は責任準備金の関数であり、契約期間を通じて両者は一致することを考えれば、契約途中での決算時の利益は、あくまでも一つの責任準備金の積立方式による評価数値でしかないとの考え方もできる。

(c) 生命保険契約の長期性

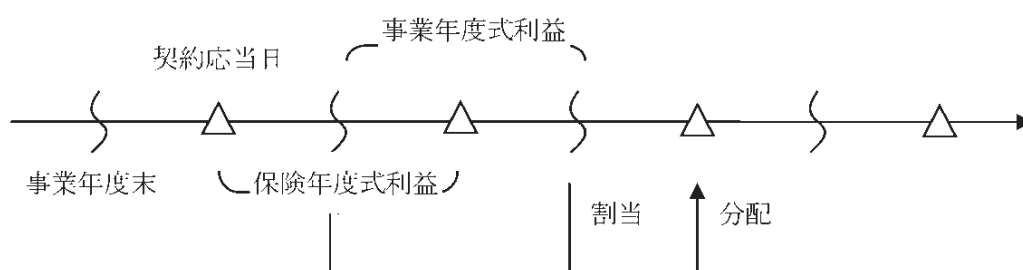
決算時の利益は、単年度における利益であって、各契約群団にとっての真の利

益はその契約群団が完全消滅して初めて判明するものである。生命保険契約は長期のものであるから、契約期間中の特定の年度だけを取り上げた単年度の利益だけを見ても、当該契約の真の会社への利益の貢献度は判明しない。

(d) 配当開始期

契約者配当に対応する財源は、保険年度式の利益が基本となるが、実際に決算において把握できるのは事業年度式の利益である。

3年目配当の場合、利益が生まれた事業年度は、その決算で割り当てる契約者配当に対応する保険年度から平均して半年遅れている。契約者配当とその財源となる利益の期間対応に留意しておく必要がある。



また、満期等の消滅時には、2年分の財源を準備することが必要となる点も留意が必要である。（「3. 6. 1 (2) 消滅契約に対する割当（2号割当）と分配」参照）

(e) 決算利益の不安定性

決算利益自体、契約者配当に直接影響させることが適当でない様々な要因によって変動する可能性があり、安定的とならない一面を有している。例えば、以下が挙げられる。

- (i) 新契約が高進展した年度における（現行の利益の評価方式の下での）利益の圧迫
- (ii) 地震、災害等の異常危険の発生による損失の発生
- (iii) 経済環境の急激な変化による財務収益の大きな変動
- (iv) 会計基準等を含めた法令等の変更による収支の変動

(2) 契約者配当の特性からの留意点

(a) 契約者配当の公平性

契約者配当の特性を考える上での最大のポイントは、契約者間の公平性ということになるが、公平性の概念は極めて幅広く、柔軟なものと考えられる。

- (i) 契約者間の公平性といっても、会社経営の健全性の確保と契約者全体の利益確保がこれに優先される。
- (ii) 同一世代間の公平性と世代を超えた公平性が求められるが、両者は相反する一面を有している。(例えば、初年度の契約手数料支出と付加保険料収入のタイムラグによる期間損益への影響の取り扱いなど)
- (iii) 契約者の納得性が得られる公平性でなければならないが、それは数理的な公平性と必ずしも一致しない。また、その要求するものは時代とともに変化する。
- (iv) 実務上は簡明性が求められるが、それを失ってまで厳密な公平性を追求する意義は乏しい。

(b) 契約者配当の安定性維持

生命保険会社の利益の特質から、毎年の剰余は各種要因で変動する要素を含んでいる。その一方、保険契約は長期にわたる契約であることから、毎年の契約者配当は安定性が求められるため、その実現は、生命保険契約の長期性を踏まえると重要な要素である。

この場合、単年度の利益を全額還元してしまうことは好ましくない。また、配当方式を安定的に適用することも重要である。しかし、その長期性ゆえに、環境変化への対応、及び収支貢献度に応じた適切な還元を行う観点から、同じ方式を用い続けることが適切でなくなることもあり得るであろう。変更することとなる場合には、十分な説明が必要になることから、契約者からも理解されやすい方式で安定維持を図っていくことも重要であろう。

(c) 保険料率の先行指標

契約者配当は、概算収入された保険料の割戻しという意味合いに加えて、将来の保険料率設定の先行指標としての意味合いもある。安定的に実施されてきた契約者配当部分は、保険料率見直しの際には、保険料率の引き下げ部分として考慮されることとなろう。従って、保険料率の見直しの時期や水準との関係にも留意

をしておく必要はある。

(d) 既契約者の保険料の調整機能

予定基礎率を改定して低料を行い、既契約に保険料改定を遡及せずに、料率差を調整配当（「3. 6. 3 調整配当」参照）という形で事後的に精算する場合、一旦、利益という過程を通った料率差に該当する財源から、通常の契約者配当と同様に配当割当が行われる。この調整配当の財源となる利益は、他の利益と区分して考えることも必要であろう。

3. 2. 5 契約者配当財源の決定要因

実際に契約者配当を決定するに際して、まず全体でどれだけの利益を分配するかを確定する必要があるが、生命保険会社における利益の概念は様々な捉え方がある。

単年度の決算において生じた利益のうち、どれだけを契約者配当財源に回し、どれだけをソルベンシー確保にあてるのかという問題は極めて重要かつ難しい問題である。そのバランスの在り方について画一的なものはないが、以下の視点が挙げられる。

(1) 責任準備金の評価方法

決算時の利益とは、資産と負債に関してある条件のもとに評価した結果として得られる評価額である。資産・負債の評価方法によって利益が変化することは、一般事業会社でも同様であるが、生命保険会社の場合は、負債の大宗を占める責任準備金の評価方法によって、決算時の利益が大きく変動することが特徴的である。

また、責任準備金の評価方法は、契約者配当財源の決定においては最も重要であり、計算基礎率と積立方式に大きく依存する。この捉え方によっては、決算時の利益を、契約者配当財源とソルベンシー確保のための内部留保にどのように振り分けるかのバランスに問題が生じることとなる。

(a) 計算基礎率

保険料計算に用いた基礎率と同じ計算基礎率を用いるか、別途の基礎率を用いるかという問題である。責任準備金評価に用いる基礎率は、必ずしも保険料計算基礎率を用いなければならないとも限らないため、どちらの基礎率を用いるかで、積立水準が異なり、内部留保の水準にも影響を与えることとなる。

現行実務は、標準責任準備金を積立てている契約に対しては、保険料の計算基礎と異なる基礎率を用いているケースが多いが、責任準備金の計算基礎を保険料の計算基礎と一致させることも考えられる。この場合に留意しなければならないのはそれが保守的に設定されている必要があるということである。責任準備金を手厚く積み立てるべきか、責任準備金の外枠に諸準備金（EU 諸国のソルベンシー・マージン、フィンランドのイコーリゼーションリザーブ）を持つことを義務付けることにより全体として高いソルベンシーレベルを維持すべきかはその国の税制等を含めた諸規制との兼ね合いもあって一概には云えないし、ここでその議論に深入りすることは出来ない。概念的にはまず利益があって、しかる後にそれを契約者に分配するのであるが、どれだけ内部留保を持つべきか、というのは、将来の見通しにかかわることであるから利益自体を単年度ベースで一意的に定めることが難しい。いずれにしてもこのような考え方に立てば契約を個々に見れば経過年数の浅い時点では会社に留保すべき金額は会社の実際の効率を反映したアセット・シェア法を用いて算出される積立金より大きくなり、契約者配当財源が捻出出来ないという結果を一般的に招来することになる。また、他方で配当開始期を極端に遅らせることは解約返戻金の水準とも関連するが、（アセット・シェア法との違い等から、）不整合をもたらすこともあろう。

(b) 積立方式

積立方式の点では、例えば、平準純保険料式で評価するかチルメル式で評価するかという点が考えられる。

平準純保険料式の責任準備金は、最も手厚い積立方式であり、経営の健全性を確保する観点から、これまでも純保行政が採られており、責任準備金を厚く積立て、内部留保を充実させることによって、健全性の確保を図ってきている。

一方、平準純保険料式で評価することは、実際の利益の発生構造との関係では、次のような特徴が挙げられる。

- (i) 新契約については、初年度に経費を必要とする構造となっているため、新契約が進展すればするほど、利益が圧迫されることになる。このため、契約の進展構造によっては、毎年の利益が変動する。
- (ii) 新契約については、自力では平準純保険料式の責任準備金を積み立てることができないため、過年度の契約群団から利益が流用されることになる。

この意味で、利益の安定的で公平な契約者還元という観点からは、平準純保険

料式は必ずしも望ましい積立方式ではないとの考え方もあった。ただ、現在では多くの会社が平準純保険料式を達成し、新設会社であっても保険業法（以下、法という。）第 113 条において、創設費の繰延が認められるなど、課題は大きくないと思われる。

なお、現在は、保険業法において、責任準備金の積立ては、積立方式は平準純保式、計算基礎率は標準利率、標準生命表を用いるものと定められており、実務上は、実際の積立ベースである標準責任準備金をベースに計算されている。これは、健全性の確保が公平性に優先し、標準責任準備金制度がソルベンシー確保の観点から導入されていることを考えれば、広く受け入れられる考え方であろう。

(2) ソルベンシー確保

ソルベンシー確保の観点から、危険準備金等の諸準備金（純資産の部の準備金等を含む）をどれだけ確保するかも大きな課題である。実務的には、標準責任準備金制度を前提としているので、これらの諸準備金の水準をどのようにするかが大きな要因となる。

(3) 契約者配当の安定性維持・向上

保険契約の債務履行の観点からは、責任準備金の十分な積立ては、最も重要であるし、ソルベンシー確保の観点からの準備金積立ても重要である。しかし、契約者利益の観点を広く考えた場合、これらの準備金に対応する資産だけを確保すればよいかということ必ずしも十分とは言い切れない。

すなわち、生命保険契約の長期性を踏まえた場合、安定性維持は重要な要素であるが、会社利益が安定的でない要素を抱えていることを踏まえると、単年度の利益を全額還元してしまうことは好ましくない。

また、契約者配当により資産を流動化することにより、運用利回りが低下することとなり、将来の利益の増加が見込めなくなる可能性もある。こうした点も、契約者配当財源を決定する上で、十分に検討されるべきであろう。具体的には、利益準備金や基金などの水準が決定要因になるであろう。

(4) 通常配当と特別配当

運用環境の低迷により、特別配当のウェイトが小さくなっているが、契約者配当財源を考える上の一要素であるので触れておく。

生命保険会社の利益の特質から、毎年の剰余は変動する要素を含んでいる一方、保険契約は長期にわたる契約であることから、毎年の契約者配当は安定性が求められる。従って、毎年の利益の全額のうち契約者配当として還元する残りの部分については、将来の安定配当のための配当平衡財源として会社に留保しておくべきと考えられる。

一方で、この結果として、毎年の利益のうちで毎年の契約者配当には反映されない部分が発生することになる。また、株式含み益のように、毎年の利益には反映されないが、実質的な会社の資産価値増加分として、会社の内部留保的性格を持つものとして形成されてくる部分もある。こうした毎年の通常配当では還元できない利益の未精算部分や、毎年の通常配当の対象とならなかった部分（キャピタルゲイン等）を契約者還元する部分として、特別配当が設けられている。この部分について、資産形成の貢献度と（自契約脱退後の残存契約群団を含めた）契約群団の健全性確保のための内部留保とのバランスにも留意する必要がある。

3. 3 保険業法における契約者配当の位置付け²

前述では、契約者配当の性格・特性等について触れたが、相互会社のステイクホルダーは、(有配当契約の) 契約者であるため、相互会社においては、決算上の利益処分及び契約者配当の分配に関して手当てがなされている。

一方で、契約者保護の確保の観点から、株式会社に関しても相互会社同様の契約者配当の分配の規定が設けられている。

3. 3. 1 保険相互会社

(1) 保険業法第 55 条

どの程度まで契約者に配当することが許容されるかという配当制限、いわゆる配当可能利益に関する規定である。会社法第 461 条 (配当等の制限) では、他の債権者を保護するために、ある決算期に株主に対してどの程度までの株主配当をできるのか限度が決められており、保険業法において、株主配当を社員配当に置き換えたものと考えることができる。

(基金利息の支払等の制限)

第 55 条 (略)

2 基金の償却又は剰余金の分配は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除した額 (略) を限度として行うことができる。ただし、第 113 条前段 (略) の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ、これを行うことができない。

一～五 (略)

3 (略)

(2) 保険業法第 55 条の 2

相互会社における契約者配当 (社員配当) は、その設立の理念である「実費主義」を実現するための保険料の割戻しである。よって、保険業法上も「剰余金の分配」とされ、分配方法は、社員相互の利益・損失を考慮した「公正かつ衡平」な分配が

² 「第 8 章 相互会社と株式会社」を引用して記載している。諸外国の事例や細部等は当章を参照頂きたい。

求められている。「社員自治」が企業理念であるから社員配当分配方法の最高決定機関は社員総会（又は総代会）である。

（剰余金の分配）

第 55 条の 2 剰余金の分配は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 相互会社は、その定款において第 23 条第 1 項第 7 号に掲げる事項として、毎決算期に剰余金の処分を行う場合には、その対象となる金額として内閣府令で定める金額のうち、当該金額に一定の比率を乗じた額以上の額を、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として内閣府令で定めるものに積み立てるべき旨を定めなければならない。

3～5（略）

保険業法においては、保険相互会社が剰余金を「公正かつ衡平」に分配をするために、「内閣府令で定める基準」に従い分配することと規定している。保険相互会社の契約者配当は保険料の割戻しであり、実質的保険料が確定することになる分配方法には、相互理念に基づいた何等かの平等性が求められる。保険業法上はこれを「公正かつ衡平」と表現している。

第 2 項は、いわゆる配当繰入下限に関する規定であり、相互会社の社員である契約者の自益権を意識した規定であると考えられる。古典的な相互会社の考え方では、剰余金は全て社員に分配されることになるが、1996 年の新保険業法においては、継続企業として安定的に保障を提供していくという理念がより一層重視され、内部留保の充実が必要とされた。内部留保は剰余金の中から積み立てていくことになるが、この内部留保が過大になれば、社員への分配が減ることとなり、相互会社の理念に反することとなる。従って、両者のバランスを図る必要があり、社員に剰余金を分配するための準備金に繰り入れる最低基準を定めることとしたものである。

なお、この比率は、新業法の施行時は 80%であったが、2002 年 3 月に引下げられ、現在では 20%（規則第 30 条の 6）とされている。（3. 2. 2 参照）

（3）保険業法施行規則第 30 条の 2

法第 55 条の 2 における「内閣府令に定める基準」とは、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに剰余金の分配対象となる金額を把握した上で、次の方法によ

らなければならない。

(剰余金の分配の計算方法)

第 30 条の 2 相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号（略）に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一～四 （略）

(4) 相互会社における契約者配当原理

米国プルデンシャル生命の元会長ロバート C.ウインターズ氏 (Robert C.Winters) による SOA のスタディーノート³によれば“相互生命保険契約の第一の原理は十分に多くの数の人々が自分自身の生命に対し実費 (at cost) で保障を付けようとする相互協力の考え方である。”と記述している。この考え方はアクチュアリーに限らず長い間幅広く受け入れられているようで保険学、商法の先生方も相互会社の法的性格を論じている中で“相互保険の本質は、収支相等の原則にもとづいた必要最低限の保険料で行う実費保険である。”と説明している。⁴

原始的な相互保険は収支相等の原則を維持するため保険料もしくは保険金の可変性及び剰余金の分配を調整手段としている。しかしながら相互保険が保険金の支払を可能な限り確実に行わねばならないという観点から、ある種の準備金の積立の必要性が法的にも容認されて実費による保障という概念に若干の変化が認められるようになった。

前述のスタディーノートによれば厳密に実費ということにこだわるならば或る一群の契約群（リスクプールの群団）に属する全契約が消滅すれば対応する会社の資産は不必要となるのであるが、会社全体の支払能力確保のために何がしかの財政的寄付が必要なことを主張している。その理由としてはその契約群は偶々剰余が生じたけれど別のブロックの契約群は損失が発生することが考えられるので、それぞれの契約群が全体として再保険的機能を果たすように構成する必要があるからで

³ “Philosophies of Surplus Distribution” Robert.C.Winter Study Note Part8. Society of Actuaries. 1976

⁴ 例えば「相互会社法の現代的課題」矢野恒太記念会編 山下友信監修に収録されている論文にもこのことが論ぜられている。

ある。各契約群の会社の内部留保への貢献はそのような機能のための適正な再保険料と考えられる。

このように実費という概念については若干の修正はあっても各契約群は原則的には自己完結型であるべきであり、相互会社の契約者は当該契約群の剰余への寄与度に応じて契約者配当金が分配されるべきであるというコントリビューション原則は普遍的に認められている。各国の契約者配当について具体的な分配方式に差異が見られるのは、このコントリビューションの原則について、誰しも異論はないが、簡易性、契約者にとって理解し易さ、あるいはインフレヘッジ性を強調するといったように特定の国の経営環境（経済、法制）、民族性を反映した長い歴史の中でそれぞれ独自の方式が形成されてきたことによる。

3. 3. 2 保険株式会社

日本の保険業法は、保険株式会社が契約者配当を行う場合には、保険相互会社と同様に「公正かつ衡平」な分配を求めている。契約者配当準備金繰入額は費用処理され、実質的な契約者配当分配方法の最高決定機関は取締役会である。

(1) 保険業法第 114 条

保険株式会社においては、保険相互会社における配当財源（配当可能利益、配当繰入下限）に関する規定はないが（当然ながら、株主配当に対する配当可能利益は会社法で規定されており、準用されている。）、保険相互会社における法第 55 条の 2 に相当する規定が法第 114 条に設けられている。

保険相互会社における法第 55 条の 2 に相当する規定で内容としては同様である。

(契約者配当)

第 114 条 保険会社である株式会社は、契約者配当（保険契約者に対し、保険料及び保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを保険約款で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 (略)

(2) 保険業法施行規則第 62 条

法第 114 条の「内閣府令に定める基準」を受けた規定で保険相互会社と同内容である。

(契約者配当の計算方法)

第 62 条 保険会社である株式会社が契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一～四 (略)

(3) 契約者配当と株主配当

保険株式会社が契約者配当を行うこと自体は、契約内容の一部である。しかしながら、契約内容によっては契約者配当を行わないこともある。契約者配当の決定方法は株式会社の設立理念から直接帰結するものではなく、保険契約者をどう扱うか、という保険会社としての態度から帰結するものである。

一方で、保険株式会社における契約者配当に関する一番の問題が、契約者配当と株主配当のバランスであろう(もちろん、内部留保とのバランスもあるが、これは、相互会社においても同様の問題である。)。株主配当を重視すれば、契約者配当が抑制されて契約者利益が損なわれることとなる。逆に契約者配当を重視すれば、株主配当が抑制されることになり、そのバランスが経営に大きな影響を与える。

現在の法令を見る限りでは、株式会社と相互会社の契約者配当で、「公正かつ衡平(fair and equity)」な分配をするという点では同じであり、相互会社においては、配当可能利益と最低繰入基準が求められている点と費用性の債務であるのか剰余金の処分であるのかが異なる。

3. 3. 3 公正かつ衡平について

法令上、「公正かつ衡平な分配 (fair and equitable distribution⁵)」の考え方が明

⁵ 法務省の日本法令外国語データベースシステム (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law>)
保険業法第 55 条の 2 第 1 項より参照

確にされたものは見当たらないが、公正とは、正しく、特定の利益に偏らない、また、衡平とは、均等ないしバランスを意味すると考えられることができよう。

(1) 公正について

法第 55 条の 2、114 条にいう公正かどうかについては、水準というよりは、契約者配当の分配が、正しく、特定の利益に偏らないかどうかを問うていると考えられよう。

(2) 衡平について

法第 55 条の 2、114 条にいう衡平かどうかについては、水準を問うていると考えられる。具体的に考えれば、契約者配当の水準が、各保険契約の特性に応じて適切に設定され、さらには、内部留保財源、株主配当財源との関係でバランスしているかどうかを問うていると考えられよう。

(3) 保険計理人の実務基準における取扱い

法第 121 条第 1 項第 2 号において、保険計理人は契約者配当が公正かつ衡平に行われていることを確認することが求められている。

その確認方法は、規則第 80 条、告示第 22 号に定めるところにより、指定法人である日本アクチュアリー会が作成し、当局の認定を得たもの（「生命保険会社の保険計理人の実務基準」。以下、「実務基準」という。）とするとされている。

（保険計理人の職務）

法第 121 条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出しなければならない。

一 内閣府令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他内閣府令で定める事項

2 保険計理人は、前項の意見書を取締役会に提出した後、遅滞なく、その写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3、4（略）

(保険計理人の確認業務)

規則第 80 条 保険計理人は、毎決算期において、法第 121 条第 1 項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

一 (略)

二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が第 30 条の 2 又は第 62 条に規定するところにより適正に行われていること。

三～五 (略)

○保険業法施行規則第 80 条及び第 158 条の規定に基づき金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準を定める件 (金融監督庁・大蔵省告示第 22 号)

第 1 条 (略)

第 2 条 (金融庁長官が定める基準) 規則第 80 条及び第 158 条に規定する金融庁長官が定める基準とは、第 4 条及び別表で定める基準のほか、保険業法第 122 条の 2 第 1 項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が認定した基準とする。

第 3、4 条 (略)

実務基準では、公正・衡平に関して、以下のように第 2 項にその内容が記載されており、イメージアップされている。

第 17 条 (公正・衡平な配当)

1. 相互会社は剰余金の分配 (社員配当) を法第 55 条の 2 (剰余金の分配) 第 1 項の規定に基づき、契約者配当を支払う株式会社は契約者配当を法第 114 条 (株式会社の契約者配当) (外国保険会社等にあつては、法第 199 条により準用する法第 114 条。以下同じ。) の規定に基づき、公正・衡平に行わなければならない。

2. 剰余金の分配または契約者配当 (以下、配当という。) が、公正・衡平であるとは、以下の要件を満たすことである。

① 責任準備金が適正に積み立てられ、かつ、会社の健全性維持のための必要額が準備されている状況において、配当所要額が決定されていること

② 配当の割当・分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること

- ③ 配当所要額の計算および配当の割当・分配が、適正な保険数理および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づき、かつ、法令、通達の規定および保険約款の契約条項に則っていること
- ④ 配当の割当・分配が、国民の死亡率の動向、市場金利の趨勢などから、保険契約者が期待するところを考慮したものであること

具体的にどれが公正でどれが衡平かどうかの対応関係の整理は難しいが、適切な水準の配当所要額を決定し、それを貢献度に応じて分配するという点で、要件は満たしていると考えられる。

(4) 決算における配当財源決定に際しての留意点

(「3. 2. 4 (2) 契約者配当の特性からの留意点」を参照)

3. 3. 4 無配当保険

近年は、経済環境の低迷による収支減少、価格魅力の低下あるいは相互会社の株式会社化の進展等もあり、無配当保険のウエイトが高まりつつある。本章は契約者配当を取り上げているが、契約者配当に関してより理解を深めるために、有配当保険とは反対の性格を持つ無配当保険に関して触れてみたい。

(1) 無配当保険の意義

無配当保険とは、文字通り契約者配当金が支払われない保険のことである。無配当保険が取り扱われる理由としては、いくつかの意義が考えられる。

(a) 低廉な保険料の提供

有配当保険では、保険料の計算基礎率に予め安全性を見込み、その結果生じる利益は契約者配当で精算するという考え方に立っているが、危険発生が極めて安定している場合には、予定率をできる限り実情に近づけて利益が発生しないようにし、保険料を低廉にして初めから契約者負担を軽減することができる。

(b) 内部留保の充実

逆に、危険の発生が年によって著しく異なる場合には、各年度の利益は分配するより損失に備えておくべきと考えられる。

すなわち、「3. 2. 5 契約者配当財源の決定要因」でも述べているが、生命保険会社の利益を全て契約者に還元するべきではないが、無配当保険は、契約者配当を支払わないために、保険群団の健全性維持や投資効率向上等のために使用可能となる。

(c) 保険株式会社における利益相反への対応

保険株式会社においては、株主の存在も考慮に入れなければならない。株主は、“保険会社”へ投資し、保険契約の履行ができないような不測の事態が起きた場合は、自己の財産が毀損することを覚悟する一方で、その投資効果を享受する権利を有していると考えられる点である。

しかし、保険料の安全度を有配当保険よりも低く見積もらざるを得ないため、ソルベンシー確保のための財源が少なくなる可能性がある。これは、保険群団の健全性の観点だけでなく、株主の観点からは株主配当の抑制やコスト負担が高まる可能性もあるため、一概に分かり易いとも言い切れない。

また、保険相互会社であっても、有配当保険との区分経理を求められているものの、無配当保険から生じた利益の取扱いに関しては、無配当保険のソルベンシー確保のためにしか用いてはならないのか、その留保財源から得られる果実の取扱いはどうするのかなど、こちらもいくつかの問題は存在する。

これらは、決算上における利害関係者や健全性確保のための利益配分の問題だけではない。有配当保険と無配当保険の保険料を従来のように概算収入的な位置付けの中で、安全レベルの観点で設計するのではなく、技術的には相当な困難が想定されるが、株主配当や双方向のリスクトランスファーの観点を含めることも求められるであろう。

(2) 1972年のアクチュアリー会建議書⁶

相互会社を中心であった時代には、無配当保険の販売は行われておらず、規制に関する認識も高くなく、対応と準備も遅れていた。しかし、無配当保険は、①外国会社の日本進出にあたっての主力商品と目されること、②相互会社での販売に際しては定款変更等所定の準備が必要とされることから、1972年11月14日に日本アクチュアリー会から当局等に対して、無配当保険の本質はどこにあるかを明確にす

⁶ 「生保商品の変遷（改訂版）」御田村他 1997 を参照

るとともに、どんな考え方と基準で保険料計算基礎率を設定すべきかの意見具申がなされた。

その内容は、無配当保険に適さないものとして、以下の 3 つがあげられていた。(この例も、時代とともに変化することに留意が必要である。)

- (i) 保険期間が長期のもの
- (ii) 予定利率が保険料水準に大きな影響を及ぼすもの
- (iii) 貯蓄性商品

また、予定基礎率、特に予定利率の決定にあたっては慎重であることが強調されている。なお、基礎率の採用に際しては、あまりに安全率を見込んだものであると不当に多い余剰が生じるし、反面、極度に安全率を押さえこむと経営上問題が生じるため、この相反する条件を考慮して基礎率を採用すべきことが述べられている。

(3) 無配当保険の利益の取扱い

無配当保険にも当然のことながら利益は発生するが、契約者への利益の分配は行われぬ。この利益の取扱いについて、どう考えるかが問題となる。

基本的には、区分経理して管理し、利益が出れば積み立てておき、損失が出ればこの積立金を取り崩してその填補に充当すべきである。また、積立金で填補できないような損失が発生した場合には、全社区分からの補填、または、有配当保険群団との間に、一時的な貸借関係を発生させ、以後、この群団からの剰余は優先的にこの返済に充当すべきと考えられる。

一方で、積立金自体は群団での損失発生に備えるためのものであるが、無制限に積み立てることは望ましいとは言えない。ある程度の水準を超える場合は、保険料率を見直すか、あるいは、その利益を有配当保険群団の契約者配当に流用することもできるとも考えられるであろう。なお、この際には、無制限に流用されるのではなく、法令等の内容に照らして妥当かどうか、公正かつ衡平な配当であるかどうか、また、区分経理等の状況に照らして妥当かどうか等、配慮すべき事項は多々あると思われるので留意が必要である。

3. 4 生命保険会社の保険計理人の実務基準

3. 4. 1 保険計理人の確認業務の導入

1995年までの旧保険業法下では、契約者配当の決定に際しては、配当財源の適正なることの確認を通じて、主務大臣の承認を必要とするいわゆる承認制であった。（蔵銀通達第93条）

第93条 「生命保険会社が社員配当又は契約者配当をする場合の基準等に関する命令の件」

1. 貴社が社員配当又は契約者配当をしようとするときは、適正に算出された剰余金若しくは利益又は前年度末に積み立てた配当準備金（以下配当財源という。）に基づいて行わなければならない。
2. 前項の配当財源の計算については、社員配当又は契約者配当を実施する前に大蔵大臣に届け出て、その適正なことの承認を受けること。

しかし、規制緩和・自由化の流れを受けて、1996年の保険業法改正により、届出制に移行されることとなった。（なお、1998年の通達廃止等の改正を受けて、現在では、保険業法第128条に基づく報告命令として、決算状況表の資料の一部となっている。）

こうした流れの中で、保険料の算出や責任準備金の評価等の保険数理に関する事項は、保険会社の業務運営上の根幹を成す重要事項であり、また、高等数学や保険数理の知識を必要とすることから、取締役会において一定以上の知識及び経験を有する者を保険計理人として選任し、保険料の算出方法その他保険数理に関する事項に関与することが規定された。

さらには、確認業務として、責任準備金積立ての適正性、契約者配当の公正・公平性等を確認する業務も規定され、取締役会に対する意見書提出義務が規定され、保険計理人の法律上の地位が高まることとなった。

3. 4. 2 実務基準における契約者配当の確認

保険計理人が、確認業務を行うに際しては、施行規則第80条、金融監督庁・大蔵省告示第22号により、日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が認定した

基準である「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（以下、実務基準）に従うこととなる。この実務基準の内容は、以下のとおりとなっている。

(1) 基本的な考え方（第 17、18 条）

実務基準における各確認方法の具体的な方法は、(2) 以降に述べるような内容となっているが、第 17 条に記載のように、公正・衡平な配当を実現するには、配当率・配当所要額を定める以前に、責任準備金が適正に積み立てられており、必要な内部留保が行われていることが必要不可欠であるとされている。（実務基準解説書参照）

これは、健全性の確保が優先されるという、これまでの記載（3. 4 参照）からして明らかであろう。

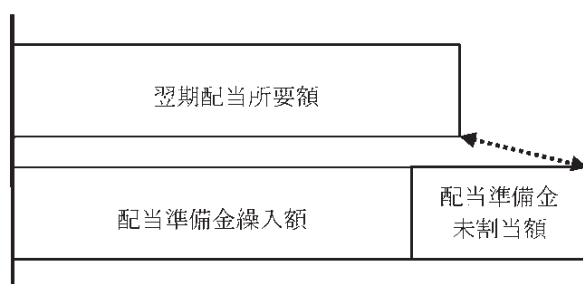
(2) 会社全体の配当可能財源の確認（第 19～21 条）

会社全体の配当可能財源について、第 19 条、第 20 条および第 21 条の規定に従い確認するものである。

(a) 翌期配当所要額の確認（第 19 条）

会社の翌期配当所要額が、相互会社においては社員配当準備金繰入額（当年度末の未割当額を含む）以下であること、株式会社においては当年度末の契約者配当準備金（未支払、積立配当金を除く）以下であることを確認するものである。

<確認イメージ>



すなわち、当年度決算時点において、翌年度の分配に用いる配当率に相当する配当財源が事前に確保できているかどうかを確認するものである。（簿価ベースの確認とも言われる。）

なお、未割当分を含めて確認するのは、契約者配当が安定的に行われる必要があるため、この財源も含めて立案されることに加えて、5 年ごと配当における事

前準備分が過年度に配当準備金に繰り入れられており、割当時点では未割当額に含まれていることに対応する意味合いも含まれている。

(b) 全件消滅ベースの確認（第20条）

翌期の会社の全件消滅ベースの配当所要額が、会社の配当可能財源の範囲内であることを確認するものである。

これは、上記（a）が、翌年度の死亡・解約等の消滅を合理的に推計した予測値であるのに対して、この（b）に関しては、実務基準の解説書に記載されているように、「配当率が決定すると会社はその支払いを保証することとなるため、配当支払いが最大限まで発生した場合の裏付けを確認することが必要」であるために行うものである。よって、実現が可能な内部留保等の財源を含めて確認することとなる。

ここで、全件消滅ベースの配当、会社の配当可能財源は、以下のとおり定められている。（詳細は実務基準、解説書を参照のこと）

会社の全件消滅ベースの配当所要額

$$\begin{aligned}
 &= (2年目配当契約) \text{ 翌年度に支払う通常配当(およびこれに準じる配当)の } \frac{1}{2} \\
 &+ (3年目配当契約) \text{ 翌年度に支払う通常配当(およびこれに準じる配当)} \\
 &+ (3年目配当契約) \text{ 翌々年度に支払う通常配当(およびこれに準じる配当)の } \frac{1}{2} \\
 &+ \text{ 翌年度に全件消滅したと仮定した場合の消滅時配当}
 \end{aligned}$$

会社の配当可能財源

- = 総資産
- ネット有価証券含み損
- 全区分分項口のうち契約者の拠出によらないもの
- 保険契約負債（保険料積立金、未経過P、支払備金、分配済未払配当金、据置配当金等）
- 従業員負債（退職給付引当金等）
- その他の負債（借入金、未払金、預り金、再保険借等）

この計算方法を積み上げ計算でイメージすると以下のようなになる。

<確認イメージ>



ここで、実際に上記の会社の全件消滅ベースの配当所要額、会社の配当可能財源を計算する際に、例えば、以下の点に留意しなければならない。

(i) 「全件消滅」

まず、全件消滅という事象はどういう場合に起きるのかという点を考えなければならない。大災害等による死亡なのか、信用不安による解約なのかなど、様々な事象が考えられるが、どの事象が現実的なのかという課題がある。

また、裏付け財源として契約者配当に相当する分だけを見ておけばよいのかという課題もある。

例えば、全件死亡という事象を考えた場合、実際に全件保険金支払いを行えるだけの財源があるとは現実的に考え難いし、無配当契約の保険金支払財源を考慮すべきかどうかの課題もある。

他にも様々な課題はあるものと思われるが、先の(a)でいう簿価ベースの確認が合理的な予測に基づく翌年度の配当可能財源の確認であるのに対して、この全件消滅ベースの確認は保険契約の長期性を踏まえた潜在的な配当財源の確認であること、及び負債項目である契約者配当準備金の積立上限を構成することを鑑みると、この確認に一定の意義はあるものと思われる。

(ii) 「全区分項目のうち契約者拠出によらないもの」

「全区分項目のうち契約者拠出によらないもの」に関して、総資産から控除、すなわち配当可能財源に含めないこととされている。この趣旨としては、契約者配当は払い込まれた保険料の割戻しとしての性格を有することから、全区分に属する資本金、基金等の外部調達資金は、配当可能財源から控除して保険金支払等に充てられるものとして、確認することとされていると考えられよう。

なお、実務基準解説書（以下、解説書という。）には、「資本金、基金（基金償却積立金を含む）、損失填補準備金などが該当するが、危険準備金、価格変動準備金、配当平衡積立金、繰越利益剰余金などは該当しない。」と記載されているが、これ以外の全区分における科目、例えば、資本準備金、繰越損失金などの記載されていない勘定科目をどのように取り扱うかを考えなければならない。

まず、解説書に記載されている考え方は、相互会社における法第 55 条第 2 項（13 ページ参照）で定める配当可能財源に、危険準備金等のいわゆる保険会社独自の内部留保を加えたものであると考えられる。これに従えば、資本準備金は法第 55 条下において配当可能財源に含まれないため、「全区分項目のうち契約者拠出によらないもの」として総資産から控除する、すなわち、配当可能財源には含まれないと考えられよう。

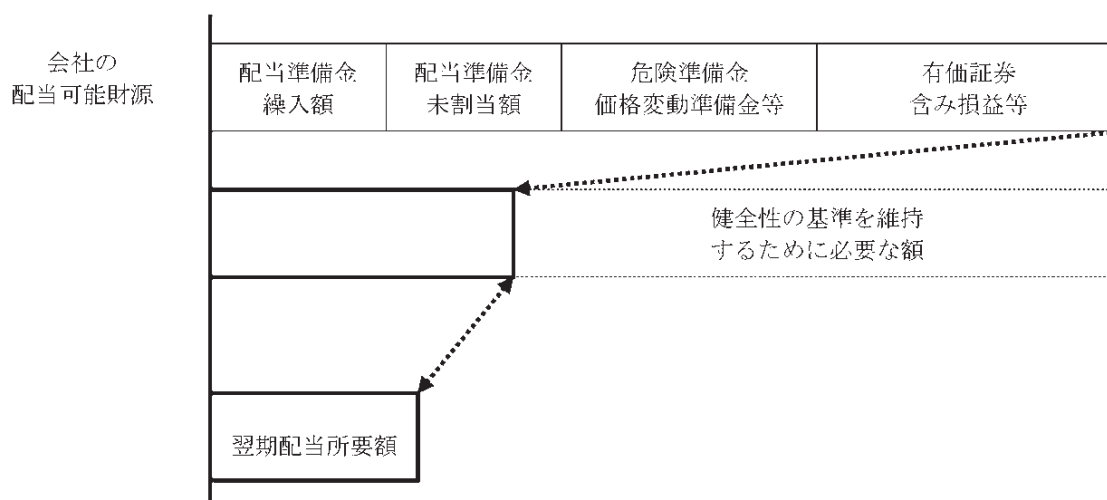
繰越損失については、法第 55 条下の考え方に加え、繰越剰余金がマイナスとなった場合の勘定科目名であることを踏まえれば、「全区分項目のうち契約者拠出によらないもの」に該当しないものとして総資産から控除しない、すなわち、配当可能財源に含めるものと考えられよう。

(c) 健全性維持の確認（第 21 条）

会社の翌期配当所要額が、会社の配当可能財源から会社の健全性の基準を維持するために必要な額を控除した額の範囲内であることを確認するものである。

ここで、『健全性の基準』を維持するために必要な額」の定義は実務基準上では、明確にされていないが、いわゆるソルベンシー・マージン基準のリスク相当額とすることが考えられる。しかし、これよりも厳格な基準を用いる、あるいは、マージン項目の中で、会社の配当可能財源以外の項目がリスクと明確な関係があるものは当該必要な額には含めないなど、別途の基準を用いることも考えられるが、いずれにせよ、保険計理人の適切な判断が求められよう。

<確認イメージ>



(3) 商品区分単位の配当可能財源の確認（第 22 条）

これは、商品区分単位の配当可能財源について、第 22 条の規定に従い確認するものであるが、内容としては、第 20 条に定める会社の配当財源の確認を商品区分単位で確認するものとなっている。

全件消滅ベースの配当所要額
＝ （第20条に定める算式と同じ）

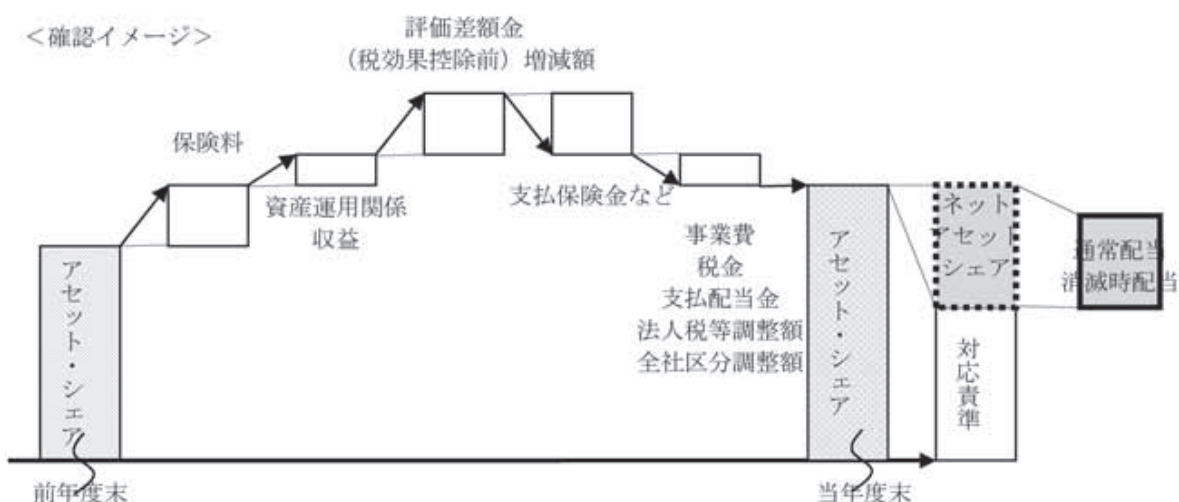
商品区分の配当可能財源

- ＝ 商品区分に対応する資産
- － 商品区分のネット有価証券含み損
- － 商品区分の保険契約負債（保険料積立金、未経過保険料、支払備金、分配済未払配当金、据置配当金など）
- － 商品区分に対応する従業員負債（退職給付引当金など）
- － 商品区分に対応するその他の負債（借入金、未払金、預り金、再保険借など）
- ± 全社区分との貸借など

(4) 当年度末アセット・シェアの確認（第 24 条）

これは、最終精算として消滅時配当を支払う契約について、当年度末ネット・アセット・シェア（アセット・シェアと対応責任準備金の差額）の範囲内であることを確認するものである。（ヒストリカルな視点）

内容としては、第 23 条に定めるところにより、当年度末の収支状況を代表していると考えられる契約を選定し、第 24 条に定めるところにより、翌年度に支払われる通常配当と、当該契約が翌年度に消滅した場合に支払われる消滅時配当の合計額が、当該契約の当年度末ネット・アセット・シェアを原則として超えていない範囲で合理的な金額であることを確認するものとなっている。



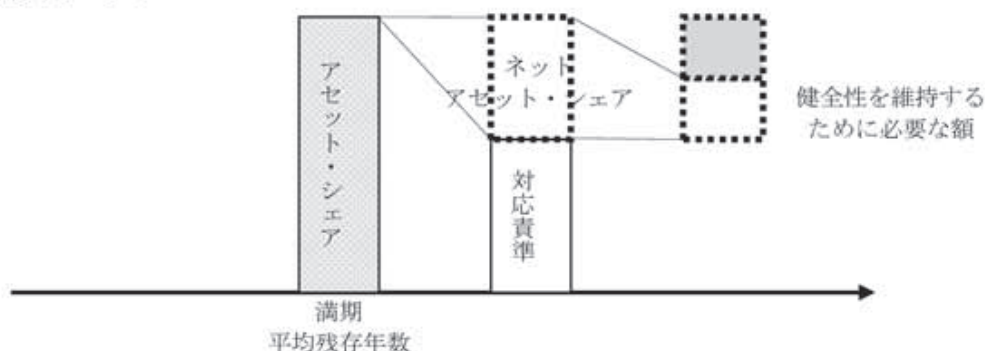
この確認の意義は、消滅時配当が最終精算としての位置付けのもと、当該契約が会社の資産形成にどれだけ貢献したかをアセット・シェア手法により測定するものである。

(5) 将来のアセット・シェアの確認（第 25 条）

これは、翌年度の通常配当の水準が翌々年度以降も継続するとした場合において、将来のネット・アセット・シェアが正となっていることを確認するものである。（プロジェクトの視点）

内容としては、第 25 条に定めるところにより、翌年度の通常配当の水準が翌々年度以降も継続するとした場合において、代表契約の将来のネット・アセット・シェアから会社の健全性を維持するために必要な額を差し引いたものが、正となっていることを確認するものとなっている。

<確認イメージ>



保険計理人は、配当率の立案・決定とは独立の立場で、実務基準に定められた手法を通じて契約者配当の公正・衡平性を確認することとなるが、配当率立案の担当者にとっては、実務基準の確認事項を満たすことが配当率立案の一つの条件となる。よって、実務担当者は、この実務基準の確認事項を理解し業務上意識する必要がある。

とりわけ、アセット・シェア手法による確認は、区分経理をベースにしていることによる損益項目の配賦・管理、代表契約の適切な選定、計算負荷、結果分析及びレポート等々の面から、高度なアクチュアリースキルが要求されよう。

3. 5 契約者配当の割当と分配

契約者配当財源を決定したら、これを契約者に分配することとなるが、“割当”と“分配”という規定が約款上存在する。

3. 5. 1 契約者配当の割当と分配の違い

(1) 契約者配当の割当

契約者配当の割当とは、配当率に基づく契約者配当金を計算し、約款に定める要件を満たす契約に条件付の配当金請求権を付与することをいう。なお、一部の生命保険相互会社では、社員配当金の割当を総代会付議事項としている。

(社員配当金の割当)

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金の中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行うことがあります。
 - (1) その事業年度末に、契約日その日を含めて1年をこえている有効な保険契約
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約または保険契約の転換もしくは契約応当日以後に死亡保険金、高度障害保険金の支払により消滅する保険契約
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ所定の要件を満たす保険契約に対して、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行うことがあります。

(2) 契約者配当の分配

契約者配当の分配とは、割当によって付与された条件付きの配当請求権が、約款の定める条件成就によって、契約者の具体的金銭債権になることをいう。

(社員配当金の分配)

- 1 前条第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、その事業年度末の

属する保険年度末までの保険料が払い込まれているときは、保険契約者が保険契約締結の際に選択したつぎの各号のいずれかの方法により分配します。

(1) 保険金を買い増す方法

(2) 利息をつけて積み立てる方法

2 前項の規定により分配する前に保険契約が消滅した場合には、前条第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金を支払うときは保険金とともに保険金の受取人に支払い、保険契約を転換するときは転換価格に充当し、その他のときは社員配当準備金に繰り入れます。

3 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金を支払うときは保険金とともに保険金の受取人に支払い、保険契約を転換するときは転換価格に充当し、その他のときは第1項において保険契約者が選択した方法に準じて取り扱います。

3. 5. 2 契約者配当の分配原則

契約者配当の分配に際しては、以下の原則を可能な限り考慮に入れた方法を導入することが好ましい。

(1) 公平性

利益の分配、契約者配当金の計算等に際して、契約者配当が保険料の割戻しであるという観点からは、収支への貢献度に応じて分配されるべきと考えられるが、商品内容、契約時期、保険金額、運用成果といった様々な要素が考えられる。こうした要素に基づき計算された契約者配当は、各契約者間の公平性が確保されているかどうか。

(2) 弾力性

利益の状況は毎年毎年変化することが考えられるが、これらの環境変化に適應できる分配方法であるかどうか。

(3) 実務面の簡明性

契約者配当の分配に際しては、収支への貢献度に応じて契約者配当を行うとした場合、どの程度のレベルまで細分化したセグメントで行うか、またどのような手法によるのかどうかは、事務負荷の観点も考慮に入れるべきである。

(4) 契約者の理解

簡明性と同様ではあるが、実務面以外にも契約者に説明しやすく、理解されやすいものであるかが求められる。

また、一般の株式配当と異なり、生命保険会社の契約者配当は保険商品等の収支構造に大きく起因するため、必ずしも分かり易いとは限らない。従って、一般に行き渡った分配方法であることも重要な要因の一つであると考えられる。

3. 5. 3 契約者配当の分配方式⁷

実際の割当・分配に際しては、コントリビューションの原則にしたがって各契約の利益に対する寄与度を測定するために源泉別に、具体的には利差損益、危険差損益、費差損益、およびその他の損益に分析することが必要となる。

なお、米国のアクチュアリー会ではコントリビューションの原則 (Principle) と方法 (Method) という言葉を区別して使用し、前者については契約の剰余への貢献度に応じて契約者配当金を分配するという包括的概念を意味し、後者については具体的分配方法、即ち我が国の利源別配当方式を意味する。この利源別配当方式についてはソース・オブ・アーニングメソッド (Source of earning method) とも呼ばれている。

(1) 契約者配当の分配に関する規定 (規則第 30 条の 2)

分配方法については、法令上、公正かつ衡平な分配をするための基準として、施行規則において、以下の 4 とおり (実質的には 3 とおり) の方法が掲げられている。

(剰余金の分配の計算方法)

第 30 条の 2 相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号 (略) に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一 社員が支払った保険料及び保険料として收受した金銭を運用することによ

⁷ 米国のスタディーノートなど米国のアクチュアリー会で容認している配当方法を含めて記述する。わが国では勿論、米国においてもあまり一般的でない方法もスタディーノート S.Huntington “Distribution of Surplus” (会報別冊 114 号参照) などの記載を参考にして収録した。

って得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法

二 剰余金の分配の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法

三 剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法

四 その他前3号に掲げる方法に準ずる方法

ここで、各号に掲げられている方法は、具体的には、第1号ではアセット・シェア方式、第2号では利源別配当方式を指すものと思われる（第3号は、損害保険会社の商品を意識した規定と思われる。）。

なお、株式会社における契約者配当についても同様の規定（規則第62条）が掲げられており、相互会社と株式会社で特段の差異は設けられていない。

日本における実務としては、昭和20年代迄は「保険料累加分配方式」を採用していた会社もあった。これは、既払込保険料に比例して剰余金を分配する方法⁸であるが、契約分布が経過年数の浅いものに集中している場合には高率の契約者配当が可能であるが、経過年数が深まるにつれ契約者配当負担が急増することから、現時点で採用している会社は見当たらない。

なお、現時点で筆者の知る限りでは、分配方法としては利源別配当方式が主流であり、アセット・シェア方式については具体的な配当率設定にこの要素を取り入れているのが実態のようである。⁹

(2) 利源別配当方式

この方式は米国で最も一般的に利用されている方式で、1863年ミューチュアル・オブ・ニューヨーク生命の Sheppard Homans によって開発された。この方式で

⁸ 「保険料累加分配方式」は、あくまでも分配方式を指すものであり、実際に分配する配当率を決定する際に、必ずしも利源別の収支を踏まえていないことではないことに留意が必要である。

⁹ アセット・シェア方式については、保険1（生命保険） 第3章 アセット・シェアを参照

は毎年会社が収益として確保した分配可能な剰余を、その源泉別に配当方式に反映させ、分配することによって契約者間の公平性を保とうとするものである。

一般的な実務では、保険料計算基礎に基づく利源別剰余（危険差益、利差益、費差益等）に対応した配当率を定める方式を指し、具体的な算式は以下のとおり。

$$D_n = \left({}_{n-1}V + P^{Net} \right) (i' - i) + (q - q') (1 - {}_nV) + (L - e') (1 + i')$$

$$= {}_nV \Delta i + (1 - {}_nV) \Delta q + \Delta e$$

利源別配当方式は、以下の特徴を有している。

長所	<p>(i) 契約者配当は保険料の割戻しという性格を持っており、保険料の各計算基礎にリンクした配当率の設定は分かりやすい。</p> <p>(ii) 契約者配当は剰余への貢献度に応じて分配するのが合理的であり、貢献度を3利源という見地から簡明に評価できる。</p> <p>(iii) 利源別剰余の状況に応じて、増減配が自在に実施できる方式である。</p> <p>(iv) 日本では戦後定着している。</p>
短所	<p>(i) 実際の利益は単純に3利源に割り切れない面がある。（この問題は、特別配当の最終精算手段としての役割によって、一定の対応は可能と思われる。）</p> <p>(ii) 契約者の理解という面では、簡明性に難点がある。</p>

(3) 経験料率方式

この方式では配当率の計算時に、配当金計算上使用する死亡率、事業費率（前記の記号を用いれば q' と e' ）と責任準備金計算に使用する利率を用いて経験料率 EP' を計算する。次に適切と思われるファンド F_{n-1} を仮定して（年々の F_{n-1} は、実務上 EP' を配当計算用の死亡率と事業費率による部分を控除して責任準備金準備金計算用の利率で積立てたもの。従って $F_{n-1} = V_{n-1}$ ）

$$D_n = (P - EP')(1 + i') + (i' - i)(F_{n-1} + EP' - e)$$

$$= (P - EP')(1 + i') + V_n \Delta i$$

$$\therefore F_{n-1} + EP' - e = V_n$$

3 利源別配当が配当計算時までの経営効率の実績値を反映して算出されるのに対し、この方式では配当計算時から将来に向けての経営効率を間接的にはあるが利率を除いて反映することになる。

このような記述からも明らかのように経営効率の変化には弾力的に対応することが容易ではない。この相対的弾力性の欠如にも拘らず、米国では歴史的な一時期、即ち 1920 年代から 1930 年始にかけて比較的高い予定利率で計算した保険料の商品についてその後の金利の低下により利差配当要素がマイナスとなるような場合（利配収入で予定利息を賄えない場合）に有効な手法であった。

(4) アセット・シェア方式

配当率のための諸要素 ($\Delta i, \Delta q, \Delta e$) が会社の年度決算にもとづく経験値から必ずしも一意的に定まらず、政策的考慮が入る余地のあることから契約者間の公平性を確保する上で欠けるところがあるといわれている。例えば危険差益の選択効果による差異、新契約費の対枠超過といった点で、3 利源配当は継続契約者と早期に消滅する契約者との間で公平性を無条件で充足しているわけではない。それらの欠点を是正するためにはアセット・シェア方式を用いて配当方式をコントロールすることが本質的である。アセット・シェア方式では代表的な種類、満期、年齢の契約について会社の経験率を使って、(i) 死亡保険金、(ii) 解約返戻金、(iii) 事業費、(iv) 税金を引いた額を、利息を付して積み立てるのである（詳細な算式は保険 1（生命保険）テキスト「第 3 章アセットシェア」参照）。この計算は適当な期間まで（20 年が一般的）逐年反復方式で行われる。

期間の最終のところでは計算結果のファンドと目標とするファンドとを比較して、配当可能な額の終価総額を導き出す。20 年後の目標とするファンドは $(1 + \lambda_{20})V_{20} + K_{20}$ で λ_{20}, K_{20} は適当に選ばれた定率で全ての種類、年齢に適用する。これにより 3 項式による配当算式 $D_n = V_n \alpha + (1 - V_n) \beta + \gamma$ の係数を経験的に上記基準に合うように導き出す。通常少なくとも一つの間目標、例えば経過年数 5 年のところまで配当金支払後のファンドが解約返戻金を上回るようにという目標がセットされる。このようにして得られた公式は、外見上 3 利源別方式に類似しているが各係数は必ずしも利差率、危険差率を表わすものではない。しかし何人かのアクチュアリーは適合する係数を求めるに際して利率と死亡率については利源別方式に準じて対応する各項に使用するのが効率的であるといっている。その場合は第 3 項を調整項として使い、うまく適合する係数が見つからない場合に限り第一項又は第 2 項を修正するのである。

(5) ファンド方式

これまで述べた毎年の配当率を決定する3つの方式では、配当金額が該当する基礎額（責任準備金など）に適切な係数を乗ずることによって得られた。各契約群に対応するファンド（個々契約対応資産）が適当かどうかは配当率決定過程でアセット・シェアを検証することによって管理されていた。それらの方式ではファンド自体は配当率と保険料、解約返戻金と諸経営効率その他からアセット・シェア計算により結果的に導かれる。

ファンド方式では、目標とする個々契約対応資産があらかじめ独立変数として定められ、毎年の配当率は（i）個々契約対象資産、（ii）その他の独立変数（経験基礎率）の関数としてアセット・シェア法により決定される。この方式では明らかに目標とする個々契約対応資産の決定が最重要となる。

一般的に個々契約対応資産は（i）責任準備金、（ii）責任準備金の一定率（その率は経過年数に応じて変化する。）（iii）保険金額の一定率の3つの合計額として決定される。その結果、ファンド方式では配当金は年始ファンドに保険料を加え、年央ファンドに対する利息を加え、それから保険金、事業費、年末ファンドを減じたものとして定まる。この目標ファンドは毎年の通常配当率を決定するのに使用されるのみでなく、消滅時配当の率を計算するのにも使用されている。

長年に亘ってファンド方式を採用しているある会社（メトロポリタン生命）では消滅時配当額をファンドの額が（i）解約返戻金と（ii）保険金額の一定率の合計額を上回る部分としている。後者は契約消滅に際しての事務費用と給付金分割支払選択条項に伴う逆選択に備えるものである。¹⁰

この他に英国、カナダでは一律保険金増額方式（Uniform Reversionary Bonus）が行われているがスタディーノートではこの方式の説明はない。しかし米国アクチュアリー会の生命保険、年金に関する配当理論とその他非保証要素に関する委員会¹¹の報告書ではその第3節第3項でアクチュアリーの教科書に記述されている6番

¹⁰ 米国では給付金分割支払選択条項（Settlement Option）を契約上の特典として考え、その料率を保証するリスクカバーのためのチャージを課している。米国の消滅時配当は日本、英国のように株式投資が大きくないのでキャピタルゲインの還元という考え方はない。

¹¹ 1976年に通常の有配当契約の理論を検討する委員会が設置されたが、1980年の秋改組検討対象が拡大されて非保証要素も取り上げることになった。本テキスト米国の歴史のところで詳述。

目の方式としてこの方式があげられている。¹²

3. 5. 4 契約者配当の割当方式

(1) 契約者配当と利益の対応期間（事業年度式と保険年度式）

契約者配当の割当には、その財源と期間対応の図り方に事業年度式と保険年度式がある。事業年度式は、事業年度に対応する剰余をそのまま契約者配当対象財源とする点で、一般事業会社における利益分配制度に似ている。

しかし、保険契約は通常、保障期間や保険料の収入を契約日を起算点とした年単位で設定し、保険価格も保険年度を単位として計算されている。従って、契約者配当の対象期間を保険年度に対応させることが自然であり、実際、保険年度式配当がほとんどの保険種類に適用されている。

事業年度式は、保険年度式を基準とした価格設定がなされず、契約者配当の計算についても保険年度に対応して行う必要のない保険種類にのみ適用される。

(2) 配当開始期（3年目配当と2年目配当）

我が国の保険年度式としては、3年目配当と2年目配当（5年ごと配当保険の内容は、「3. 8 5年ごと配当保険」を参照）が取り入れられており、団体保険と一部の特殊な個人保険を除き（財形保険など）3年目配当が採用されてきた。かつてはわが国も2年目配当の会社、4年目配当の会社とさまざまであったが1958年の低料新種から3年目配当に統一された。

契約者配当は特定会計年度に剰余金に計上したものを分配するというものを厳格に解すれば理論的には3年目配当が妥当であるとする（保険年度との関連では大目に剰余が確保される）見解になるのであるが、現行約款からしてその場合は契約者配当準備金に若干のたまりを容認し、将来契約が満期を迎えるときに2年分の契約者配当財源を確保出来るようにする必要がある。

昭和50年度以前、生命保険会社の法人税制で契約者配当に関する損金限度として翌期所要分と翌々期所要分との和半まで認められていた。このような剰余の発生

¹² 一般式として n 年度増加保険金 DS_n は $DS_n = n\alpha S + \beta DS_{n-1}$ ここに α, β は定数で、通常 $\beta \geq \alpha$ で与えられる。

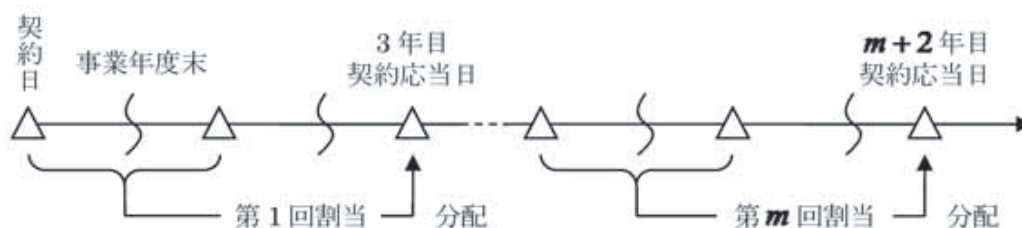
年度に合わせる会計処理という見地からは妥当な取扱であった。しかし団体保険等の2年目配当の契約については剰余の発生年度との関係から見ると所要額が他の契約の負担となっていることは否めなく、近年、団体保険、団体年金の剰余金に占める割合も増加してきているので全体として見た場合はおおよそバランスがとれているという見方が出来なくはない。

なお、米国においては出来るだけ早期にしかも毎年配当するという観点から初年度配当方式が採用されている。もっとも米国の場合、初年度配当といっても計算の対象とする年度が一年早くなるということで初年度については新契約費の負担超過を考慮してゼロとしている例が多いようである。

ニューヨーク州法では、この初年度配当について他の既契約にあまり負担のかからないようにその支払について第4231条で第2年度保険料の払込を条件としているし、現実に当該契約が会社に収益をもたらしているかどうかのテスト要件を課している。

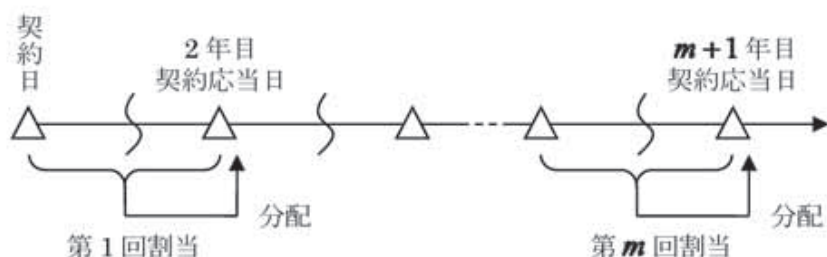
(a) 3年目配当とは

3年目配当とは、最初の割当が契約日からその日を含めて1年経過した後の事業年度末においてなされ、分配が2年経過時点（＝保険年度基準で3年目始）となることをいう。



(b) 2年目配当とは

2年目配当は、最初の割当が契約日の属する事業年度末においてなされ、分配が1年経過時点（＝保険年度ベースで2年目始）となることをいう。



(c) 3年目配当と2年目配当の特徴

3年目配当と2年目配当の特徴をまとめると以下のとおり。

	3年目配当	2年目配当
還元時期	2年目配当に比べ還元は遅れる。	保険年度式として最も早期の還元である。
剰余との関係	保険年度に対応した剰余が確定してから配当率を決定するため、2年目配当に比べて堅実である。	保険年度に対応した剰余が未確定のまま配当率を決定するため、合理性、安定性の面への配慮が必要である。
融通性	社会経済環境変化に対するキャッチアップが遅れる(特に利差配当)	3年目配当に比べ即応性はある。
実務面の簡明性	分配時の1年前の状態を基準とするので煩雑になりやすい。	約款規定を含め、簡素かつ実務対応が容易
契約者の理解	必ずしも理解を得やすいとは限らないが、すでに定着している。	一般の金融商品との比較の中では理解されやすい。
財源	対象契約は、新契約時点から2年経過以降契約のみ	3年目配当に比べ分配期待値が増大し、財源対応上、配当率水準全体にも影響

個人保険においては、以下の観点から3年目配当が主体に取り扱われてきた。こうした中、配当の早期還元を目的として2年目配当を全面導入すべきではないかとの考え方もあるが、以下の観点が重視されていた。

- (i) 保険年度に対応した剰余の確定に対応して契約者配当を決定すべきである。

(ii) 安定配当を前提とすれば、2年目配当の場合には配当水準は保守的に設定せざるを得ず、保険期間を通して考えると、必ずしも2年目配当が有利とは限らない。

(iii) 財源負担の問題

この点に関しては、先に述べた会計上の問題とは別に、貯蓄性指向の商品について他業界の商品との対比という観点からすると3年目配当は配当金の分配が一年おくれるので早期解約契約に厳しいという考え方もあり得る。特に利差配当にあっては、顧客の納得性の観点からも経済金融情勢と割当・分配とのタイムラグを縮小すべきという考え方もあろう。

したがって契約者配当の問題は商品の究極的価格を決定づけるものであるから、配当開始期についても会計上の問題の他、商品の市場競争力ということも含め総合的に判断すべき課題であろう。

3. 6 通常配当

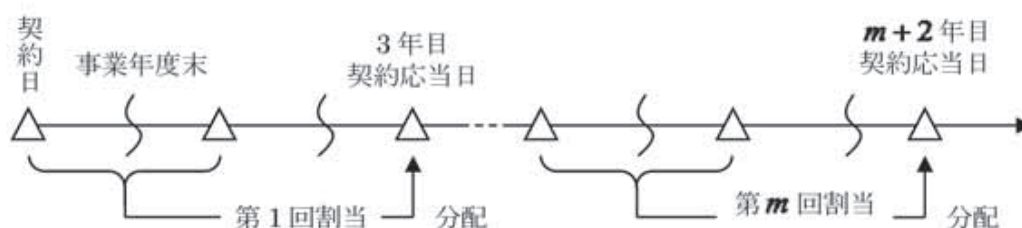
個人保険の契約者配当は、保険期間中の契約応当日に分配される通常配当と特別配当（あるいは消滅時配当ともいう。）の 2 本立てになっているのが一般的である。このうち、通常配当は、経常利益（キャピタル損益除き）を主財源としており、特別配当は、キャピタルゲインを始めとして通常配当では還元できなかった長期にわたって形成された剰余を財源としているのが一般的な考え方である。

3. 6. 1 契約者配当の割当と分配の仕組み

契約者配当の分配に際しては、収支への貢献度に応じて行うという観点から、何年継続した契約にどのような条件で分配するか、満期・死亡・解約等の消滅契約に対しては、どういう分配をすべきかを考えなければならない。以下、3 年目配当を例に記載する。

(1) 有効継続中の契約に対する割当（1号割当）と分配

新契約に対しては、まる 1 年経過した直後の事業年度末で、第 1 保険年度の剰余に対する還元として第 1 回目の契約者配当を割り当て、直後の契約応当日に分配する。以後これを繰り返し、まる m 年経過した直後の事業年度末に m 回目の契約者配当が割り当てられ、 $m+2$ 年目契約応当日に分配する。（以下では、有効継続中の契約に対する割当てを「1号割当」という。）



(2) 消滅契約に対する割当（2号割当）と分配

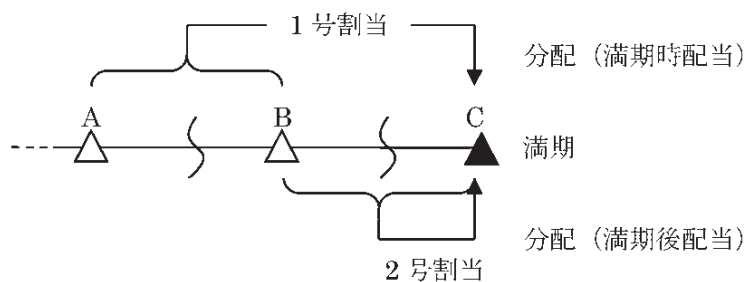
以下、満期、転換、死亡および解約により消滅する契約に対する割当と分配に関して、保険期間と剰余の関係を分かりやすく記載する観点から、通常配当の例を用いて記載する。（以下では、消滅契約に対する割当てを「2号割当」という。）

なお、消滅契約に対しては、（消滅時）特別配当の割当・分配も行われているが、対応する剰余の関係が異なるものの、次の事業年度中に消滅する契約に対して、その事業年度末に割り当てられ、消滅時に分配される点では通常配当と同じ仕組みで

ある。

(a) 満期による消滅契約

次の事業年度中に保険期間の満了する契約についての BC 間の剰余に対する契約者配当は、満期直前の事業年度末において割り当てられる保険期間満了日に分配される（満期後配当といわれている）。なお、1号割当により C で分配される AB 間の剰余に対する契約者配当は満期時配当といわれている。

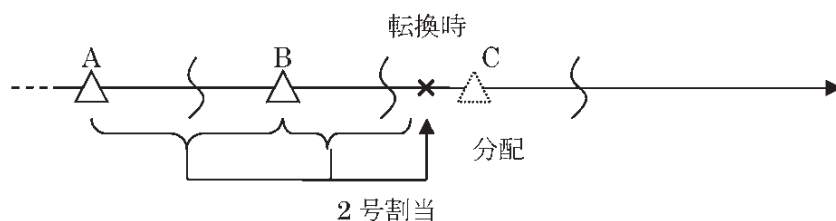


このように、契約者配当は契約日から2年後に1回目の分配が行われるが、満期時に2年分の契約者配当の分配を行うので、保険期間がN年であれば、契約者配当の分配も満期までにN回行われることになる。

(b) 転換による消滅契約

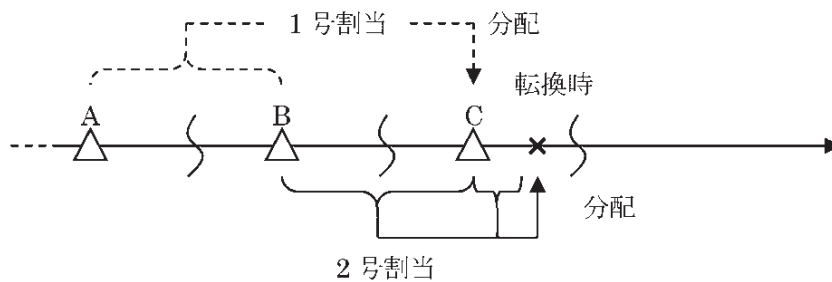
転換による消滅が次の事業年度内の契約応当日前の場合、Cで分配する予定であったAB間の剰余に対する契約者配当およびBから転換時点までの剰余に対する契約者配当は、その事業年度末に割り当てられ、転換時に分配され転換価格に充当される。

(転換による消滅が、次の事業年度内の契約応当日前の場合)



また、転換による消滅が次の事業年度内の契約応当日後の場合、BC間の剰余に対する契約者配当およびCから転換時点までの剰余に対する契約者配当は、その事業年度末に割り当てられ、転換時に分配され転換価格に充当される。

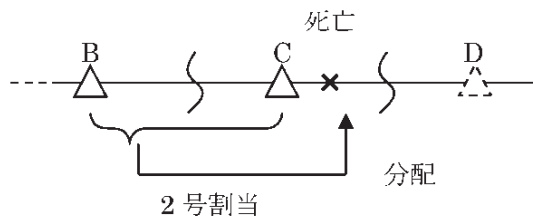
(転換による消滅が、次の事業年度内の契約応当日後の場合)



これは、転換が契約の連続性を前提としている一方で、転換後契約を新契約方式としているため、転換前契約に係る通常配当部分について精算しているものである。

(c) 死亡による消滅契約

B から C の剰余に対する契約者配当は、通常なら翌年の事業年度末に割り当てられ、次の契約応当日 D に分配されるが、死亡による消滅契約の場合はその事業年度末に割り当てられ、保険金の支払いとともに分配される。(なお、契約応当日 C より前の死亡に対しての割当はなく、決算においては有効継続中の契約として割り当てられている。)



この割り当ては、保険数理上想定された消滅であり、保険年度が終了している期間に対して配当精算を行うものである。

(d) 解約による消滅契約

解約により分配前に消滅する場合は、通常配当に関しては、約款に定める分配条件の不成就として請求権を生じない(もちろん、これまでの分配の積み上げである積立配当金は支払われる。)。これに対してはいくつかの理由が考えられる。¹³

¹³ 解約返戻金に関する解約控除の理由とも合わせて考える必要があるため、生命保険 1 テキスト「第 2 章 解約返戻金」を参照されたい。

(i) アセット・シェアに基づく水準

「3. 2. 1 生命保険会社と一般事業会社の利益の違い」で述べたように、生命保険契約は、保険期間を通じてみて収支は判明する。

この場合、必ずしも通常配当で分配する必要はなく、消滅時配当も合わせて収支状況を踏まえた還元を行えばよいとするもの。例えば、逆ざや契約を考えた場合、通常配当で調整しきれない繰越損失相当分を特別配当で調整することが可能であろう。

(ii) 事務負荷の軽減

上記(i)の観点に加え、解約契約は死亡件数に比して多い中において、通常配当のレート管理等に関する事務負荷が大きいことを鑑みると、通常配当で分配するよりも特別配当として分配の方がコスト軽減に繋がる。

(iii) 逆選択の防止（健全な保険群団の維持）

生命保険では、解約する者は平均的に健康であることが想定され、残された保険群団の死亡率が高まることになる。このため、残された保険群団の収支悪化を補うものである。

(iv) 投資上の不利益

解約返戻金の支払いに加え、契約者配当支払いのために、資産の換金や事前に流動性を高めておくことにより、資産運用利回りが低下するが生じる可能性がある。

(v) ペナルティー

解約に伴う上記等の様々な不利益へのペナルティーという意味合い。なお、ケースによっては、解約時に消滅時配当が支払われる場合もあるが、分配されなかった金額は、翌年度以降の配当財源の一部とされ、配当準備金に繰り入れられる。

以上のように、様々な考え方はあるとは思われるが、公平性、契約者理解、健全性の確保など様々な観点から検討すべきと思われる。

3. 6. 2 利源別配当方式

現行の実務で用いられている利源別配当の算式は、以下のとおりである。

$$D_t = \underset{\text{〈利差配当〉}}{{}_tV \times \Delta i} + \underset{\text{〈危険差配当〉}}{(S - {}_tV) \times \Delta q} + \underset{\text{〈費差配当〉}}{S \times \Delta e}$$

D_t	: 第 t 保険年度に対応する配当
${}_tV$: 配当対象責任準備金
Δi	: 利差配当率
Δq	: 危険差配当率
Δe	: 費差配当率

(1) 利差配当

利差配当は、責任準備金の予定利息を上回る運用益からなる利源分析上の利差益を主たる財源とするものであり、配当対象責任準備金に利差配当率を乗じて得られる。

利差配当を巡る環境は、資産運用面では、経済・金融環境の変化により、生命保険会社の資産運用においても、インカムゲインとキャピタルゲインの区別が困難になり、総合収益性を指向する流れにある。また、負債面でも高利回りの貯蓄性商品が着目された場面にあっては、多額の資金流入により、従来の長期契約に基づく、いわゆる生保の長期安定的資金とは異なる資金を大量に取り込むこととなった。なお、昨今の低金利の継続により、運用収支が予定利息を下回るいわゆる逆ざや状況が発生し、利差配当もマイナス（ただし、契約者に分配される配当 D_t は危険差配当や費差配当と相殺し、ゼロを下限としている。）とせざるを得ない状況になるなど、変動が激しくなっている。

以下のとおり、利差配当率の設定に際して、環境変化を踏まえて設定されてきている。

(a) 安定配当と弾力性

かつては、安定配当を基調とする中で、水準の安定化を図ってきたが、利差損益の状況や運用効率指標との連動性等に留意しながら、ある程度の弾力性・変動性を持った配当率設定が必要となってきた。

(b) 保険種類間のバランス

施行規則（第 30 条の 2、第 62 条）において、契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算して行うこととされていることを鑑みると、運用資産が同じであれば、種類が異なる保険契約であっても同じ配当基準利回り（= 予定利率 + Δi ）が設定されるべきであろう。一方で、法（第 55 条の 2、第 114 条）では、公正かつ衡平な配当も求められており、収支の貢献度に応じた率設定を行う観点からは、

- (i)異なる予定利率で異なるリスク水準を抱えることの反映（予定利率別の率設定）
- (ii) 商品特性を考慮した区分経理による運用成果の反映（区分別の率設定）
- (iii) 保険料の投入タイミングによる運用成果（経過年数、投資年度別の率設定）

も重要となっていており、各社もこうした考え方にに基づき、率設定を行っている。

(c) 配当対象責任準備金

対象責任準備金として、わが国においては、標準責任準備金制度が導入される以前は保険料と責任準備金の計算基礎率が一致していたため、対象責任準備金として何を用いているかということは明確にする必要は少なかった。しかし、現在では、これらの計算基礎率が異なることがあり得ることが明確になった中で、どちらの基礎率で評価した責任準備金を用いるかも契約者配当の決定要素としては大きい。すなわち、（負債評価の）責任準備金を用いる場合、契約者配当可能財源の決定に際しては、負債としての責任準備金が要素であったという考え方を重視するのであろう。（「3. 2. 5 (1) 責任準備金の評価方法」を参照）しかし、この場合、同じ責任準備金で積み立てられている契約の中でも保険料の計算基礎率が異なる場合がある。この場合、契約者から見れば、会社への剰余の貢献が異なるはずなのに、同じ契約者配当しか受け取れないというのは理解されないと思われる。

一方、保険料の計算基礎率を用いる場合には、分配財源の分配基準としての考え方を重視するのであろう。なお、現在では、実務的には保険料の計算基礎率により評価した責任準備金で契約者配当を計算している。しかし、この場合、責任準備金の積立負担をどのように調整するかという技術的問題もある。

次に、この対象責任準備金の算出は、本来的には経過責準とすることが合理的

であるが、わが国では月払契約の場合、近似的に年始 V と年末 V の和半を用いている（米国では年始責準を用いている場合も多い）。年払契約の場合は年始 V に純保険料を加えたもの即ち $(V_t + P^{Net})$ の近似として年末 V を用いるのが一般的であるが、養老保険、終身保険の払済後の契約では若干多めになっている。

(2) 危険差配当

危険差配当（死差配当ともいう。）は、実際死亡率等が予定死亡率等を下回り、危険差益が出た場合、その危険差益を財源として契約者に還元するものである。現在、危険差配当は、危険保険金額に到達年齢別・男女別の危険差配当率を乗じて算出している。

危険差配当においても公平性の実現が第一義であるが、保険の本来的機能が大多数の法則を前提とする保険集団の形成による死亡危険の平均化によりもたらされる以上、契約者配当における公平性は保険料の算出に用いた予定計算基礎の区分に応じて実現されれば十分であるとの考え方もある。

かつては、有診査と無診査とで約款を別にし、契約者配当にも格差を設けていたものを1974年に統合し、診査は選択方法の一方法に過ぎないとの位置付けに方向転換し、無診査契約の削減状況撤廃等とともに有診査・無診査の配当格差を廃止したこともあった。一方で、1981年以降、男女別予定死亡率の導入に伴い男女別の危険差配当率を適用している。

しかしながら、実際の死亡率は、年齢・性別以外にも異なる要素があり、実際の危険差配当率を設定するに際しては、以下の要素も考慮に入れ、収支の貢献度に応じた公平な契約者配当を検討することも必要であろう。

(a) 診査方法

診査方法によって死亡率は異なるため、これを危険差配当率に反映させることが考えられる。しかし、条件付契約のように、契約者が加入に際しての選択肢が限られている場合には、契約者も他の契約者と条件が異なることは認知されているであろう。しかし、診査方法に選択の余地があるにも係らず、事後的に契約者配当で価格調整がなされてしまうと契約者理解が得難いのではなかろうか。

(b) 経過年数

予定死亡率の作成に際しては、截断期間を設けて選択効果を一定排除している

ため、実際の死亡率においては、選択効果が加入後一定期間は認められる。従って、これを危険差配当率に反映させることが考えられる。しかし、どの程度の経過まで選択効果が認められるのかは、必ずしも一意で判明するものではないため、率設定に際しては、十分な分析が必要であろう。

(c) その他

年齢、性別、診査別、経過年数別の他にも、死亡率が異なる要素としては、喫煙、被保険者の職業、居住地域、保険金額等が挙げられる。

しかし、喫煙、BMI等の健康体・優良体等と言われている要素の情報は、加入時には入手可能だとしても、契約締結後では入手困難と思われるため、こうした要素を契約者配当に組み込むことは、実務的な観点から現時点では難しいであろう。

(3) 費差配当

予定事業費として収入したうち実際の経費支出を差し引いた額を主たる財源として契約者に還元するものであり、一般的には、保険金額×費差配当率として算出されている。これは、予定事業費は通常、新契約費、維持費、集金費から成っているが、費差益の大宗が維持費部分から生じており、保険料設定時からその後の経営効率化による利益を還元するという意味合いが大きい。

収支の貢献度に応じた公平な費差配当率を設定する際に以下の点に留意すべきである。

(a) 経過年数

生命保険契約の収支構造の大きな特徴として、付加保険料の収入と手数料等の経費の支出タイミングのズレがある。すなわち、販売時にはその手数料を契約初期に支出する一方で、付加保険料は平準的に収入されるために、契約初期では費差収支はマイナスとなり、その後解消されているという構造となる。

このズレは、後述するように、技術的には責任準備金の積立方式で一定程度は対応可能であるが、基本的には、既存契約の費差益で新契約の費差損をカバーするという、契約世代間の貸借を起していることとなっている。

契約世代間の貸借を許さない立場をとれば、初年度に対応する費差配当はゼロとし、次年度以降（あるいは費差益発生年度以降）から契約者配当を行うべきと

する考え方もある。しかし、保有契約全体で新契約費を賄うという立場からは、他利源も含めた全体として初年度から剰余が出ていることを踏まえて、従来は維持費部分の益について早期還元する趣旨からも初年度割当分から費差配当を行っていた。なお、近年は、契約ごとの収支貢献度に応じた契約者配当を促進する観点から、契約初期の費差配当は抑制されているケースが多い。

(b) 保険金額

保険金額等の契約量に比例しない固定費に基づく経費率の差異を反映させる意味での保険金額ランク別配当率は、同趣旨を保険料に反映する保険料高額割引とはその特徴において異なる部分がある。

契約者配当では、毎年の費差益状況に応じて金額ランクを変更することも可能であるが、高額割引という形で保険料率に組み込まれてしまうと、その変更は容易ではなく、硬直的にならざるを得ない。

しかしながら、近年は、予定利率の引下げによる保険料引上げを経営効率化でカバーする観点から、保険料高額割引を導入しているケースが多いが、既契約にもその効果は享受されるべきであり、保険金額ランク別費差配当の導入は、その一つの解決策になるであろう。こうした関係も踏まえると、保険料だけでなく、契約者配当に関しても、将来の物価動向、事業費動向を見越した率設定を考慮すべきであろう。

(c) 責任準備金の積立方式

現在、新契約費は手数料見合いで設定されている観点から、契約者配当はなされていないため、責任準備金の積立方式による責任準備金の計算が全期チルメル方式以外で行われた場合、即ち責任準備金がそれより厚く積まれた場合は使用出来る付加保険料枠は縮小し、事業費との対比は不自然なものとなる。このような場合には政策的に削減された付加保険料から事業費を支払った残額から費差配当を拠出すべきとすることは必ずしも妥当ではなく営業保険料の算出に組み込まれている付加保険料とそれに対応する経費との関連で費差配当を考慮すべきであるという見方もある。

米国のスタディーノートでは通常全体の分配可能剰余に合わせるための調整項であるとしている。これは、3要素の配当割当額の合計が分配可能剰余金に等しくなければならないのでそれは割当配当金が全体として分配可能剰余金に合わせる

調整項という考え方に帰着するのである。我が国においても、同様のことは言えて、解約益その他の益もあるし、又税金（投資収益に係るものは除外）についても個々の契約にどのように課すかは悩ましい。

(4) その他の要素

上記、3要素以外にも保険料の計算基礎に対応する要素という考え方に基づけば、近年の商品多様化の中にあつて、他の要素に関しても検討に値する。

(a) 第3分野基礎率

第3分野保険に関しては、死亡率と同様に、男女別、年齢別、職業別、販売チャネル等の様々なセグメントでの収支状況の分析も必要であろうが、更に広く考えるべき点が存在すると思われる。

例えば、災害関係保険については、モータリゼーションに見られたように社会環境変化により新たな危険が生まれる可能性があること、また、大地震のように発生すれば損害が多額にのぼることも想定されることから、将来の収支に不透明な要素が多いことから、利益留保の必要性が高い。

また、疾病関係保険については、医療技術の進歩、社会保障制度の変化、モラルリスクの選択が困難なことが挙げられる。具体的には、当初想定された疾患の罹患率が医療技術の進歩により下がることや、別の疾患に罹るリスクが高まることにより、想定された収支が変動する。また、医療費負担の増加や公的医療保険のカバー範囲が変更になることにより、民間生保の加入率が変動し、保険群団のリスク構造が変化することが考えられる。

(b) 予定解約率

予定解約率は、契約者行動に左右されるという点で、非常に難しい基礎率である。経験データは、商品性（貯蓄性／保障性）、保険期間（長期／短期）、販売チャネル等の商品内容でも違いが生じることが考えられるため、分析に際しては留意が必要である。また、経済環境、社会環境によっても違いが生じるであろう。

こうした、基礎率に関する実際の配当還元に際しては、こうした要因も考慮に入れて、内部留保とのバランスをとった分析が求められる。

3. 6. 3 調整配当

基礎率の変更に伴い、同一の保険種類において保険料に差が生じる場合、新・旧基礎率に基づく契約者間の公平性を保つことが必要であり、そのための方式としては、以下の2つに大別されるが、現在は後者に至っている。

(1) 保険料の遡及低料

これは、既契約に遡及して保険料を改定する方式であり、保険金額を変更する場合もある。

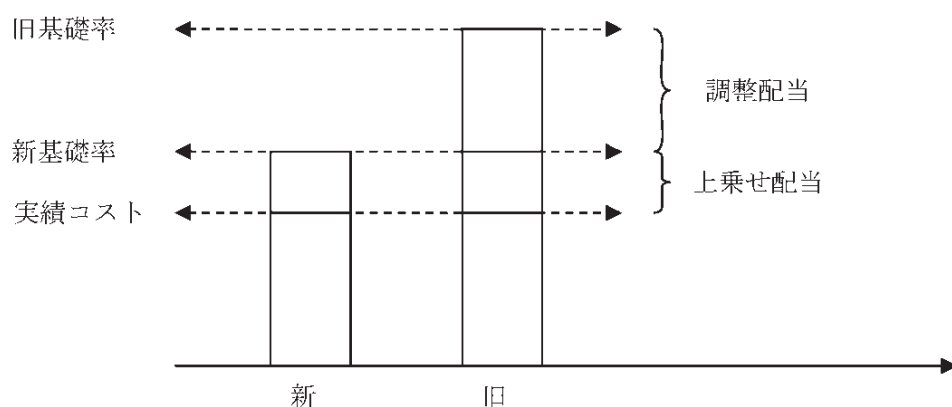
この方式は、低料効果をアピールする場合には、契約者に理解されやすく、料率が一本化され、将来の事務負荷軽減が期待される。

しかし、契約内容の変更であるため契約者の同意が必要であること、必ずしも契約者有利にならないこと（例えば、予定利率を引き上げた場合、責任準備金が引き下がり、実質保険料である保険料－契約者配当が減少する等）、変更の際しての事務負荷が大きいこと、が挙げられ、留意が必要である。

なお、1959年以前においては、①個人扱いにおいて、加入年齢方式に基づく保険料改定を、②団体扱いにおいて、新・旧保険料差を新契約保険料に充当して保険金額の増額を、実施することにより、既契約に低料遡及していた。

(2) 契約者配当による事後調整

これは、保険料は遡及せず事後的に公平性を保つよう契約者配当で調整する方式である。（新旧基礎率間の差の部分を調整配当、新基礎率における契約者配当部分を上乗せ配当という。）



この方式は、実務面では優れているものの、契約者配当による調整である以上、単純に新・旧保険料差を調整するのではなく、収支に応じた還元を行う必要がある。例えば、旧料率である既契約者は選択効果が薄れており、新料率と同じ死亡実績ではないことの調整を行う必要があるなどがある。

3. 7 特別配当

昭和 40 年代に入って生命保険会社の内部留保の充実が進み、各社が次々と純保険料式責任準備金の積立てを達成するようになるとその後の剰余の契約者還元をどのようにすべきか、ということが生保経営の大きな課題としてクローズアップされてきた。

折から変額保険、変額年金制度の導入問題が議論されている時期でもあったので、その議論は有効に継続している契約の内、特に長期継続契約者に対しインフレーションによる目減りを補填するため重点的に分配する新たな契約者配当制度を導入するように向けられていった。

3. 7. 1 特別配当の考え方

特別配当がいかなるものかを考える場合、いくつかの観点から捉えることができる。ここでは、そのうち、いくつかについて挙げてみる。

(1) アセット・シェアに基づくとする考え方

1996 年の新保険業法でアセット・シェア方式による契約者配当が規定されたことにより、通常配当も含めた幅広い概念で捉えられるようになった。このアセット・シェアとは、収支残モデルに基づく個々の契約の持分で、具体的には、実収入（保険料、利息、売却益等）と実支出（保険金、解約返戻金、事業費、税金、通常配当金等）との収支残に株式含み損益を加えたものをいい、責任準備金を上回るネット・アセット・シェア部分であるとする考え方である。

(2) 単にキャピタルゲインの還元とする考え方

これは、3 利源配当方式では還元しきれなかったとするキャピタルゲインの還元方法である。

かつては、消滅時配当の考え方として、この考え方が主流であったと思われ、1977 年 1 月に生保協会が主務省に答申した「生命保険の契約者配当について」では、「契約者配当は毎年の配当においてはある程度連続性、安定性を持たせ、精算がなされない部分は消滅時に支払うのが適当である。すなわち、ある程度安定した通常配当と、毎年の利源別配当では精算しえなかったものおよび売却益を財源として消滅時に支払う最終精算配当の二本立方式によることが望ましい。」と書かれている。

また、特別問題研究会¹⁴においても、「個人保険の契約者配当については、引き続き経常収益を主財源とする通常配当とキャピタルゲインの契約者還元を主目的とする特別配当の二本立方式により実施すべきと考える。」とされている。

しかし、資産運用手法が多様化している現在では、インカムゲイン・キャピタルゲインの区分が困難な中であって、単にキャピタルゲインの還元であるとするのは技術的に説明が困難であろう。

(3) 経営上の政策配当とする考え方

経営上の必要性には、次のようなものがある。

(a) 長期継続契約の優遇

長期継続契約を優遇しようとする措置は、契約者の継続意欲を高め、保険目的の達成に貢献する。

(b) 貨幣価値の低下に対する補填

生命保険は、契約の長期性のためインフレに弱いと非難されやすい。これを緩和するための経営努力が求められる。

3. 7. 2 1974年のアクチュアリー会答申

特別配当制度がようやくわが国に定着を見た 1974 年には、大蔵省は日本アクチュアリー会に対し「保険契約者配当のあり方」について諮問した。日本アクチュアリー会は山内正憲氏を座長として検討し、次のような要旨の答申を行っている。

1. 特別配当制度は、長期継続している契約に対し株式、不動産といった非固定利付投資から発生する内部留保及び、ソルベンシー・マージンとして会社に留保されたものの内、その契約の持分と考えられる部分を最終精算すること（ μ 配当）、及び内部留保から生じる利配収入を還元することを意図している。
2. 責任準備金の積立方式の差異によって分配可能剰余金が異なるが、これは会社の利益自体がそれによって変動するのではなく分配可能剰余金と内部留保の相互交換として考えるべきである。責任準備金の積立方式としては経営基盤の

¹⁴ 特別問題研究会とは、1986年6月に発足した生保協会の諮問機関で、座長を山内正憲氏（当時、生保協会副会長）とし、主な検討テーマは配当体系のあり方であった。

強化をはかるため業法施行規則第 31 条にもとづいて純保険料式が最も望ましい姿として行政指導が行われてきた。しかしその水準は本来、個別会社の歴史的発展、経営環境を総合的に考慮して判断されるべきで純保険料式に拘泥して契約者配当に制約を加えることは避けるべきである。

その当時は、翌事業年度に支払いが予定される特別配当金額について当年度末決算で剰余金を計上するターミナルファンディング方式で良しとしていたが、その後特別配当制度が定着するにしたがって、その継続的安定性をはかるためその財源のかなりの部分について特別保険金買増という形式で事前積立を行う会社が増加してきた。

3. 7. 3 特別配当の種類

特別配当には、契約消滅時に分配される契約者配当（消滅時配当）と継続中の契約に対して分配される契約者配当（長期継続配当）がある。

(1) 消滅時配当（ μ 配当）

μ 配当とは、契約消滅時（満期、死亡、解約時）に分配される特別配当であり、約款第 2 項（「3. 5. 1 契約者配当の割当と分配の違い」参照）でその分配要件が規定されている。（ベスティングに関しては「3. 7. 4 ベスティング」参照）

$${}_{\tau}D^{\mu} = \mu_{\tau} \times {}_{\tau}V$$

なお、ベスティングの事前準備がある場合は、 ${}_{\tau}D^{\mu} = (\mu_{\tau} \cdot {}_{\tau}V \vee Ves) - Ves$

${}_{\tau}D^{\mu}$:	経過 τ 年目の消滅時配当金
μ_{τ}	:	経過 τ 年目の消滅時配当率
${}_{\tau}V$:	経過 τ 年目の消滅時責任準備金
Ves	:	一時払特殊養老保険による支払額

ここで、当然ながら、その具体的な要件は毎年の決算において収支への貢献度を見た上で決定される。

なお、終身保険は、保険期間が終身にわたることを考慮し、一定年齢到達後の払込終了時を満期と見なす等の対応を行っている。

また、定期保険に関しては、上記の μ 配当は責任準備金比例であるため、満期時

の責任準備金がゼロとなる定期保険には馴染まないこと、及び、定期保険のアセット・シェアの源泉は株式含み益ではなく危険差損益であること等を踏まえ、61年度から保険料比例で μ 配当を行っている。

(2) 長期継続配当（ λ 配当）

μ 配当は、契約消滅時に支払われるため、還元が30年以上も先になる契約もある。 λ 配当とは、長期継続契約に対しても早期にアセット・シェアの一部を還元する必要があるとの考えから、内部留保から生じる利配収入を還元するためのものであり、当初特別配当として分けられていたが、1976年以降通常配当の一部を構成している。

$$D_t = {}_tV \times \Delta i + {}_tV \times \lambda + (S - {}_tV) \times \Delta q + S \times \Delta e$$

<長期継続配当>

$$\left[\begin{array}{l} D_t : \text{第 } t \text{ 保険年度に対応する通常配当金} \\ {}_tV : \text{配当対象責任準備金} \\ \lambda : \text{長期継続配当率} \end{array} \right]$$

(3) μ 配当と λ 配当の推移

当初の案は、契約の経過年数10年以上の契約に対し年数に応じて増加する上乗せ利差配当（現在の λ 配当）を行う案を主体に考えていたが、すでに長期間継続していて近々満期を迎える契約については経過的に何等かの上乗せを行うことが好ましいということから、わずか満期保険金の1%ではあったが消滅時配当（ μ 配当）を行った。

その後、消滅時配当は契約者に理解され易く営業上好評であったので、対象範囲も1972年（昭和47年）度から死亡契約、1974年（昭和49年）度から解約契約に拡大し、配当率も1972年度は10年以上の経過年数に応じて増加し最高15%、1973年度は更にその率を上げ最高40%、1977年（昭和50年）度からは30年満期で50%まで引き上げられた。その間毎年割当てる特別配当（ λ 配当）は当初最高2%（30年以上経過について）から1985年（昭和60年）度配当の最高1.3%まで若干低下した。

なお1986年（昭和61年）度、1987年（昭和62年）度には一般の金利低下を反映して通常の利差配当を減配し、長期継続契約についてはそれを補う意味で λ 配当

は最高 2.05%、 μ 配当は最高 65%（全配当対象 V に対して）の率を適用することになった。

その後、バブル崩壊による運用環境の低迷を受けて、 μ 配当は大幅に引下げられるとともに、1994 年（平成 6 年）度より λ 配当はゼロになることとなった。

3. 7. 4 ベスティング

ベスティングとは、契約日から一定年数経過した契約に対して、契約者配当金で一定の保険金額の一時払特殊養老保険を買い増すことにより、消滅時特別配当の事前積立てを行うもの。

背景としては、1977 年 1 月生保協会は、「生命保険の契約者配当について」の中で、消滅時特別配当を継続的に確実なものに努めることが望ましいという趣旨の答申を行ったことを受けたことによるものであり、1976 年度決算より将来の消滅時特別配当にかかる財源の一部を事前に積み立てる制度（ベスティング）を開始した。

考え方としては、消滅時特別配当をペイ・アズ・ユーゴー方式¹⁵のみで財源対応した場合、経営が苦しくなった時には、配当率を引き下げざるを得ない。しかし、消滅時特別配当の性格や契約者の期待の高さ等を考えると、大幅な引下げを行うことは現実的には難しい。

この点を考慮して財源の一部を事前準備しておくという考え方が次のように整理された。

- (i) この財源の一部を割り当てたとしても、経営的に十分その後の対応が可能である。すなわち、割当は一部であり、支払われていない限り消滅時において公平性等の観点から再チェックができる。
- (ii) 割り当てることは、契約者の期待に応えるための担保作りであり、これに努めることは経営姿勢として優先事項である。
- (iii) また、昭和 20 年代特別措置¹⁶とは問題の発生経緯や性格も異なるが、配当政

¹⁵ ペイ・アズ・ユーゴー方式とは、事前積立方式（ベスティング）をとらず、毎年賦課方式にのみよる方法のことをいう。

¹⁶ 昭和 20 年代特別措置とは、1974 年 11 月保険審議会生保部会「生命保険商品についての意見とりまとめ」において要請されたもので、長期継続契約の優遇措置として、昭和 20 年代契約は、終戦直後と昭和 40 年代後半の 2 度の異常なインフレを経験していることから、配当準備金ではなく、特別責任準備金で財源対応を行い、満期時及び死亡時において支払われる金額を増額するもの。（実際の財源準備は、全社が同時にできる水準を考慮して、5 年分割して積み増すこととなった。）

策としては昭和 20 年代特別措置を念頭に置き、連続性の確保に努めるのが望ましい。

ベスティングの方式については、充たすべき要件として次のことが挙げられた。

- (i) 財産売却益のみならず、経常益も使用可能であること。
- (ii) 損金経理が認められる方式であること。

上記の条件をもとに、①積立配当方式、②保険金買増方式、③特別責任準備金方式 等の案が考えられたが、保険金買増方式が採用されて現在に至っている。

3. 7. 5 インカム配当原則の見直し

特別配当は、毎年配当では還元しきれなかった剰余の精算との位置付けとして考えられるが、これは、かつての「インカム配当原則」の見直しによるアセット・シェア方式の導入における保険経理フォローアップ研究会¹⁷の議論からも伺える。

(1) インカム配当原則とは

旧保険業法の第 86 条には、財産売却益のような臨時的な利益は、将来の資産価値の下落に備えるため、準備金として積み立てることを要するという趣旨の規定があった。但し、その例外として、同条但し書きにおいて、主務大臣の認可を受ければ、準備金として積み立てなくてもよいとするいわゆる不積立てが許容されており、大蔵省銀行局長通達により、長期継続者等に対する特別配当へ充当する場合等に限り不積立てとすることができることとなっていた。

従って、生命保険会社の契約者配当の場合は、毎年の通常配当には、利息配当収入のようなインカムゲインのみを充当し、有価証券売却益のようなキャピタルゲインは充当できないこととなる。これがいわゆる「インカム配当原則」と呼ばれているものである。

(2) アセット・シェア方式による総合収益の還元

これまで、我が国においては 1956 年（昭和 31 年）度決算以降、利源分析を基にした利源別配当方式を一貫して採用しており、また、1971 年（昭和 46 年）度決算

¹⁷ 保険業法見直しに際して、保険審議会の傘下の保険経理小委員会報告に基づいた具体案を検討すべく、学識経験者、会計の専門家等の協力を得て開催された保険部長の研究会（第 1 回は、1991 年 6 月開催）

以降、これに主としてキャピタルゲインの還元を目的とする特別配当（ μ 配当、 λ 配当）を加えて実施されていた。

このような配当体系においては、毎年度の通常配当は基本的に3利源からの剰余に限られることとなり、いわゆるインカム配当原則のもとで、資産運用における直利指向による歪み等の弊害を生む要因ともなっているとされていた。このような弊害を排除し、資産運用の実態に則した収益還元を行うためには、現在の配当方式を見直し、キャピタルゲインを含めた総合収益をもとにした配当還元を実施することが求められるようになった。

しかし、上記のようにキャピタルゲインを含めた総合収益を契約者に每期還元するとした場合、これまでの配当体系（通常配当+特別配当）の中では、利源別配当と特別配当が混合することとなるが、これらを各々契約者（群団）ごと、年度ごとに管理することは、実務上困難と考えられることから、配当対象財源と毎期の契約者配当との関係を総合的、体系的に管理する必要がある。この点は、ソルベンシー・マージン確保のために毎年度の剰余の中から経営判断により内部留保を行う際、剰余と内部留保、配当還元との関係を整理する上でも必要になる。

保険業法の改正に際して、総合的、体系的な契約者還元の管理について、アセット・シェアの考え方を導入する方向で検討が進められ、毎年度の契約者配当は、このアセット・シェアの部分的精算と見做しており、インカム配当原則の見直しにより、毎年度の契約者配当でキャピタルゲインの一部を含めた総合収益を還元することは、アセット・シェアによる最終的な精算を前提とした契約者持分の部分的精算と考えられた。

3. 8 5年ごと配当保険

3. 8. 1 開発の背景

1996年の保険業法改正は半世紀振りの法改正であり、自由化、規制緩和の流れの中で、標準責任準備金、ソルベンシー・マージン基準及び区分経理の導入、契約者配当の承認制から届出制への移行、保険計理人制度の見直し等が図られ、保険計理制度も大きな変化を遂げることとなった。

また、商品開発競争も激しくなっていたが、こうした中、利差益のみを利源とした5年ごと利差配当商品が発売された。この商品は、全有配商品を販売していた相互会社を中心としていた会社にとっても、低金利下において意味を持つ商品として迎えられた。当時は、運用環境は低迷が続いており、配当基準利回りの度重なる引き下げによる配当魅力の低下に加えて、標準責任準備金の導入により、有配当保険の予定利率も3.75%から2.75%へ引き下げざるを得ない環境にあり、無配当保険の予定利率が3.1%であったため、有配当保険の競争力が大きく低下することとなっていた。

こうした背景もあり、有配当保険の特徴である価格調整機能を有しつつ、無配当保険との競争力を確保する観点から、1996年に各社から5年ごと利差配当保険（準有配当保険ともいわれる。）が販売され、現在の有配当保険の主力となっている。

3. 8. 2 基本的な仕組み

5年ごと配当保険は、5年ごとに支払われる通常配当と特別配当からなる。通常配当は、利源別配当方式で利差配当のみとするのが一般的である（よって、5年ごと利差配当保険と言われる。）。また、特別配当は毎年配当保険と同様に通常配当で還元できなかった部分の還元を行うこととしている。

通常配当 $D_k = {}_{k-4}V \times \Delta i_{k-4} + {}_{k-3}V \times \Delta i_{k-3} + \dots + {}_kV \times \Delta i_k$ (利殖効果除く)

消滅時特別配当 ${}_\tau D^\mu = \mu_\tau \times {}_\tau V$

k	: 契約日から5年ごと応当日までの経過年数 (5,10,15,...)
D_k	: 第 $k-4 \sim k$ 保険年度に対応する5年ごと配当
${}_tV$: 第 t 保険年度の配当対象責任準備金
Δi_t	: 第 t 保険年度の利差配当率
${}_\tau D^\mu$: 経過 τ 年時の消滅時特別配当金
μ_τ	: 経過 τ 年時の消滅時特別配当率
${}_\tau V$: 経過 τ 年時の消滅時責任準備金

3. 8. 3 割当と分配

割当と分配の仕組みとしては、5年ごと応当日を迎える直前の事業年度末に割当を行い、5年ごと応当日に分配することとなっている。

(社員配当金の割当)

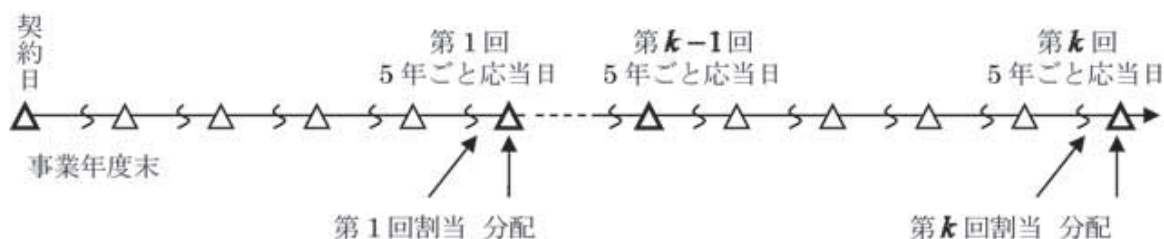
- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行うことがあります。
 - (1) つぎの事業年度中に、5年ごと応当日が到来する保険契約。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約
 - ...
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ所定の要件を満たす保険契約に対して、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行うことがあります。

(社員配当金の分配)

- 1 前条第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、その事業年度末の

属する保険年度末までの保険料が払い込まれているときは、保険契約者が保険契約締結の際に選択したつぎの各号のいずれかの方法により分配します。

- (1) 保険金を買増す方法
- (2) 利息をつけて積み立てる方法
- ...



3. 8. 4 消滅契約に対する分配

5年ごと配当保険は、5年ごと応当日以外のタイミングで満期、死亡、解約等で消滅する契約に対しては、5年未満の部分の契約者配当を分配している。

ただし、解約に関しては、一定率（ <1 ）を乗じた額（経過2年未満の場合はゼロ（3年目配当と同様））としており、その考え方は以下による。

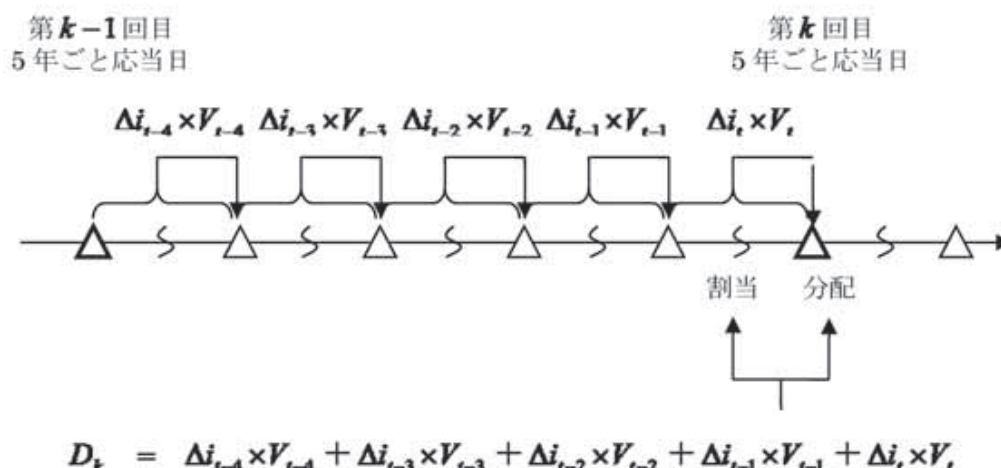
- (i) 5年以下の端数年数部分についても、実際に運用成果があり、毎年財源を確保している中で、契約者配当金をゼロにしてしまうことは、契約者にとって著しく不利となること。
- (ii) 逆に、既存の準備金をすべて支払うことについては、解約による資金の流出に伴い、5年ごとの配当の仕組みによる運用バッファーが喪失することに対する何らかの手当てが必要なこと

3. 8. 5 財源準備と割当・分配の関係

5年ごと配当保険は、5年ごとに配当を分配するため、割当は、5年ごとの契約応当日直前の決算において行われることとなる。しかし、実際の財源準備をこの決算においてだけ行っていたのでは、適切な分配財源が準備できないこととなる。

従って、各事業年度末にその事業年度末を含む保険年度に相当する利益（ $\Delta i \times V$ ）を事前に配当準備金に繰入れて財源準備を行うことが必要となる。（結果的に、2年

目配当と類似の考え方で財源準備を行うこととなる。)



3. 8. 6 予定利率と契約者配当

5年ごと利差配当保険の開発背景には、低金利下における有配当保険の無配当保険への対抗という意味もあったが、無配当保険と対抗するためには、健全性を確保しつつ、毎年配当保険の予定利率よりも高い予定利率を設定し、無配当保険と競争力のある予定利率が設定できるかが鍵となる。これを可能ならしめる決め手は、5年ごとに契約者配当が支払われることそのものにある。

考え方としては、運用環境は変動するため、年度によっては利差配当率がマイナスとなることもある。ここで、利差配当のみの毎年配当保険を考えた場合、利差配当率はゼロで止めざるを得ないため健全性が低下する。しかし、一定期間を通して契約者配当を行う仕組みを導入すれば、利差配当がプラスの年度と相殺して健全性が向上する。

<参考> 毎年配当と5年ごと配当の利差配当と内部留保の推移

経過	$t+1$	$t+2$	$t+3$	$t+4$	$t+5$	累計
利差益	+50	▲30	+40	▲100	60	+20
毎年配当	+50	+0	+40	0	+60	150
	[0]	[▲30]	[0]	[▲100]	[0]	[▲130]
5年ごと配当	+20
	[+50]	[▲30]	[+40]	[▲100]	[+60]	[0]

・[]内は、配当差引後の内部留保

こうした考え方は、リスク管理の中で実行すべきとの考え方もあるが、これを価格設定に織り込むことにより、予定利率設定を具現化したものと考えられよう。

3. 8. 7 5年ごと配当の課題

5年ごと配当の課題をいくつか取り上げてみる。

(1) 契約者の受取実感

3年目配当と2年目配当のところでも述べたが、契約者への早期還元という点では、2年目配当の方が好ましいという考え方もある中であって、5年に1度しか配当を受け取れないというのは、運用環境が好転している場合には、貯蓄性商品の場合には、競争力が低下することとなる。

(2) 事前準備と契約者説明

5年ごと配当は、3. 8. 5で述べたように、毎年の決算の中で事前準備を行うこととなるが、契約者に対して、5年に一度のこの事前準備の累計額をどういった形で説明するかが課題となる。

すなわち、実務的には毎年配当保険と同じ配当基準利回りで事前準備分を決定しているケースが多いと思われるため、5年分の配当率をまとめて5年ごとに契約者説明に用いることも考えられるが、その増減に関する背景を容易に説明するのは難しいであろう。また、毎年の事前準備分をその都度契約者に説明することも考えられるが、一度説明してしまうと、実際の分配に際して変更する必要が生じたときに変更することは困難であるし、予想配当的な位置付けとも捉えられる。いずれにせよ、契約者にとってわかりやすい説明を行う必要があるだろう。

(3) 事務負担

5年ごと配当保険の場合は、毎年配当保険の事務負担に加えて、上記の事前準備に係る負担が生じることとなる。決算業務における財源管理に加えて、契約者に分配する実際の配当金計算に際しても、5年ごとに計算するのか、事前に計算結果をプールして積み上げていくのかといった行程にもよるが、何らかの事務負担を伴うこととなる。

3. 9 団体保険

団体保険の契約者配当は、基本的に個人保険と同様に利源別に剰余金を算出し、その剰余金に基づき契約者配当金を計算し、各契約に割り当てられる。

現行の団体保険の配当の特徴は、以下のとおりである。

- (i) 団体ごとの収支（保険年度単位）を基準に定められる。
- (ii) 2年目配当である。
- (iii) 通常、契約者＝企業であり、企業経理に直接関連してくる。

とりわけ、一つ目の危険差配当部分については、その団体固有の保険金発生経験を反映させる経験料率による配当精算方式をとっているため、個々の団体の保険年度ごとの収支が重要となり、この点が個人保険の配当との相違点となっている。

3. 9. 1 団体保険における配当の割当・分配

団体保険の約款には、一般的に個人保険約款にみられるような事業年度末での配当割当という表現はない。これは、団体保険の配当方式が団体ごとの保険年度収支に基づいて決定する方式となっているため、事業年度末の一時点においては、各契約に割り当てるべき金額は個々契約については確定できないことになる。

従って、各契約者（＝団体）との保険約款上の取引関係を規定するという約款の趣旨からは、事業年度末にある確定した金額の配当を割り当てるという条項は規定し得ない。よって、包括的な根拠規定として、団体保険契約の群団全体に対する配当金を計算するという根拠規定をおくのみである。各契約への割当時期は、各契約の1保険年度終了時ということになり、これは、事業方法書に委ねられている。

団体定期保険約款（社員配当）

- 1 当社は、毎事業年度末において、定款の規定により積み立てた社員配当準備金の中から、この保険種類に属する部分を計算します。
- 2 当社は、前項の規定によって計算した社員配当準備金の中から、この保険契約が次の事業年度の保険期間満了の日に有効で、かつ、その日までのこの保険契約の保険料が払い込まれた場合に、主務官庁の認可を得た方法で計算した社員配当金を、当社の定める方法で保険契約者に支払います。

3. 9. 2 団体保険における配当還元方式について

(1) 利源別配当方式

団体保険も個人保険と同様に利源別配当方式を採っているが、団体定期保険、団体信用生命保険等（以下、団定と記載）については、危険差配当のみを還元している。

これは、

- (i) 利差配当については、責任準備金がないこと
- (ii) 費差配当については、団体定期保険が1年更新契約であり、長期の保険では納得性のある”配当＝安全を見込んだ保険料（予定事業費部分の精算）”という概念が必ずしもなじまず、毎年の配当還元よりも一定期間ごとに保険料率に反映させていく方が理解されやすいと考えられること

という理由に加え、

- (iii) 個人保険、団体保険ともに、被保険者個々のリスクを保険会社にプールすることによってリスクの分散を図るのであるが、団定は、個人保険と異なり、各契約＝各団体の中である程度のリスクの吸収が図られるという前提が置かれていることに特徴がある。かかる前提の下では、保険会社の実質的機能は、団体への支払保険金が収入保険料を超過する場合のリスク分散ということになる。団体定期保険契約者が実質負担すべき部分は、この部分（危険差益）と考えられる

従って、各団体の危険差益を基準に定めるのが合理的と考えられる。

(2) 団体保険の契約者配当の要素

団定の危険度については、年齢構成、業種、労働衛生環境、男女比率、保険金額決定基準、人数規模、地域集中等、多くの要素で異なることが考えられる。これらの要素を把握して予め適正な料率を設定することは、実務上困難であり、現実には、年齢構成、加入基準、団体性、人数規模によって保険料を算定している。そのため、契約者配当による精算に期待をかけざるを得ない面がある。

以上のように、団定の契約者配当は、予定と実際の差としての剰余の分配とともに、本来の適正料率と表定保険料との精算を併せて行っていると考えられる。すなわち、団定の契約者配当は、「表定保険料と適正保険料との差の精算」＋「適正保

除料と支払実績との差の精算」の2つを含んでいる。¹⁸

(3) 団体保険の配当率設定

契約者配当率設定に際しての考え方として、危険差益を計上した団体に対して、団体の規模に限らずに危険差益額に対して一定割合を還元する場合、長期的観点から人数規模の小さい小団体では、将来危険差損を出す頻度が比較的高いため、その都度他の団体の危険差益から補填を受けることが想定される。

一方、人数規模が大きい大団体については、危険差損を出す頻度が小さく、たいていは小団体の危険差損を補填する方にまわるため、一律的な還元団体に対しては高い還元率、小団体に対しては低い還元率で設定することで団体間の規模に対する公平性が確保されることとなる。

なお、配当率の算定にあたっての考え方の例として、以下のものが挙げられる。

$$\begin{aligned} & \text{危険差益団体の総危険差益額（正值）} + \text{危険差損団体の総危険差損額（負値）} \\ & = \text{危険差益団体に対する配当金} + \text{剰余金に対する費用} \end{aligned}$$

ここで、保険金額を1、死亡者数 X を確率変数、団体の人数を N 、団体の死亡実績に基づき割り出された死亡者率を q とすると、確率変数 X が平均 $N \cdot q$ のポアソン分布に従うとしたときの確率分布 $P(x)$ は、以下のように表せる。

$$P(x) = \frac{e^{-Nq} (Nq)^x}{x!}$$

また、保険料計算基礎に用いた予定死亡率を q_0 、剰余金に対する費用を危険差損益の一定割合を α (例えば5%)とすると、純保険料が $N \cdot q_0$ と表せることにより、

- ・ 危険差益の期待値は、 $\sum_{x \leq N \cdot q_0} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x)$
- ・ 危険差損の期待値は、 $\sum_{N \cdot q_0 < x} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x)$

配当率を K ($0 \leq K \leq 1$) とすると、

¹⁸ 第1項は引受料率に反映されるべきとも考えられる。すなわち、適正保険料は契約時には把握が困難であるが、団体毎の経験を見て行く中で推定していくことはある程度可能であり、これが、団体毎の経験保険料を採用する立場となろう。なお、こうした経験保険料の考え方を採り入れた優良体割引率制度が設けられている。

- ・ 配当金の期待値は、 $K \times \sum_{x \leq N \cdot q_0} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x)$
 - ・ 剰余金に対する費用の期待値は、 $\{N \cdot q_0 - E(X)\} \times \alpha = (N \cdot q_0 - N \cdot q) \times \alpha$
- 従って、

$$\begin{aligned} & \sum_{x \leq N \cdot q_0} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x) + \sum_{N \cdot q_0 < x} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x) \\ &= K \times \sum_{x \leq N \cdot q_0} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x) + (N \cdot q_0 - N \cdot q) \cdot \alpha \end{aligned}$$

から、配当率 K は、以下のとおり。

$$K = \frac{N \cdot (q_0 - q) \cdot (1 - \alpha)}{\sum_{x \leq N \cdot q_0} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x)}$$

なお、運用利回り（予定利率）も考慮した理論的配当率は、以下のとおり。

$$\begin{aligned} & \left\{ \sum_{x \leq N \cdot q_0} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x) + \sum_{N \cdot q_0 < x} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x) \right\} \cdot \left(1 + \frac{i}{2}\right) \\ &= K \times \sum_{x \leq N \cdot q_0} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x) + (N \cdot q_0 - N \cdot q) \cdot \left(1 + \frac{i}{2}\right) \cdot \alpha \\ & K = \frac{N \cdot (q_0 - q) \cdot \left(1 + \frac{i}{2}\right) \cdot (1 - \alpha)}{\sum_{x \leq N \cdot q_0} (N \cdot q_0 - x) \cdot P(x)} \end{aligned}$$

(4) 団体保険の配当課題

近年の運用環境低迷により、個人保険の配当水準が低下し、団体保険の配当水準のウェイトが増加していることを踏まえれば、団体保険の配当が経営に与える影響は大きなものとなってきている。

(a) 剰余金に対する費用 α の設定

上記の理論的配当率は、危険差配当率の上限と考えられるため、剰余金に対する費用である危険差損益の一定割合 α の設定をどのようにするかが、内部留保の面から重要となる。

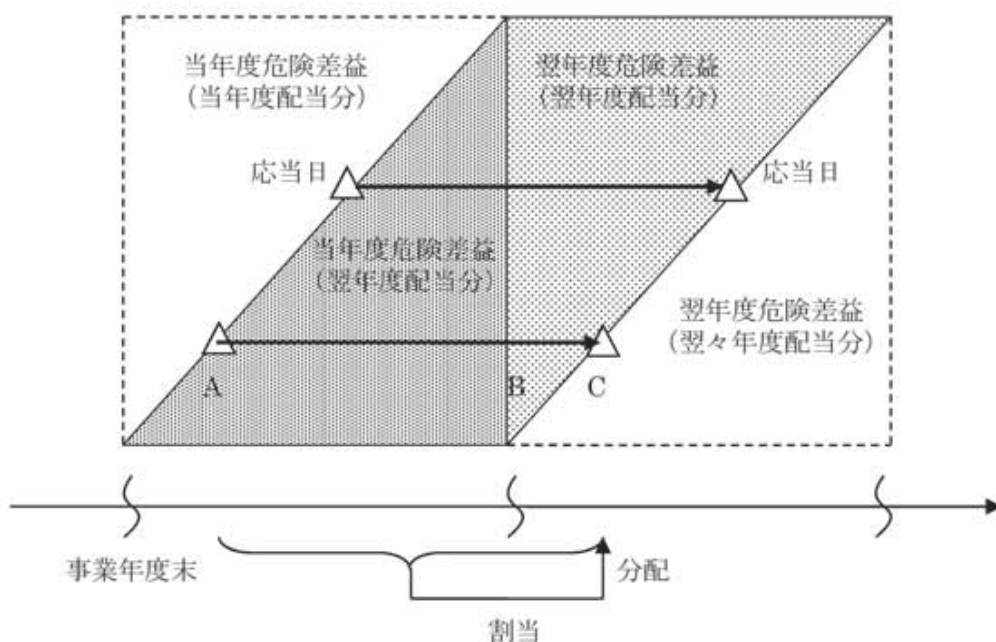
団体保険の危険度の特性として、被保険者群団が個人保険のようにある程度、

リスク分散が図られているとも限らない。例えば、ある地域の大災害や伝染病等の発生を考えると、その企業に大きな危険差損を生じることとなるという集中リスクが考えられる。こうしたリスクへの対応として、一般的には、保険料率での対応、ソルベンシー・マージンでの対応が考えられる。ところが、保険料率で対応するとしても、配当率が同じであれば、配当差引後の利益は大した効果が見込めないため、リスク対応として十分かどうか検証が必要である。また、ソルベンシー・マージンで対応するとしても、団体保険の主たるリスク対応財源である危険準備金のリスクカバー要素・積立水準にも依存する。

このように、従来のリスクの捉え方を更に発展させることを検討し、健全性確保に努めるべきであろう。

(b) 2年目配当下での財源確保

団体保険は、2年目配当方式を採り、また、団体毎の危険差益に連動する配当方式を採っているため、決算時の翌期配当所要額と実際の契約者配当支払いが大きく変動することとなる。



上記の図は、契約応当日の分布、危険差益及び契約者配当の関係を示している（ある保険契約（団体毎）の保険年度がAで始まりCで終わっているとす。その間に事業年度末Bを迎えている）。その契約に関して、応当日Cに分配する契約者配当は、保険年度AC間の危険差益に依存することとなる。しかし、AB間の危険差益は決算時には判明しているものの、BC間の危険差益は決算時に推定計算しなければならない。

この場合、死亡発生、団体構成変更の偏りが翌年に生じた場合には、翌期配当所要額と実際の契約者配当支払いが大きくなることとなる。そのためにも、一定の支払バッファーを備えた配当準備金(例えば、翌期配当所要額の一定割合等)を確保することが必要となる。

3. 10 団体年金保険

一般にいう団体年金保険とは、1963年（昭和38年）8月に開発・発売され、今日に至っている「企業年金保険」および厚生年金の一部代行としての「厚生年金基金保険」等を指すものであるが、「年金福祉事業団保険」、「団体生存保険」のような民間活力による公的年金の運用機能の代行という性格をもつ商品もある。

3. 10. 1 配当体系

団体年金保険の保険期間は、企業が続く限りエンドレスであり、個人保険が消滅時配当としてキャピタルゲイン等の最終精算手段を持つものとは異なった配当体系を採っている。すなわち、契約当初からキャピタルゲインの還元を行っている。また、他業態との競争条件の確保の観点から、2年目配当方式を採用している。

3. 10. 2 基本的な配当方式

団体年金保険の配当は、利差配当、特別配当を基本とし、企業年金保険等においては、費差配当、責任準備金関係損益額、危険差配当も併せて行われている。

$$D = \tilde{V} \times \Delta i \quad + \quad \tilde{V} \times \Delta \mu \quad + \quad \alpha \cdot P$$

<利差配当> <特別配当> <費差配当>

+ 責任準備金関係損益額 + 危険差配当

ここで、特別配当は、配当回数1回目から支払う仕組みとしており、経過年数による部分と団体の人数ランクによる部分から構成されている。また、責任準備金関係損益は、企業年金保険において、脱退等により、財政決算時の将来法 V を上回る部分を配当として支払うものであり、危険差配当は遺族特約部分のものである。

3. 10. 3 配当率設定の考え方

(1) 1995年頃まで

個人保険と団体年金の資産が合同運用されている中で、その商品特性を生かしつつ、① 個人保険とバランスのとれた配当率設定、② 信託対抗上の政策的配慮が

求められる中での配当理論・体系の構築が課題であった。¹⁹

なお、1977年1月に生命保険協会より主務省宛になされた答申「生命保険の契約者配当について」の中で、団体年金保険についても、“① 契約の性格上満期がないので、個人保険のような意味で精算する機会がないこと、② 実績リンクの配当になじみやすいこと、などの事情があるので、毎年の配当になるべく実績リンク性を高めることが望ましい。”とする考え方が示されている。

また、1986年度の特別問題研究会において、団体年金配当のあり方について、以下の方向性が示された。

「団体年金は、契約の性格上終期がなく、特別配当による最終精算手段を持つ個人保険とは配当体系が異なるのは当然であり、経常益とキャピタルゲインの合計を財源として経過年数、態様、団体規模等の要素を一層強く反映した還元方法に移行すべきであろう。

なお、団体年金の契約者の中には、より実績リンク性の強い還元を望んでいるむきがあるので、このような契約者に対しては、将来は分離勘定を導入することも考えられる。」

この答申を受けて、1986年（昭和61年）度決算において、長年にわたる団体年金配当の課題解決を視野に入れた改正が行われ、

- (i) インカムゲイン還元として、個人保険の Δi （2年目配当）に対応させる。²⁰
- (ii) キャピタルゲイン還元として、商品の特性を踏まえ、契約当初から毎年払うものとし、水準については、個人保険における λ 、 μ の還元を団体年金に換算してバランス検証ができるものとする。
- (iii) ローディング改正を見越した、また、現実の費差損を反映したマイナス調整の実施

¹⁹ なお、信託銀行の年金資産は、信託財産なので企業の資産であり、信託銀行のものではないのに比べ、生保の年金資産は保険会社の資産であり、企業に対しては年金支払保障の裏付けとして責任準備金（負債）があるという点で、本質的にその性格が異なっている。

²⁰ 1966年（昭和41年）度決算までは、団体年金と個人保険（3年目配当として）の $i + \Delta i$ は同一であったが、1967年（昭和42年）度決算の個人保険配当の見直しにより、0.3%の格差が生じていた。

が行われた。なお、(i) (ii) については、特別問題研究会で述べられている意味でインカム・キャピタルの合計を財源とした配当として位置付けられた。

(2) 1996 年頃から

運用環境の低迷が続く中、生命保険会社は多額の逆ざやを抱えることとなり、配当率の引き下げ、保険料率改定等の様々な対応を図ってきた。こうした中で、とりわけ、団体年金保険については、1994 年（平成 6 年）、1996 年（平成 8 年）および 1999 年（平成 11 年）の 3 度にわたり、基礎率変更権を行使することにより、既積立分も含めた予定利率の引下げを行った。

こうした状況の中、1999 年に、当時の厚生年金基金連合会（現・企業年金連合会）に設けられた受託者責任研究会において、生命保険会社に対して、以下のような意見が出た。²¹

生命保険会社は元本のほか利率の保証があると言うが、保証利率の保証期間の定めがなく、多くの生命保険会社では 6 年間に 3 回も保証利率が引き下げられた。したがって、生命保険会社の運用内容について基金が関心をもつのは当然であり、生命保険会社も、一般勘定の区分経理の規程が設けられた趣旨等も踏まえ、団体年金保険に係る資産の運用にあたっては、基金をはじめとする顧客の利益を考慮した最善の運用を行う義務がある。また、運用成果に応じた配当がある以上、銀行預金等と全く同一には論じられない。なお、現状では配当ルールは必ずしも明確ではなく、団体年金保険の配当についてリスクバッファの積立ルールの明確化等を含め透明性を高めるべきである。

こうした意見を受け、現在の団体年金保険の配当率設定に際しては、各社が配当ルールを定めて実施している。

²¹ 参考文献：厚生年金基金 受託者責任ハンドブック（運用機関編）（2000 年 4 月）

3. 11 配当金支払方法

我が国における契約者配当金の支払方法については、以下の(1)～(4)の方法が一般的であり、(4)がその中でも最も用いられている。

なお、米国においては、ニューヨーク州法第4231条の第2項で1907年1月1日以降に締結された定期保険以外の生命保険契約に関し契約者の選択により次の(1)～(4)までの四つの方法のいずれかによるとしている。

(1) 現金による支払い

保険料払込中の契約について現金で送金するのは事務的な面で得策とはいえないので職域において給与引き去りで保険料を払い込むような場合を除いて行われていない。このような場合は契約者配当金も職場を経由して支払われるのが一般的である。

(2) 次回払い込む保険料と相殺して支払う

米国ではこのような将来保険料の払込の必要性がなくなるように意識的に設計した商品を近年開発し、それをバニッシングプレミアムポリシーと呼んでいる。(Vanishing Premium Policy)

我が国においては、養老保険が主力商品であった時代は、最もポピュラーな方法であった。一般的にあって契約者配当金は年々増加して行くので正味保険料が年々低下するという利点があり、とりわけ昭和30年代以降50年代にかけてはしばしば増配が行われたので当初予定した以上の早さで正味掛金が減少することになった。それにより昭和30年代契約の30年満期の養老保険では20年間も保険料を払い込めば契約者配当金が表定保険料を上回って払済契約と同様の状態になる。

なお、近年では、契約者配当水準が下がり上記の効果も得られなくなったこと、契約者配当が定まらなければ、保険料収納手配も終えられないことによる事務コストから、この制度はほとんど用いられていない。

(3) 一時払い保険金買増

米国の法令では満期日を同じくする主契約と同一の種類保険を買増して行くことを意味する。

我が国の場合は主契約が定期付養老の場合には養老保険買増、終身保険の場合に

保険料払込中は保険料払込完了時までの生存保険買増とするなど多様なバリエーションが工夫されている。変額保険の場合も超過運用収益で一時払い保険金の買増を毎月行うという仕組みになっている。

(4) 利息をつけて積立てる方法（積立配当）

我が国では、約款上、契約者配当金の支払方法を積立配当のみに限定しているものも見られる。しかしながら積立配当と言っても近年は自由引き出し条項が付けられているので契約者は自分の持分につき何時でも引き出し権を持っているので現金払を包含している制度とも考えられる。

なお、かつてこの積立配当は他の貯蓄手段と比較して比較的の高い（年単位の契約応当日で1987年（昭和62年）3月末まで8%、4月以降7%）利息を付与していたので契約者にとって有利な貯蓄であったが、近年では、利率も引き下がり、貯蓄機能は低下している。

(5) 一年定期保険買増

我が国では、それ程一般的ではないが特殊な種類（医療保険、定期保険）に限って用いている会社があった。

ニューヨーク州ではそれまで原則禁止であった一年定期保険買増が、ミニマムデポジット保険²²とその関連事項に関する事項を規制した規則39により、会社が特定の種類の保険にある条件の下で一年定期保険買増を選択出来るようにした場合は同様の条件で他の種類にも認められるべきであるということになった。買増される定期保険は一般的には解約返戻金額、あるいは保険金額の30%といった金額で特定の保険種類について仮に契約者貸付が行われた場合にも保険金を減額することがないようにするためのものである。この場合の予定死亡率は一時払買増に使用する率、もしくはそれ以外の無配当保険に適用する率と同一としている。一年定期保険の買増に使用して残った契約者配当金はしばしば積立配当として会社に残された後日の買増財源となる。この方式を第5番目の配当金支払選択と称している。

²² 1950年代中頃に売られた商品で米国では借り入れ利息が非課税になることを利用したもの。仕組みとしては初回保険料支払いと同時に高い解約返戻金により契貸を可能にし、初年度Pを含め次年度以降の保険料について契貸で賄うようになっている。しかしこの保険の妥当性が批判されて急激に下火となっていった。

(6) 純粹生存買増の問題

積立型の年金保険について生存保障性（トンチン性）を強化しようとする場合に議論されてきたが、途中死亡者について契約者配当金が結果的に没収されることになること、それに関連して解約した場合にも契約者配当金が引き出せない（これを認めると逆選択を招く）という問題が派生し、積立期間が長期に亘ることから問題があるとする意見が強い。米国でトンチン配当が批判されアームストロング調査以降全面禁止となったのは生存者から没収するというのもさることながらその経理の不明瞭制（個々契約に毎年割当しそれでもって生存保険を購入するという手続きを踏まないこと）にも問題があったと言われている。今後わが国トンチン年金の問題が議論される場合には、同時にこの問題についても検討が行われているに違いない。

3. 12 わが国の契約者配当の史的発展

3. 12. 1 第2次世界大戦前（～1945）

わが国の生命保険事業の初期の段階の契約者配当については、1935年生命保険協会報（第24巻 第一号）に藤川博氏が“生命保険における契約者配当の沿革”と題する論文が掲載されているのでそれを中心に説明したい。

わが国の生命保険会社は1881年（明治14年）7月の創業をもって始まるとされているが、明治生命は開業当初より有配当付契約と無配当契約を併売し、開業満4年後の1885年（明治18年）7月には定款により第一回の決算が行われ、配当付契約者に対し契約者配当が支払われた。その内容は有配当契約の保険料率は無配当のそれに比して約一割高率となっていたので、その保険料差に年々8%の金利を付したものを契約者配当したように記述されている。

1889年（明治22年）7月創立の日本生命では、保険料率の算出を依頼された藤沢利喜太郎氏が我が国の人口統計に基づき死亡表を作成し保険料を算出したが、保険料率が高いために生じた利益の一部は保険契約者に割戻すべしとの藤沢氏の意見を容れ、8年毎に決算を行い、契約者配当を行うことを同社の定款及び保険規則に明記し、実際にそれを責任準備金比例で分配した。

また、1887年（明治20年）創業の帝国生命でも1902年（明治35年）1月から売り出した利益配当付保険では、当時米国で隆盛であったトンチン式配当を採用していた。

1900年（明治33年）に保険業法が施行され、相互会社が法的に認知されて1902年（明治35年）には日本で最初の相互会社である第一生命が事業を開始したが、その定款第38条において剰余から法定準備金（20分の1）、役員賞与金（20分の1）を控除した残額を社員配当することを明定している。

このように相互会社は当然として株式会社においても、古くから配当付契約が販売されてきたのであるが、1934年生命保険経営第6巻付録に収録されている森範郎先生の「保険約款の各条項の研究」によると、株式会社27社64種類中、配当付の契約は27社55種類と多くを数え、無配当契約はわずか8社9種類に過ぎなかった。

その算出基準は様々であったが大別すると、（相互会社の契約7社8種類あった

がこの表からは除外されている。)

年払保険料に経過年数を乗じたもの	12 社	23 種類
年払保険料に経過年数から 1 を減じたもの	2 社	2 種類
年払保険料に経過年数から 2 を減じたもの	2 社	2 種類
年払保険料とするもの	1 社	1 種類
既払込保険料の元利合計とするもの	1 社	4 種類
責任準備金とするもの	5 社	10 種類
保険料積立金とするもの	7 社	11 種類
その他	1 社	1 種類

配当開始期についても様々で、

2 年後（即ち第 3 保険年度）とするもの	8 社	10 種類
3 年後とするもの	14 社	31 種類
4 年後とするもの	2 社	2 種類
5 年後とするもの	3 社	5 種類
その他		7 種類

といった状況であった。

昭和初期における保険料の計算基礎率は、予定利率は年利率 4%（一部の会社 3.5%）であったが、死亡表は商工省日本経験生命表の採用が一般化されるまで各社まちまちで、付加保険料は予定配当を考慮に入れたので会社間で高低の巾があった。即ちイギリスで行われているようなボーナスローディングの考え方であった。それにより配当額の多寡を競い保険料と予定配当金との差額を正味掛金と称し募集競争上盛んに利用された。

昭和の初期は不況下で低金利時代ではあったが、保険料に経験年数に応じた係数を乗じたいわゆる累加配当方式による高料率高配当と低料低配当商品とが市場で厳しく競争した時代であった。

1927 年の金融恐慌では一部財務体質の弱い会社は大きな打撃を受けたが、大多数の会社は 1937 年日中戦争が始まるまではその配当率を継続した。

1937年7月の日中戦争の勃発後は、生命保険会社は大量の国債の保有の増大が義務付けられ、総資産利回りの低下は不可避となり、又戦争死亡保険金の増大も見込まれたので1937年(昭和12年)10月には生保会社各社は一斉に一割減配した。その後戦争は拡大するばかりで経済環境の好転する見込みはたたず、1938年(昭和13年)9月には再度引き下げざるを得ない状況となった。

戦争が長期化するに及んで、これまでの累加配当方式の継続が疑問視されるに至って、従来から高配当主義の第一生命でも1940年(昭和15年)8月低料新種の「最終配当付養老保険」の発売を発表、続いて日本生命も又「利源配当付保険」を9月より発売したのであった。この日本生命の利源配当付保険は個々契約に対し危険差益、利差益、費差益の3利源別に計算し契約者配当の割当を行うもので、配当開始期も従来の5年目から3年目に改め、いわゆる戦後わが国の主流をなす3利源契約者配当のモデルとなった商品であった。その後多くの会社が名称は異なるものの同一趣旨の新商品を開発し、旧種の募集停止を行ったのでここに全盛を極めた累加配当方式は過去のものとなっていったのである。

3. 12. 2 第2次大戦後から保険審議会の開催まで(1948~1958)

この時期は今から振り返って見ると、生保業界が協調して戦後インフレと在外資産の喪失による打撃からの回復めざして努力した時代であった。

契約者配当に関して云えば、1948年(昭和23年)度決算で対干3円の契約者配当を再開し、戦後の混乱期に行った付加保険料の引き上げの是正をはかり、1950年(昭和25年)には責準比例配当を導入、利源配当へ向けて戦後の第一歩を踏み出したのであった。

又当時は、会社によって配当開始年度が2年目配当会社から4年目配当会社まであってまちまちであったが、1958年(昭和33年)には個人保険について低料新種からまず4年目配当の会社が3年目配当に変更した。

1958年頃になると、生保会社の業績は次第に回復し、保険契約言において概ね卸売物価指数で換算し戦前の水準に復帰するそれと相前後して、金融機関再建整備法に基き棚上げを行った契約(一万円以上の保険金額の契約を対象とするもの)についても、調整勘定(旧勘定資産からの利益を旧債権者に帰属させるために設けられたもの)の益金により、政府による国家補償を返済した上で1957年(昭和32年)より支払いが開始されて、1959年(昭和34年)7月にはその処理が終了しこれに

より完全に戦後の傷跡を解消した。

3. 12. 3 配当率の個別化の進展と内部留保の充実（1959～1970）

1959年7月には保険審議会が開催され、1962年3月には生命保険計理に関する答申が行われた。そこで指摘している契約者配当に関する主な点は、

1. これまでは保険会社の体質が強化されていないので業界協調路線を採ってきたが、今後は契約者配当の本来の趣旨に基づき個々経営実績を反映するように漸進的に進めていくべきである。
2. 2年目配当と3年目配当の2種類の方式があるが、いずれの方式を是とする理論的根拠はないが契約者に誤解を与えないために統一することが望ましい。
(1962年（昭和37年）新契約から統一)

現実には1960年（昭和35年）から各社の経営効率、内部留保の水準を反映して少しずつ配当率の個別化が進展していった。

1968年（昭和43年）7月には“国際化、資本の自由化”に備えた企業の体づくりとして責任準備金の充実が行政方針として示され、各社の実情に応じ計画的且つ段階的に純保険料式の積立をめざして努力することになった。

3. 12. 4 特別配当の導入とその発展（1971～）

上述の純保行政の結果、各社が予定を上回る速度で内部留保を充実し、1970年より相次いで責準の純保険料式積立を達成した。そこで業界では純保式責準達成後の増配エネルギーを過当競争に向けないで、契約者還元をはかるにはどのようにすべきか、ということが課題となり、検討の結果、既に、3. 7 特別配当で述べたように長期継続契約へ重点的に還元する特別配当制度の導入がはかられた。

これについては、一旦1975年（昭和50年）に一応制度の安定的定着がはかられるのであるが、1986年（昭和61年）の決算から金利低下に伴う通常利差配の減配を補うものとして再びその役割が重要視され、エクイティー資産の値上り益の還元という性格を強めていた。

その間、特別配当の財源確保に関連して看過出来ないことは2点上げられる。その一つはオイルショックによる高インフレ化で保険審議会の示唆に基づき1974年（昭和49年）に昭和20年代契約に関しインフレによる実質価値の低下を償う財源

の事前積立方式による特別措置の実施であり、その管理は特別責任準備金を積立てることにより行われたことである。(一定期間に分割して積立てた。)

他の一つは1976年(昭和51年)以降、昭和30年代以降の契約についても、その財源確保のためいくつかの会社で一部事前積立制度の導入をはかったことであった。これは消滅的特別配当についてその1/2程度を目度に約款を変更して行ったのであるが、それは所定の年数を経過した後に消滅する契約に対し割当てを行う社員配当割当の規定と、社員配当金特殊支払特約より成っていて結果的にある種の養老保険買増を行うことによりその仕組が構成されている。

尚、特別配当に関連したその後他の側面における展開として

- (1) 定期保険等の取扱
- (2) 配当買増契約に対する取扱いの2点について指摘出来る。

定期保険(定期特約含む)については、消滅時の責準に経過年数に応じた指数を乗じた方式では、定期保険の責準が保険期間、年齢により一定の経過年数を経過したときをピークに減少し満期時には零になることから、不公平な取扱いになっている。

そこで1986年(昭和61年)から定期保険(定期特約)については他の責準と切り離し、10年以上経過契約に対し保険料に経過年数に応じた一定率を乗ずる方式を採用し、1987年(昭和62年)にはその率の引き上げを行った。

配当買増契約(いわゆる孫配当)についてもいろいろ議論があったが、経過年数を主契約の年数と同一としその率を全般的に主契約の0.1とすることで落ち着いた。

3. 13 金利低下期における契約者配当について²³

3. 13. 1 1986 年の特別問題研究会

わが国における金利は 1980 年をピークに円高、ドル安を背景に、1986 年から急激に低下し 1987 年には公定歩合は 2.5% という戦後の最低水準を迎えるにいたった。そのような状況下で生命保険会社は、ハーディー式による総資産利回りの低下により利差配当率を含む諸利率の見直しがせまられる一方、多額のキャピタルゲインの発生が見込まれた。

このような状況の中で生保業界としては 1986 年 8 月生保協会内に特別問題研究会（山内正憲委員長）を設置し 1. 配当体系のあり方 2. 諸積立利率 3. 資産運用利回り表示 4. 一時払養老保険（短満期）の 4 項目について検討を行った。約 3 ヶ月の検討の結果、11 月には報告書がまとめられたがその中から主題に関係するところのみ、以下箇条書きで要約すると次の通りである。

1. 近年、通常の利配収入とキャピタルゲインとの区分が曖昧（為替差損益、特金信収益等により）となってきたので利源分析の手法の修正が必要である。
2. 金利情勢の大幅な変動期においては利差配当率の弾力化を図ることが望まれるが、その際保険種類、経過年数等によって差異を設けることは不公平性をもたらすものではない。（投資年度別配当的概念の容認）
3. 特別配当については、ここ数年来の高株価を背景に契約者還元の要請が強くなっている（金利の下降期には株式、債券等保有有価証券の価格が上昇する）が水準の引き上げは慎重に検討すべきである。しかし次の諸点については改善が図られるべきだと提言し 1986 年（昭和 61 年）度決算による契約者配当から一部実施された。
4. 諸積立利率間においては資金の持込みの任意性、主契約の存否等により、その水準に差を設けることについては合理性を有するものとする。
 - (a) 種類間の公平性の確保の観点から現行の支払時責任準備金比例のみを要素とする配当方式は見直すべきである。
 - (b) 支払時期の早期化については最終精算配当としての性格から極端な早期化は問題があるが、超長期の種類については支払時期の繰り上げを行い契約者の便宜をはかってもよい。

²³ 特に保険金増額配当方式を採用している英国ではこの問題は大きな課題となっている。（参考文献 4 及び 5 参照）

(例えば、積立配当利率 \geq 前納積立利率 \geq 保険金据置利率²⁴⁾)

5. この他、募集文書上の問題の指摘があった（これについては、「3. 14. 1 募集資料記載の配当率」を参照）

3. 13. 2 近年の低金利対応

1990年代以降は、金利の低迷を受けて、生保業界には運用収支が予定利息を下回る、いわゆる逆ざやが発生することとなり、利益が大きく減少し、この状況が長引くことが想定される中、この逆ざや問題への対応に各社が追われた。

この問題に対応すべく、各社とも配当基準利回りや特別配当の引下げ等により、健全性確保に努めるとともに、予定利率の引下げによる保険料率の改定（団体年金の予定利率引下げ含む）や5年ごと配当保険等の開発による商品対応を実施してきた。ここでは、これ以外に契約者配当に関して採られた主な方策を取り上げてみる。

(1) 予定利率別の配当基準利回りの導入

「3. 6. 2 (1) 利差配当」で述べたように、予定利率が高い契約ほど将来の逆ざやリスクが高いことから、高い水準の内部留保が求められるが、こうした考え方を配当率に反映させるものである。これにより、高い予定利率契約の配当率の引き下げ幅は大きくなったが、健全性の確保が一層図られることとなった。

(2) 契約単位配当方式の導入

配当基準利回りの引き下げにより、貯蓄性の高い養老保険、終身保険を中心として、利差配当率 Δ_i がマイナスとなることにより、通常配当 D_i もマイナスとなることとなった。しかし、定期特約付終身保険等が主力の中にあって、定期保険特約部分はマイナス Δ_i の影響は受け難いため、通常配当 D_i はプラスとなっていた。技術的には、主契約と特約の契約者配当は各々計算されるのであろうが、定期保険特約部分だけの契約者配当を行うことは、保険契約者からの収支貢献を考えた場合、一利源を重点的に還元していることとなり、総合収益で考えた場合には必ずしも公平とは言えないこと、同じ給付を行う組込商品で考えた場合、特約で加入した方が大きい契約者配当受取となり、公平性を欠いていることから、主契約と特約の各通常配当 D_i を相殺して、その契約の配当とすることがなされ、収支貢献に応じた契約者配当が促進され、健全確保が一層図られることとなった。

²⁴ この不等式の関係は、一例であり、絶対的なものでないことに留意が必要である。

なお、これらの取扱いは、利源別の契約者配当と財源を照らして見る場合には留意が必要である。すなわち、利源分析はあくまでも群団全体で把握するため、個々契約の収支状況までは表し難い。また、とりわけ、契約単位配当方式を行っている場合、利差配当所要額は、単純に $\Delta i \times V$ となるのではなく、 Δi がマイナスのときには、利差配当、危険差配当及び費差配当の合計でゼロに止めるため、危険差配当と費差配当により補填された計算結果となり、単純な $\Delta i \times V$ よりも増加して表示されること、また、配当基準利回りを引き下げると、通常であれば利差配当所要額は減少するのだが、危険差配当と費差配当から補填される分が変わらなければ減少しないことも生じうる。肌理細かな配当率設定を行うのであれば、それ相応の分析・検証が求められよう。

3. 14 契約者配当のその他問題点

3. 14. 1 募集資料記載の配当率

生命保険契約の募集時に顧客にどのような資料を提供すべきかは重要な課題であるが、とりわけ将来支払われる契約者配当金に関する数値との関係は、生命保険契約に関する契約者の実質的負担が契約者配当の支払いを待って確定することから価格の一部を構成するのでとりわけ重要である。

わが国の法令では戦前の契約者配当をめぐる過当競争に対する反省から「保険募集の取締に関する法律」（1996年の新保険業法の施行に伴い廃止）の第15条第2項で「募集文書図画には保険会社の将来における利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項を記載してはならない。」と明文化されている。しかし募集資料に契約者配当金に関する何等かの数値の記載を行わないというのは商品を選択する上で不十分であるということで、直近の契約者配当算出基礎で将来まで算定したものを次のような文言を付した上で記載する慣行となっている。その文言は「記載の配当数値は昭和63年度の支払配当率がそのまま推移したと仮定して計算したもので今後変動（増減）することがあります。従って将来のお支払額をお約束するものではありません。」となっている。それでも配当率がどのような状況の下で変るかについては何等の説明もないので市中金利が落ち着いた後タイムラグを置いて生命保険会社の利回りが低下して行く場合、あるいは将来特別配当を減配する場合を考慮すると、将来、契約者の不満を招かないようにその取扱いもしくはPRに相当の留意が必要であるように思われる。（そのような点に配慮し、1987年（昭和62年）度決算で消滅時特別配当を経過年数の長いところで引き上げをはかったが、その分は募集資料に反映させないことになった。より一般的には特別配当については経過年数別というよりはむしろ契約年度別という考え方が妥当のようであり、イギリスの論文の中でもそのような主張が見られる。）

本問題については諸外国²⁵でも重要課題として取り上げられている。米国では生命保険契約のコスト比較の上で問題が表面化し1978年3月米国ア会の中に先に述べた契約者配当理論に関する委員会を設置する直接のきっかけとなった。

戦後40年間に亘り多少の起伏はあったが、全体として生命保険業界は死亡率の改善、事業費の圧縮を通じて保険料の実質負担の軽減に努めてきたが、1985年（昭

²⁵ 記載内容については、当時のものであり、その後の変遷については、各自フォローされたい。

和 60 年) 度から状況は変化し転換期を迎えようとしているのでこの面について考え方もその時代に合ったように変えざるを得ないであろう。特別問題研究会でもこの問題の重要性を認識し「募集文書上の記載にあたっては、契約者をミスリードすることのないように特段の配慮をはらうとともに、セールスマン教育において周知徹底すべきである」としている。

英国ではフィナンシャルサービス法の中の重要課題として証券投資委員会 (The Security and Investment Board 略して S.I.B.) の規則の中にこのことが盛り込まれることになった。そのため業界内で検討してガイダンスノートを作成し 1986 年 11 月以降そのガイドラインにそって行われている。²⁶

(旧) 西ドイツでもかつては募集時の予想配当を禁止していたが、この規則は 1959 年に以来数度に亘って緩和され、その後改正された規則 R3/86 に基づき条件付で認められている。(103 ページ (旧) 西ドイツの項を参照)

3. 14. 2 個人保険と団体保険のバランス

これについては基本的には次の 3 点に集約される。

1. 個人保険は 3 年目配当が一般的であるのに対し、団体保険、団体年金は 2 年目配当である。この差を利差配当その他にどのように反映させるべきか。
2. 団体年金保険については、信託との競合等により個人保険の安定配当指向に比して、より市中金利連動性を強める必要性はないか。
3. 保険終期の定めがない団体年金の特別配当は如何にあるべきか。又それは団体年金の中でも厚生年金基金保険、税制適格年金と保険料全額被保険者拠出の共済型のものと同一でよいか。前者については λ 配当、 μ 配当、費差配当と細分化されているのを全て毎年配当の中にまとめて行く上で全般的財源からの個人保険との公平性の問題であり、後者は契約自体が個人保険の団体扱に類似していることからの契約上の公平性の問題である。これらの問題点は過去数年間の配当率決定の過程²⁷の中でその一部については解決がはかられてきているが

²⁶ SIB の草案が既に公表されているが業界はその正式適用に先がけてガイダンスノートを作成・実行に移しているガイドラインは定額保険、変額保険の双方について死亡率、事業費率、利率について標準的な仮定を設定し例示金額によって算出される金額を超えないよう義務付けている。

²⁷ 1973 年からこの問題が取り上げられ 1976 年以降、体系的にも量的にも適正化への努力が払われている。この間の経緯については参考文献 9、10 を参照のこと。

尚検討すべき点は多々あるように思われる。

3. 14. 3 その他の課題

(1) 剰余金処分によらない契約者配当 (Directgutshrift)

将来の研究課題としては、配当開始期のところでも指摘したように会計年度ベースの企業収益と保険年度ベースの契約者配当制度をどのように一致させるかという点である。これは 1983 年から (旧) 西ドイツで行っている利差配当で利差の一部を年単位の契約応当日に剰余金処分によらないで分配する方式である。(旧) 西ドイツはこの方式のための基準金利を 5% とし予定利率との差 (例えば予定利率 3% のものについては 2%) を前払する。この方式の良い点は他の金融商品との比較上高い予定利率と同様の効果が得られること、生保会社の決算上の剰余金あまり巨額にならないといった点である。

(2) 投資対象を考慮した契約者配当制度

投資が貸付を主体に成り立っている場合と、株式と不動産から成り立っている場合とでは経過年数別の剰余の発生具合が著しく異なる。従ってどのような配当方式が剰余との見合で好ましい配当方式かということになると前者の場合は毎年配当に重点を置いた制度がふさわしいし、後者は消滅時配当に力点が置かれざるを得ない。第二次世界大戦を境に世界の投資環境は大きく変わり、とりわけ近年はこの面の国際化が著しく進歩したし、又財産利用に関する規制緩和を背景に投資多様化がはかられた。それによりインカムゲインとキャピタルゲインの区分も必ずしも従来のように明確でなくなっている。投資を持分に応じて個別管理する変額保険も開発されたことによりそれとの対比において定額保険についても契約者間の公平性が再び問われることになることが想定される。従って我が国でも戦前行っていたボーナスリザーブバリエーションと同様の機能を果す財源のチェック方式確立が望まれるのである。²⁸

(3) 契約者間の公平性に関連して

“Equity” という言葉はデモクラシーという言葉と同様、各国の状況に応じ若干異なって解されている。米国のアクチュアリー スタディーノート "Analysis and distribution of surplus for individual insurance" の中で巻末に次のような解説が

²⁸ 将来割当てる配当金の現価を支出に置いて責任準備金を将来法で計算する方式

けられているので紹介しておく。

過去に生命保険会社が遭遇した事柄に照らして剰余金の分配における公平性の主要な原則は次の順位である。

原則1 会社の健全性と契約者利益の確保（**Integrity**）が個々契約者間の厳密な公平性に優先する。

「説明」 ある種類（例えば年金の無配当保険）で赤字を出した場合は他の利益を生んでいる種類の剰余で補う必要がある。又 1930 年代の不況下では配当率を一律に削減した場合もあった。

原則2 原則1を充足している限りにおいて計算基礎率の異っている契約群間で実質的な公平性が維持されねばならない。

各契約群はその料率からの剰余で出来る限り常に自立する（**Self-supporting**）する必要があり、約定による債務の履行のための準備金を持たねばならない。

「説明」 災害給付、保険金の据置、分割払の条項を持っている契約群は将来その特約等からの損失を被る可能性があるのでそれに備えて準備金を持つ必要があるだろう。

わが国の場合でも養老保険、定期付養老保険などで計算基礎の異なったものが併存しているが、将来損失の生ずる確率は異なると考えられるので危険準備金等の準備金の持ち方等について一工夫必要であると思う。その場合には配当調整についてもそれらの条件を考慮することが検討課題となるであろうか。

原則3 各群団内の契約の中では種類、加入年齢、経過年数等を考慮して概略剰余への寄付に比例して分配されるべきであろう。

「説明」 この原則を適用することにより、特定の契約群の中である種のものにはかなりの額の契約者配当金を支払い又別の契約はほとんど0ということが起る。例えば、予定利率 3.0%の養老保険の満期に近い経過契約の契約者配当はほとんど0であるが、同様の基礎率の終身保険についてはかなりの額があるといった場合があった。

原則4 契約者配当に関する契約者の通常持っている期待は上述の原則と矛盾しない範囲内でこたえられるべきである。

「説明」 契約者配当金が経過年数毎に上昇するといったことがこれにあたる。

原則5 実務的に得られるのは大まかな公平性である。

「説明」 これまでの4原則を無視する訳ではないが、経費の個々契約の配分、利配収入の配分、についてはその手段に関してある程度裁量の余地があることが認められる。

わが国の旧施行規則第32第2項に「②前項の場合を除くの外生命保険会社が其の保険契約に対し利益又は剰余金の契約者配当を為さんとする場合（会社の利益又は剰余金計上前支出する場合を含む）に於いては各保険契約間の公平を期する為必要なる準備金を積立つることを要す」の条文が設けられたのは、累加配当（次章参照）制度に関し契約者間の時系列的公平性確保のためであった。

なお、現在、わが国においては、実務基準第17条（公正・衡平な配当）に剰余金の分配または契約者配当が、公正・衡平であることの要件が示されているので、参照されたい。（3. 3. 3(3) 保険計理人の実務基準における取扱い）

(参考) 各国の契約者配当制度

以下、各国の契約者配当制度として、米国、英国、(旧)西ドイツ、フランスにおいて、過去議論があった内容を参考までに記載する(記載内容については、当テキストの改定前の内容を基本的に存置しているため、現在の内容については、各自でフォローされたい。)

1 米国

(1) 契約者配当理論の見直し

1976年3月アクチュアリー会(以下SOA)では"Committee on Dividend Philosophy"を設立した。

この委員会の目的は

- (a) 契約者配当金の計算及び募集資料に用いる契約者配当金に関連して、それに関連する理念的なものも含めその基礎をなすアクチュアリー的原則と実務の諸問題を深く研究し
- (b) その研究結果の報告書と勧告文を作成するということにある。

このような委員会が設置された背景としては米国ではコスト比較を行う上で契約者配当のあり方が問題となり大きな関心が持たれるようになったという事情がある。その関連で募集資料に用いる契約者配当金の計算方法を調査したところ、一般的には現行の配当実績に基づいているものの、そのことは州の法令で規定されているものでなく、全ての会社で利用されている訳ではないことが判明した。1975年上院の“退職軍人の住宅及び保険に関する小委員会”でもこの問題が取り上げられ、その結果、契約者配当問題を研究する委員会が設けられたのである。

この委員会に依頼された検討項目は幅広く、簡単に要約することは困難であるが次のような事柄が列記される。

- (a) コスト比較が有効に出来るよう、募集資料に例示されている配当率は各社間で十分な均一性をもって作成されているか。
- (b) 契約者配当は契約者間の公平性の原則に照らして適正な基準に合致しているか。
- (c) 競争上の圧力が会社をして旧契約者の犠牲において新契約を優遇するよう影響を与えていることはないか。

(d) より具体的に、投資年度別配当方式は個人保険の配当方式に認められるべきか。

(e) 契約者配当の実務がそれに利害関係をもつ公衆に充分ディスクローズされているか。

委員会としては配当率を決定する過程でどのような制約が課せられようと、配当方式は狭い範囲に限定しないでディスクローズする方向が好ましいというスタンスで取り組んで、1980年には勧告文と報告書を作成した。

1980年の秋になってユニバーサル保険、カレントアサンプション据置年金保険など保険会社が従来と異なった保険料率、付与利率の変更権を留保した新しい商品が数多く開発されたので、そのような非保証要素 (non-guaranteed elements) の問題を契約者配当ではないが経済的効果が類似し契約者配当制度との整合性を保つ必要性から検討を行うため委員会の名称を変更し、その職務の範囲を広げて再発足させ、それについても最終報告書及び勧告文を1988年夏までに完成した。

(2) 米国における契約者配当の問題点

(a) 契約者貸付

1970年代になって一般金利が上昇し、それまで約款上5%もしくは6%で認められていた契約貸付を活用して他に投資するということが顕著に見られるようになり、そのあり方が業界ベースで大きな問題となった。

NAICは最高年率8%とする変動貸付条項の制度を採択し、それが次第に各州法に反映するようになると、いくつかの会社では州によって約款を変えるという事態が生じた。そして約款上の貸付条項の差異により配当群団を別にし、利差配当率に差をつけるという方向に進んだのであるが、それは同時に次のような議論を生じさせた。即ち、契約者貸付条項を活用するかどうかで利差配当率を変えることは合法的かという問題である。

現在のアメリカンアカデミーの勧告文によると“利差配当率の決定に際して契約者貸付の結果を反映するのは一般的に容認された実務である“となっている。しかしそれは特定の約款の契約群団全体に平均的にその結果を反映させることのみを意味するのか実際に貸付を利用したものを区別するのかこの文だけでは判然としないが、1982年版のSOAのスタディーノートではHenry S. Huntingtonは次のような趣旨のことを述べている。“契約者貸付条項を配当率に反映する方法と

して群団平均法と個別計算法とあるが、同一契約条件の契約群をプールして平均的に公平性の原則を達成する群団平均法は問題がないが、個々契約毎に契約者貸付の有無を直接的に契約者配当の計算に反映する個別計算法については約款で保証している貸付を受ける権利の侵害になるのではないかという批判が生じる”(本件については 1980 年現在では裁判所の判例がなく若干不明確なところがある)。しかし SOA のレコード²⁹によるとノースウエスタン・ミューチュアル社は新商品シリーズで個別計算法を採用している。

(b) 消滅時配当

米国の消滅時配当は日本、イギリスのようにキャピタルゲインの分配という考え方と幾分異なっており、責任準備金等により金利の変動に備えて手厚く積み立てられてきた内部留保を還元するという考え方に基づいて行われている。

当初は (1948 年以前) ニューヨーク州で営業している会社では 1 社のみ (メトロポリタン社) が行っていたが、1930 年代後半からの低金利に備えた責準備積立の充実とパンチカードシステムの発展により 1955 年頃までには多くの会社がこの制度を採用することになった。

これに関し業界で賛否両論の議論を行ったのでニューヨーク州保険局では実態調査を行った上、一つの運営基準を作成し 1958 年にそれを公布して、それを認知した。その基準によれば消滅特配当を支払う場合は死亡、満期、解約を含む全ての消滅契約について行うこと及び毎年保険局の認可を要することなどが要件となっている。

(c) 投資年度別配当

投資年度利方式 (Investment Year Method) は、かなり以前から (このためニューヨーク州で 1961 年に規則 33 条を改定し、公布している) いくつかの会社で団体年金を主体に行われたが、1970 年代に入って市中金利が上昇し新規投資の利回りが会社の平均利回りより高くなり個人保険の契約者配当についても投資年度別法へ移る圧力が高まってきて、いくつかの会社でそれを採用するようになった。この件に関してはアカデミーの勧告文では“ポートフォリオ平均法でも投資年度法で一般的に容認されている実務であると考えられる。いずれの手法を採用するにしても健全な理論的な裏付のもとで行われるべきである。アクチュアリー

²⁹ Record Vol.8. No.2. P.449~450 に Petry 氏の説明が載っている。

告書は利差配当率を決定するにあたってどちらの配当方式を行ったかについて言及されるべきである“としている。

先に述べたウインター氏の契約者配当の理論によれば、個人保険の契約者配当を算出する上で投資年度別を採用することには少なくとも次の三つの有効な反対論があるといっている。

現状のような高金利の下で投資年度別配当を使用することは、より新しい契約者に利することになる。その結果、全体としての分配可能剰余は変わらないので、古い契約者は損害を被ることになる。過去 20 年間の大半、現在継続中の契約は、新規投資利回りより低い会社全体の利回りに基いた契約者配当金を受取ってきた。もし、配当率に関する基本原則が、会社全体の利回りが長期継続契約に有利になるような時点で変更されるとしたら、公平性に関する大変現実的な問題が発生する。

見送客の契約選択時における例示配当の意義は、次の節で検討するように益々重要な課題になっている。その議論の一部は、例示配当の信頼性である。信頼性は、配当算式の変更の頻度と程度に密接にむすびついている。新規投資利回りは会社全体の利回りより変動し易く、新規投資利回りにもとづく配当制度は、会社全体の利回りにもとづくものより会社が最初に示した例示配当から実際に支払う契約者配当金より大きく乖離する結果をもたらす可能性があるろう。

実用上の理由から、新規投資による配当算式へ移行することは危険な一方通行である。諸利率の唯一のたしかな歴史的な事実、金利水準の循環的性質である。新規投資の半分の期間は、全体の平均利回りより上で半分の期間はそれより低い。新規投資利回りが高い間、業界のこれまでの標準的方式を破った会社は、その例示的配当で当面の有利性を享受するであろう。しかしその有利性は一時的であり、遅かれ早かれ利回りは周期的に下降するに違いない。

わが国の場合は近年ニューマネーの投資利回りは低く、米国とは逆の形の投資年度別利差配当の導入が検討課題となろう。

(d) その他ニューヨーク州法の配当条項に関連して

ニューヨーク州法では第 4231 条で契約者配当に関する事項を定めているが、これまで問題にした事項以外でわが国のそれとの関連で興味ある事項を抜粋すると次のようなものがある。

- (i) 毎年契約応当日に契約者配当金を割り当てなければならない。
- (ii) 第一保険年度以降は契約者配当の支払いを次年度の保険料の収納条件としてはならない。(日本では 1973 年(昭和 48 年)以前は次年度の保険料払込を条件としていたが 1973 年 4 月の約款の改訂で変更された)
- (iii) 初年度配当は死亡率、経費率、利回り等について合理的に想定して、その年に実際に収益がなければ支払ってはならない。

個人保険については日本とアメリカでは配当割当年度が一年ずれていることに注意する必要がある。今後保険会社が金融機能を重視した商品の提供を積極的に行う上で 3 年目配当が適正であるかどうかを再検討する必要がある。

- (iv) 割り当てられた契約者配当金は契約者の選択により次の 4 種類のいずれかの方法により支払われる。

1. 現金

2. 保険料と相殺

3. 払済保険の購入

4. 利息を付して積立てる。もし、契約者が指定をしなかったら契約上での方法によるかを明示する必要がある。ただし年金保険、定期保険については 1、2 の方法のみとする。

この他に第 5 の方法として一年定期保険の購入があるが、この方法は当初契約者貸付により保険金が減少することを相殺するために導入された。これについては規則 39 条で定められ、概念的には積立配当金の一部で定期保険を購入するように構成されている。

- (v) 相互会社は全て有配当保険とする。

なお 1988 年に行われたハイマンレポートではこの条項の削除が提案され、1987 年の法改正において条件付で相互会社の無配当保険が認められるようになった。

わが国の場合は 1972 年(昭和 47 年) 11 月に行われた「国際化の進展に伴う法制上の諸問題について」と題する答申の中で無配当保険については次のように記述されている。

「他方、無配当保険および変額保険に対する社会的ニーズを考慮すれば、当面、現行保険業法にもとづき行政上の必要な措置を講ずることより、その範囲内においてこれらの保険を実施しても、特に問題はないものと認められる。」

(1) 無配当保険について

イ 法制の整備に当っては、

- (イ) 相互会社の取り扱う無配当保険についての根拠規定を明定すること
- (ロ) 定款の必要的記載事項とすること
- (ハ) 無配当保険にかかる事業については、他のものと明確に区分経理させること

が必要である。

ロ 当面の措置としては、とりあえず、現行保険業法のもとにおいて、相互会社につき社員関係を伴う無配当保険の取扱いを認めることはさしつかえない。

しかし、この場合においても、定款にその旨を記載させるほか、無配当保険にかかる経理については、他のものと明確に区分させることとするのが適当である。

現実には相互会社各社は、無配当保険の販売が出来るように定款の変更を行ったものの海外旅行保険以外その例がなかった。

2 英国

(1) 契約者配当の歴史

英国の生命保険事業は200年以上の長い歴史を持ち契約者配当もさまざまな経営環境の下で行われてきたので、その発展の歴史を知ることは興味深い。以下、先に述べた第18回ICAのそれに関する論文を中心に見て見ることにする。

英国においては1776年に最初の近代的生命保険会社であるエクイタブル社が初めて決算を行い、その結果が当初に考えていたより良好で1777年の総会で従来払い込まれるべき保険料の10%引き下げと、それまでに払い込まれた保険料総額の10%を1777年11月以降に支払うべき保険料と相殺するもしくはそれが保険料を上回っていたら現金で支払うということから契約者配当制度が始まった。その後5年経過し、エクイタブル社の財政状況を再調査しようとした時、プライス氏がノーザンプトンの死亡者にもとづいて死亡表を作成したので新しい保険料率はその死亡

表によることとし予定利率 3%で保険料を計算したところ、それまでに使用されていた料率に比して大変低くなったので、あまり急激に料率を変更することは好ましくないとの判断から 15%の安全割増が付加された。それでも尚それまでに使用していた料率より安かったので、公平性を保つ見他から既契約についてそれまで保険料を払い込んだ回数に応じ保険金を引き上げた。この 1782 年の配当率は経過年数につき 1.5%で、これがその後、約 200 年間に亘って英国で一般的に行われてきた保険金均一増額配当 (uniform reversionary bonus) 制度の始まりであった。

19 世紀の初期には他の契約者配当方式も導入され、同時に定期的に契約者配当を行う会社も増加してきた。1839 年に Faculty of Actuaries (スコットランドのアクチュアリー会) の創設者 E.Sang 氏が論文を発表しているが、その中でいくつかの会社が行っている高額な契約者配当は過去に消滅した契約の内部留保分からその財源の多くを依存し、現在の料率からはそれが裏付けられていないことを指摘しているのが注目される。

1968 年の国際アクチュアリー会議における英国のナショナルレポートでは、このようなことがその後の契約者配当の歴史の中で繰り返し、繰り返し行われて現在までに至っていることを指摘している。尚、その論文によれば初期の契約者配当には今日でも依然として通用するいくつかの教訓がある。その一つの教訓は会社がナポレオン戦争の時に不必要な動揺を示したことであった。すなわち資産の市場価格の下落について大変懸念し、その結果による金利上昇が収支に好影響をもたらすことについてよく認識しなかった。消極姿勢をとったがその結果戦後当惑するぐらい多くの剰余が生じた。この教訓は「真に経営を圧迫するのは戦争や経済危機による資産の一時的値下りではなく、長期に亘る資産運用利回りの低下とそのような収益の低下が見られるにもかかわらず配当率を維持しようとする会社間の競争である」。

このことはその後も第一次世界大戦、1930 年代初期の経済恐慌、第二次世界大戦など数度に亘る経営危機においてくり返し現われることになった。

19 世紀後半の主な特徴的なことは生命保険事業への新規参入のラッシュとそれに対する健全な業務運営の確立であった。契約者配当について言えば一律方式か経過期間により配当率を定める方式かの競争があり、いくつかの配当方式が併存していた。又、1863 年にはアメリカのホームズ氏が利源別配当方式を英国のアクチュアリー会誌 J.I.A. に発表し、1895 年には 8 社がこの方法を採用したが結局英国ではこの方法は発展せず単純理解し易さの故に次第に一律保険金増額配当方式 (単式と複式) に統一されていった。

第二次大戦直後の1945～1948年は極端な低金利時代で、運用利回りは低下し、無配当保険を主力とする会社に真の経営危機が迫っていた。しかしながら、表面上のバランスシートは資産の値上りでもことに健全性を示していたのである。約200年間アクチュアリーは剰余の問題を、主として負債にのみ焦点をあてて議論してきたが、この1945年～1948年に生じた事態は資産と負債をそれぞれ切り離して取扱うことは出来ないことを裏付けるものであった。それ以来、剰余に関するアクチュアリーの論文は資産と負債の関連に多くの関心を払ってきた。このことはいくつかの重要な結論を導いた。その第一は、契約者配当制度はどの一つをとっても変化する経営環境の下では厳格な公平性を維持することは出来ないということであった。完全に公平性を確保するためには各契約年度毎に、群団を分離し完全な区分経理を行わねばならない。そのような理論構成は英国の伝統と全く無縁のもので、とうてい一般大衆エージェントの受け入れられるものにならないであろう。一つの保険プールの挽念は単なる数理以上のものを持っていることを英国の歴史は示している。

第二の点は別のアクチュアリアルな手法の構築の必要性が理解され始めたことである。多くの英国のアクチュアリーは伝統的な純保険料式責任準備金（注．営業保険料式責準に対比されるもの）に包含されている規律が生命保険事業の成功に決定的な役割を果たした。本質的には、それは一つの便法であるように思われるが将来に支払われるべき契約者配当のため組み込んだローディングを現時点で利益化しないようにするため考案されている。1954年と1955年は戦後の復興によって株主配当の大幅な増加が見られ、直接的には生保会社の剰余を増加させた。株価も勿論上昇したが、それは簿価ベースで公表されるバランスシートの資産には明白な影響はなかった。

このような状況の下で1955年末に約200年に亘る均一保険金増額配当に対する大きな変化が生じた。三つの有力会社が同時に追加の契約者配当を公表した。その三社の採用した方法はそれぞれ異っていたし、その理由も又まちまちであったが、共通しているのは三社共保有株式の価格の上昇について言及していた。

A社は評価益の計上によって5年以上有効に継続している契約について特別の保険金増額配当を行い、B社は投資準備金の取り崩しにより3年以上有効に継続している契約に対し、契約年度の新しい契約は若干減額した上で特別の保険金増額配当を行った。

C社は株式配当の増加による計上利益より翌年度に保険金の支払いが発生する契約について経過年数に比例した特別配当を行った。

このように保険会社に特別の措置を取るように向かわしめたものは疑いなく長期継続契約者に対する公平性の問題である（日本の特別配当制度の導入の動機と同じである）。株式に投資してきたのは正にこれらの長期継続契約者の資金であった。

この公平性の問題は他の貯蓄手段と比較することにより切実さを加えた。投資信託はすばらしい伸展を示していた。

1958年～1960年、及び1963年～1965年にわたって株式配当は著しく増加した。株価も倍増し、その後アップダウンしたが、長期的なトレンドとしては少なくとも1973年のオイルショックまでは上昇基調が続いた。会社は一般に時価が簿価を上回る部分（株式の含み益が債券の含み損を超えている）を公表した。このことは次表の示すように何等かの特別配当を採用する会社を増加させた。又特別配当を採用する会社はそれを充実させていった。その結果1960年代の中頃には一つの理由はキャピタルゲインの還元のために、他の理由は投資信託との競争に勝つために、C社の採用した消滅特配当方式が定着していった。なお、消滅特配当の算式は次の3つの方式のいずれかによっている。

- (i) 保険金及び既割当済増加保険金に対し経過年数別指数を乗じたもの
- (ii) 保険金をベースに経過年数別指数を乗じたもの
- (iii) 既割当済増加保険金の一定率

(2) 金利低下後の契約者配当のあり方

英国の金利水準については1981年末の国債の利回りが年率16%に近づいたが、その時を頂点として下降し始め1983年始には11%程度になった。この間、インフレ率は5.5%程度に下降し、株式は44%上昇した。それ以降現在までは（1985年3月）国債の利回りは10%～11%、インフレ率は5%程度にとどまっている。

高金利は通常高いインフレを伴っているが高い金利による高率の契約者配当を現実に支払っていて且つそれを募集資料に明示した場合、問題は市場における顧客の心理に形成される期待感にあるように思われる。

他の問題は金利の下降過程で株式・不動産に多く投資した場合、その値上り益で利息収入の減少がカバー出来るのかどうか、その場合どのような配当方式が適正であるかという点である。

英国の契約者配当制度は第二次大戦後単一保険金増額配当方式から複式保険金増額配当方式へと移り、それが更に1950年代の後半から修正複式に移ってきたが、

それは逐次株式に多くを投資した結果を配当方式に反映するというのもその理由の一つに挙げられる。

既に歴史のところでも述べたように 1960 年代中頃から消滅特配当制度が定着してきたが、この制度を正当化する他の技術的な理由として投資方針の変更がある。戦後の経済復興と共に 1950 年代中頃には積極的な株式投資が行われ、いくつかの会社では普通株への投資が時価で 25%に達した。1960 年代から 1970 年にかけては不動産投資が積極化し、1985 年の時点では不動産、株式といった実物投資が総資産の 70%までに占めるにいたった。生命保険契約自体も無配当保険から低予定利率の有配当保険へと移っていったのも、それを裏付ける投資方針の変更の原因であり結果であった。

当然のことながら実物投資は当初の名目的な利回りは低く、高い予定利率の商品の資産運用としては不適當であるが長期的に見ればキャピタルゲインが見込まれ、インカムゲインも一般的には時間の経過と共に上昇することが期待される。従ってこのような分野に多くの資産を投資する場合の保険契約は有配当付契約とし且つその契約者配当制度は消滅時配当を伴ったものとするのが契約者間の公平性をはかるために必要不可欠とされることが明らかとなったのである。

金利の低下による影響はあるタイムラグを置いて少しずつ利差配当に影響が現われて終極的に定常状態に達するのであるが、市中金利が大幅に下落しても直ちにそれだけ収益が減少しないかわり、一般の金利が安定した段階でも契約者配当が更に少しずつ下落して行くというのは非常に契約者に理解を得がたいところであろう。

もし、現在の金利動向からして現行の配当率を維持することが出来ないとしたらどのような手段をとるべきであろうか。将来配当率が下がるかも知れないという感じは将来の配当金例示資料の注意書きに反映するという方法もあるが、実際に支払われる配当率が直前の募集資料に記載されているものより著しく少なかったら会社に対し契約者は不信感不満を抱きかねない。

別の解決策としては通常配当率を据え置いで消滅特配当を少しずつ下げるか、あるいは通常配当を減じそれを一部特別配当で埋めることにより減配の衝撃を少なくするという方法も考えられる。

事実、金利の低下期には債券、株式等のキャピタルゲインが発生するので後者の方法は合理的だという考え方も成り立つであろう。

又、通常配当の算式の変更は一律に減少させるのではなく、主契約と配当金による増額部分とでは異なった率を採用し、その差を拡大すべきである。即ち経過年数の古い契約の減配幅を少なくするようにすることが提案されている。(最近のわが国の場合も同様の措置をとりつつある。)

いずれにしても英国では 1980 年代初期の高金利による高率の契約者配当を公表したことに関連し、それが下降期に入った時点でどのように処理するか多くのアクチュアリーにとって悩ましい課題となっているようである。この問題は配当方式の違いはあってもわが国の契約者配当を考える上で無関係のものではないであろう。

(3) 募集資料に使用する契約者配当率（金融サービス法に関連して³⁰）

1986 年 11 月に金融サービス法が成立して、同法により証券投資委員会は生命保険会社が販売活動を行う上で遵守すべき規則を作る権限が与えられた。それには契約者に提示する将来支払われる契約者配当金の例示に関する規則が含まれている。

法令が施行される前に、生保業界としては現行の実務と近い将来 S.I.B.によって要請されるそれとのギャップを埋める目的で協会加盟会社に対し 1986 年 6 月にはガイダンスノートが示され、同年 11 月から適用することになった。その内容の主な点は次の通りである。

(a) 積立金に付利する利率

会社が投資から得る利回りとそれから経費を控除し契約者に付与する利率を区分する。そして当分の間このガイドラインのための最高利率は 13%もしくは税引きで 10.75%とする。例示計算に用いる契約者への付与利率はそれから適正なチャージを控除したものとなる。

(b) 有配当契約についての配当率

会社は営業保険料から事業費、死亡保障のための費用を控除して累積計算による給付額に替えて適正な配当率を想定して例示受取額を算出することは認められる。その場合例示受取額は指定計算基礎にもとづく累積計算方式で算出した最高額を上回ることはいない。

³⁰ 金融サービス法については生保経営第 56 巻 3 号「英国の金融サービス法と生保規制」神田英次郎参照のこと。

このような目的のために通常の保険金増額配当と消滅特配当を区分する必要はない。

(c) 変額保険

例示給付金額は売却価格 (bid-price) によらなければならない。

(d) 年金

退職年金のために用いる即時払年金の料率は年利 10% を超えた利率を使用してはならない。

(e) 既契約と短満期契約

既契約及び保険期間が 10 年未満の契約の予想給付額は会社の判断により上述の計算基礎との調和を保つ限り別の基礎率を用いてよい。

(f) 実際に得られた結果

同種の現在満期を迎えつつある契約の計算例と本ガイドラインによるものとは一致しなくてよい。結果として実際に得られた金額が将来も同じよう支払われるような印象を与えてミスリードしてはならない。

3 (旧) 西ドイツ

(旧) 西ドイツでは国内社の販売する殆どの生命保険契約は配当付である。保険会社は同じ種類の商品について有配当契約と無配当契約とを同時に販売することが認められていない。最近では監督官庁は無配当の新種保険を認可していない。多くの会社は傷害特約には契約者配当を行っているが災害死亡契約には行っていない。

(1) 剰余金の分配

保険会社がある年度に得た利益は配当準備金を通して個々の契約者に分配される。しかし 1983 年から出来るだけ速やかに利益を契約者に分配するために一部について即時配当 (Direktgutschrift) が認められた。その理由は 1982 年の年央まで高金利 (それでも米英に比較すれば低い) が続いたが予定利率を大福に引き上げるのは問題だがそれは慎重に決定されなければならない。そこで蓄積部分についてより高い金利で契約したノート同様の効果をもたらすようにこのような配当準備金

を経由しない分配方法を生み出したのである。

それは監督官庁との調整にしたがい生保各社は

(A方式) 保険契約者勘定(責準プラス配当買増分)の2.0%(1987年以降契約については予定利率の差を調整して1.5%)

(B方式) 当該事業年度の総剰余金の最低35%の即時配当を行う。

の二つの方式のいずれかの方式を基礎書類に明示して行うことが義務付けられた。

即時配当に向けられる部分以外の剰余金は年度末に配当準備金に繰り入れられ通常翌々年に個々の契約に分配される。(税法上は配当準備金に繰り入れた額を3年以内に分配しないと利益として課税される)

(2) 分配方法

契約者配当の分配方法は料率と異なり会社間で異なっている。したがって(旧)西ドイツでは競争はもっぱら契約者配当で行われているとすることが出来よう。

保険会社は保険種別(大分類、普通保険、簡易保険、団体保険、年金保険等)に配当群団を構成しその群団内の分配は監督官庁によって認可された特別の指令書による。多くの会社はその契約の保険期間中に各利源が異なった割合で全体の収益に寄付するということを考慮して適正に分配することを心掛けている。

具体的な方式としては次の四つの方式、もしくはその組合せにより行われている。

(A方式) 契約者配当金が年払保険料もしくは保険金によって決定される。
(定額方式)

(B方式) 契約者配当金が既払込保険料総額に比例して分配される。(戦前の日本の累加配当方式がこの方式である)

(C方式) 契約者配当金が責任準備金に比例して分配される方式

(D方式) 配当金が主要各利源(利率、死亡率、事業費率)に従って決定される。利差益は通常、責任準備金に比例して分配される。危険差益、費差益は保険料もしくは保険金比例である。(自然配当方式という)

この他に死亡及び満期により契約が消滅する場合は消滅特配当が一般的には保険金と経過期間に比例して通常配当に上乘せして支払われる。しかしこの消滅時配当は行政通達により全体として支払われる通常配当の一定率以下に押えられてい

る。(R1/79)

(3) 契約者配当金の支払方法

契約者に割当てられた契約者配当金は通常次の四つの方法のいずれかによって支払われる。

- (i) 現金
- (ii) 保険料と相殺
- (iii) 利息をつけて積立てる
- (iv) 払済保険買増（保険金買増配当）

近年この保険金買増配当を提供する会社が増加しておりこの方法による契約者配当金の支払がもっとも一般的である。

多くの会社では契約者に契約者配当金の受取り方法を選択させている。保険期間 12 年以上の定期的に保険料の払込を行う養老保険、終身保険にあつては、現金による契約者配当金の受領はキャピタルゲインとして課税されるので、非課税の保険料相殺、積立配当、保険金買増が契約者にとって有利であろう。保険期間 12 年未満の生命保険契約に対する利息は常に課税所得となる。

(4) 将来に支払われる配当例示

1934 年には過当競争を防止するため、監督官庁は保険会社が宣伝のため将来の配当予測を行うことを禁止した。しかし、その後この規則は 1959 年以降数度に亘って緩和されてきて、1986 年の通達 (R3/86) では次のような条件のもとで契約者配当金に関する数値の情報提供が認められている。

その要点は、

1. 保険期間 30 年以内のものに限り作成される。保険期間 30 年超のものについては経過期間 30 年までについて作成する。
2. 直近社員配当率にもとづくものとするが通常配当、最終配当に含まれる利差配当が半減した場合の数値を例示する。
3. 現時点の経営効率を反映した第 2 次計算基礎を使用して財源チェックを行い財源確保の証明書を監督官庁に提出する。

4 フランス“Revalorization”の概念について

1950年代の末になって急速に進行するインフレの対策を検討した際に、フランスでは“レバロウリゼーション”の考え方が導入された。その後この方式は市場で広く受け入れられ、フランスで発売しているほとんど全ての商品（定期保険を除く）にこの方式が利用出来るようになっている。

(1) 基本的仕組

この“レバロウリゼーション”を適用する契約の保険料は、通常の計算基礎によるものに加えて英国の有配当契約と同様ボーナスローディングが加算されている。毎年発生する危険差益、利差益の一定割合（法律で定められている。1978年から85%）にボーナスローディングを加えたものがこの契約のための特別勘定に移される。その金額が定期的に全有効対象契約の年度末責任準備金と比較され、それがP%であれば個々契約の責任準備金をP%だけ増加させ保険金もそれと同じ割合だけ増額する。それにしただがって将来払い込まれるべき保険料も自動的にP%増加する。この再評価を行う頻度は会社間で異なるが、通常は年に一度である。毎年の増加率は会社間あるいは年度によってそれ程大きく変動しない。1985年当時の予定利率3.5%の契約について7%~8%である。いくつかの会社ではその適用期間を公表指数（例えば国民年金を決定する指数）に合わせて行うよう調整している。

(2) 保険料据置の選択

基本的仕組で述べたように、再評価によって将来の保険料も自動的に増額されるのであるが、契約者の要望によって全保険期間変えないように取扱うことも又可能である。この手続が行われた場合、それ以降の契約者配当は、一時払による保険金買増となり到達年齢と残金の保険期間で増額保険金が決定する。一旦、保険料固定の手続がとられたら、通常医的選択なしで元に戻すことは行っていない。これは払済保険に変更したのちに原契約に復旧する場合の取扱いと同じ考えにもとづく。

(3) 料率と責任準備金

他の配当付契約と同様に低い予定利率を採用出来る利点がある。当然のことながら低い予定利率の採用は高い営業保険料率となるが、最低限の保険金額の増額を保証することによりその欠点が是正される。この最低保証の水準は、経過年数の浅い所では機械的に計算した責任準備金が少なく保険金増額に要する原資が少なくてすむのでかなり高めに（例えばインフレと同一水準）設定することが可能となるの

であろう。これは利差益以外の利益が責任準備金比例以上に貢献することを意味する。

この保険金増額方式を採用する契約は原理的には有配当契約であるが、会社の責任準備金計算という観点からは、その時の保険金をベースとする無配当保険と同じとなる。もし将来の保険料の増額を行わないという選択を契約者が行った場合は増額部分に対する責任準備金は別に積立てる必要がある。

(4) その他の事項

解約返戻金は通常契約と同様に解約時の保険金をベースに決定される。契約者貸付についても解約返戻金の範囲内で認められる。しかしながら“レバロウリゼーション”の適用を継続しようとする限り契約利率は少なくとも会社の平均運用利率以上でなければならない。

この種の保険の危険選択にあっては契約当初の保険金を基準に無診査限度の適用などが行われる。契約者配当にともなって自動的に増額される部分については無選択である。

販売手数料も通常は初回の保険料（時々第2保険年度までの保険料）にもとづいて行われるが、その後の増額分についてはレニユアルコミッション（更新手数料）以外は支払われない。しかしながら、しばしばエージェントから再評価による増額保険料についてコミッションをもらいたいという要望がある。場合によっては保険料の増額をスムーズに行われるようエージェントの協力を得るために保険料の増額部分について減額した新契約コミッションを支払うことも一つの方策であるとしている。

参考文献

1. 18 I..C.A. “National Report” Vol.1 および Vol.3 のディスカッション記録。
Munchen.1968
2. “Philosophies of Surplus Distribution” Robert.C.Winter Study Note Part8.
Society of Actuaries. 1976
3. “Surplus in British Life Assurance” by P.R.Cox and R.H.Storr-Best.
Cambridge at the University Press, 1962
4. “The Flock & the Sheep & Other Essays” by R.M.Redington, JIA
108.1981
5. “Bonus Declaration after a Fall in Interest Rates” by S.L.Smallor, JIA 113,
1985
6. アクチュアリー会 会報別冊 第 114 号
7. “Legal Requirements on Distribution of Surplus “by H.S.Huntington &
R.M.Astley, Study Notes Part 10L
8. “ Some Observation on Ordinary Dividends ” by R.T.Jackson ,
T.S.A.Vol.11,1959
9. 「全体としてみた戦後生保計理問題一特に契約者配当を中心に」御田村卓司 生
命保険協会報第 61 巻 第 1 号
10. 「生保の計理上の諸問題」御田村卓司 生命保険協会報 第 68 巻 第 3 号
11. 「生命保険における契約者配当の沿革」藤川 博 生命保険協会報 第 24 巻
第 1 号